

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 2

昭和三十年官制改正原議(四)

國立公文書館
自治省
(48)
3 A
13-9
281

37

内務大臣官房人事課

裏面白紙

2

(37)

目

次

貢年月(起業日)

件

名

備

考

- 一、二、九、三〇東京都官制の一部を改正する等
九、九内務省内臨時職員設置制の一部を改正する等
一〇、七内務省官制の一部を改正する等
一〇、〇国土計画審議會官制の制定
一〇、三地方制度調査会官制

一般未審査業、勘定統計
民生基盤整備局と改組併合等

北海道開拓事業、地方税法改正
進駐軍の前金連絡等
会計事務

内
務
省

裏面あり

決判 一月 文書課長

施行 月 日 局令 月 日

案起 命和三十一年九月三十日局受付

主查 月 日 局令 月 日

大臣

次官

人事局長

委及號局議合日月付受及號

第一第二第三第四第五第六第七

號受號受號受號受號受號受號受

月月月月月月月月月月月月

日日日日日日日日日日日日

右閣議を請ひ

請 謹 索

東京都官割り一部を以てます事より今
要が多々ござり別種勅令等を提出する。

日	月
第	第
號	號
該受	達受
刀	刀
日	日

内閣總理大臣表

大正

朕は、東京都官制の一部を改正する等の勅令を認可し、ここにこれを公布せしめる。

御名御璽

昭和二十一年十月一日

内閣總理大臣
内務大臣

勅令第二百八十號

十月一日

第一條 東京都官制の一部を次のやうに改正する。

第一條中「東京都ニ」の下に「都長官及區長ノ外」を加へ、「長官」を削る。

第二十九條第一項を削る。

第二條 北海道廳官制の一部を次のやうに改正する。

第一條中「北海道廳ニ」の下に「道廳長官ノ外」を加へ、「長

省 内務省

目」を削る。

第三條 地方官官制の一部を次のやうに改正する。

第一條中「府縣ニヘ」の下に「府縣知事ノ外」を加へ、「知事」を削る。

第四條 観任官及諸官級別表地方行政事務局及都廳府縣の部中東京都長

官秘書官の項の次に次のやうに加へる。

第五條 昭和十七年勅令第七日七十八號（東京都官制第一條ノ二の規定により増置する職員の諸賞負擔に關する勅令）の一部を次のやうに改正する。

「東京都官制第一條ノ二」を「東京都長及東京都官制第一條ノ二」に改め「増置スル」の下に「東京都、」を加へる。

附則

東京都區長

内務省

この勅令は、公布の日から、これを施行する。但し、附則第二項の規定を除くの外、昭和二十一年法律第二十六號（東京都制の一部を改正する法律）及び昭和二十一年法律第二十七號（府縣制の一部を改正する法律）により初めて選舉に基いて都長官若しくは區長又は道廳長官若しくは府縣知事が任命されるまでの間は、當該都若しくは區又は道府縣においては、なほ、從前の規定を適用する。

東京都官制第一條ノ二に規定する二級の地方學務官の定員は、昭和二十一年法律第二十六號により初めて選舉に基いて區長が任命されたときは、これに應じて三十五人迄を限り減少するものとする。

由 基

東京都制及び府縣制の改正に伴つて改正の必要があるからである。

内務省

東京郵便局 所
第一條 東京郵便局長 / 戰員 / 墓ノ

立官

東京郵便局

所

第一條 前款 / 定員外ニ在 / 東京郵便局長 / 戰員 / 墓ノ

置キトヲ得

地方事務官

委任二百九十九人以内

二/六

第二十九條 名古 - 正長 / 第一 - 三 / 地方事務官 / 以テ

之ニ充シ

内務省

北極通航官制 稽
第一條 北極通航局長 / 戰員 / 墓ノ

長官

北極通航官制 稽

第一條 北極通航局長 / 戰員 / 墓ノ

長官

北極通航官制 稽

第一條 北極通航局長 / 戰員 / 墓ノ

長官

第一條

地方官の居制所

所

府縣二八箇所左一職員ヲ四

知下
里

内務省

親

親仕合及諸官級別合

約

官公親

任一

1/2

1/2

三

1/2

男

秉印表官役者官

男

外行處印及各務事政行方地

裏面白紙

熙和十七年勅令第十八號

東京都官制第一條、一、本體府官制、將、北
海道府官制、將、二人、地方官制、將、二將、規定
二將、署、二將、監視、此海道府、行將、職員、
侍郎、議院、本府貢、本府、内東京府、也、所、國方貴
人、行將、負、上人

(小字及び
は衆議院修正)

東京都制の一部を次のやうに改正する。

目次中「第四章 都ノ官吏及吏員」を
第一節 組織・選舉及任免
職務权限

卷之五

第一節 區
區及其ノ區域
區住民及其ノ權利義務
區條例及區規則
區會
區所屬ノ官吏及吏員並二區吏員
給料及給與
區ノ財務

第三條第一項及び第二項中「意見ヲ徵シ」を「議決ヲ經」に改める。

第六條

帝國臣民タル都住民

式(之ヲ都民ト

稱ス）ハ才

本法二

從都ノヒ

第七條 都民ハ本法ニ從ヒ都條例又ハ都規則ノ制定ヲ請求スル權利ヲ有ス

都比ハ本江ニ從ヒ都ハ事務ハ監査未請求ハル權利有不

卷之三

都民ハ本法ニ從ヒ都長官、監査委員、都議會議員又ハ都議會議員選舉管理委員ノ解職（都長官ニ付テハ免官_{退官}）ヲ請求スル權利ヲ有ス

第十條第三項中「百人」を「百二十人」に改める。

第十一條。^{○第二項中「地方事務所若ハ支廳長ノ管轄區域」を「從前都長若ハ島司ノ管轄シタル區域」に改め、同條第三項中「其ノ區域ト隣接ノ區域ト」を「數區域」に改め、同條第四項の次に次の一項を加へる。}

選舉人ハ住所ニ依リ所屬ノ選舉區ヲ定ム第十三條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ選舉權ヲ有スル者ニシテ都内ニ住所ヲ有セザルモノニ付テハ都議會議員選舉管理委員會ハ本人ノ申出ニ依リ、其ノ申出ナキトキハ職權ニ依リ其ノ選舉區ヲ定ムベシ

同條第五項中「前二項」を「第三項及第四項」に改める。

第十三條 年齢二十年以上ノ都民ニシテ六月以來都内ニ住所ヲ有スルモノハ都議會議員ノ選

舉權ヲ有ス但シ左ノ各號ノ一二該當スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 禁治產者及準禁治產者
 - 二 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
 - 三 刑法第二編第一章、第三章、第九章、第十六章乃至第二十一章、第二十五章又ハ第三十六章乃至第三十九章ニ掲タル罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後其ノ刑期ノ二倍ニ相當スル期間ヲ經過スルニ至ル迄ノ者但シ其ノ期間五年ヨリ短キトキハ五年トス
 - 四 六年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ前號ニ掲タル罪以外ノ罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者
- 都ニ對シ特別ノ關係アル者ノ申請ニ依リ前項ノ規定ニ依ル住所ノ要件ニ拘ラズ都參事會ノ議決ヲ經テ之ニ選舉權ヲ與フ都ハ都參事會ノ議決ヲ經テ都ニ對シ特別ノ關係アル者ニ付前項ノ規定ニ依ル住所ノ要件ニ拘ラズ選舉權ヲ與フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ都ハ直ニ其ノ旨ヲ本人ノ住所地ノ市町村ニ通知スベシ

前項ノ規定ニ依リ選舉權ヲ有スル者ハ其ノ住所地ノ市町村ニ於テ本法、道府縣制、市制又ハ町村制ノ規定ニ依ル選舉權ヲ有スル場合ニ於テモ其ノ選舉權ハ之ヲ行使スルコトヲ得ズ

第九十三條ノ一一十一ノ都民ハ第一項ノ規定ニ依ル住所期間ノ制限ニ拘ラズ選舉權ヲ有ス

第一項ノ六月ノ期間ハ都ノ境界變更ノ爲中斷セラルコトナシ

第十四條第一項中「選舉權ヲ有スル都公民」を「選舉權ヲ有スル者ニシテ年齢二十五年以上ノモノ」に改め、同條第三項中「選舉事務」を「都議會議員選舉管理委員、區市町村會議員選舉管理委員（町村制第三十八條ノ町村ニ於テハ町村長選舉管理委員以下之ニ同シ）、投票示管埋者、投票管理委員會及區市町村會議員選舉管理委員會（町村制第三十八條ノ町村ニ於テハ町村長選舉管理委員會以下之ニ同シ）ノ書記、投票管理委員會、開票管理者及選舉長、投票立會人、開票立會人、選舉長及選舉立會人並ニ選舉事務」に改め。同條第五項中「衆議院議員」を「帝國議會ノ議員」に改める。

第十五條第一項を削り、同條第二項中「議員」を「都議會議員」に改める。

第十六條第二項中「都長官」の下に「六分ノ一を「十分ノ一に改め、同條第三項中「六分ノ一」を「十分ノ一」に改める。若ハ都議會」を加へる。

第十六條ノ二 都ニ都議會議員選舉管理委員會（以下本章中選舉管理委員會ト稱ス）ヲ置ク
選舉管理委員會ハ都議會議員選舉管理委員（以下本章中選舉管理委員ト稱ス）六人ヲ以テ之

ヲ組織ス

第十六條ノ三 選舉管理委員ハ都議會ニ於テ都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ選舉スベシ

都議會ハ委員ト同數ノ補充員ヲ選舉スベシ

委員中缺員アルトキハ選舉管理委員會ノ委員長ハ補充員ノ中ニ就キ之ヲ補缺ス其ノ順序ハ選舉ノ時ヲ異ニスルトキハ選舉ノ前後ニ依リ選舉同時ナルトキハ、得票數ニ依リ得票同數ナルトキハ抽籤ニ依ル仍缺員アル場合ニ於テハ^{第四項ノ規定ニ拘ラズ}臨時ニ補充員ノ選舉ヲ行フベシ

委員及其ノ補充員ハ隔年之ヲ選舉スベシ

委員ハ後任者ノ就任スルニ至ル迄在任ス

委員ハ其ノ選舉ニ關シ第九十七條ノ規定ニ依ル處分確定シ又ハ判決アル迄ハ其ノ職務ヲ行フノ權ヲ失ハズ

第十六條ノ四 選舉管理委員會ハ都長官ノ監督ヲ承ケ法令ノ定ムル所ニ依リ都議會議員ノ選舉其ノ他ノ選舉ニ關スル事務ヲ管理ス

委員會ハ都議會議員ノ選舉ニ關スル事務ニ付テハ區市町村會議員選舉管理委員會(町村制第三十八條ノ町村ニ於テハ町村長選舉管理委員會以下之ニ同ジ)ヲ指揮監督ス

第十六條ノ五 選舉管理委員會ハ委員中ヨリ委員長一人ヲ選舉スペシ

委員長ハ委員會ニ關スル事務ヲ總理シ委員會ヲ代表ス

第十六條ノ六 選舉管理委員會ハ委員長之ヲ招集ス委員三人以上ヨリ委員會招集ノ請求アルトキハ委員長ハ之ヲ招集スペシ

第十六條ノ七 選舉管理委員會ハ委員三人以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ

第三項ノ規定ニ依リ委員ノ數減少シテ前項ノ數ヲ得ザルトキハ委員長ハ補充員ニシテ其ノ事件ニ關係ナキモノヲ以テ第十六條ノ三第三項ノ順序ニ依リ臨時之ニ充ツベシ委員ノ故障

ニ因リ前項ノ數ヲ得ザルトキ亦同ジ

委員長及委員ハ自己又ハ父母、祖父母、配偶者、子孫若ハ兄弟姊妹ノ一身上ニ關スル事件ニ付テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得ズ但シ委員會ノ同意ヲ得タルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

第十六條ノ八 選舉管理委員會ノ議事ハ委員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ委員長ノ決スル所ニ依ル

第十六條ノ九 選舉管理委員會ニ書記ヲ置キ委員長ノ指揮ヲ承ケ委員會ニ關スル事務ニ從事セシム

書記ハ都ノ官吏又ハ第九十三條ノ二十七ノ吏員ノ中ニ就キ都長官ノ承認ヲ得テ委員長之ヲ任免ス
定ム

第十六條ノ十 本法ニ規定スルモノノ外選舉管理委員會ニ關シ必要ナル事項ハ委員會之ヲ定ム

第十六條ノ十一 都議會議員ノ選舉ハ衆議院議員選舉人名簿及補充選舉人名簿ニ依リ之ヲ行フ

選舉人ノ年齢ハ前項ノ選舉人名簿確定ノ期日ニ依リ之ヲ算定ス

第十七條 區市町村會議員選舉管理委員會ハ毎年九月十五日ノ現在ニ依リ補充選舉人名簿ヲ

調製スベシ

補充選舉人名簿ニハ都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニシテ其ノ區市町村ニ於ケル衆議院議員選舉人名簿ニ登録セラルルコトヲ得ザルモノヲ登録スベシ

補充選舉人名簿ニハ選舉人ノ氏名、住所及生年月日等ヲ記載スベシ

第十八條第一項中「區市町村長」を「區市町村會議員選舉管理委員會」に、「選舉人名簿」を「補充選舉人名簿」に改め、同條第二項中「區市町村長」を「區市町村會議員選舉管理委員會」に改める。

第十九條第一項中「選舉人名簿」を「補充選舉人名簿」に、「區市町村長」を「區市町村會議員選舉管理委員會」に改め、同條第三項中「區市町村長」を「區市町村會議員選舉管理委員會」に改める。

第二十條第一項中「選舉人名簿」を「補充選舉人名簿」に改め、同條第三項及び第四項中「區市町村長」を「區市町村會議員選舉管理委員會」に改める。

第二十一條第二項中「都長官」を「選舉管理委員會」に改める。

第二十二條第一項中「都長官」を「選舉管理委員會」に改め、同條第二項を次のやうに改める。

天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ投票ヲ行フコトヲ得ザルトキ又ハ更ニ投票ヲ行フノ必要アルトキハ投票管理者ハ選舉長ヲ經テ委員會ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ此ノ場合ニ於テハ委員會ハ更ニ期日ヲ定メ投票ヲ行ハシムベシ但シ其ノ期日ハ少クトモ五日前ニ之ヲ告示セシムベシ

一〇

第二十三條第二項中「爲ナントスルトキハ」の下に「本人ノ承諾ヲ得テ」を加へ、同條第三項の次に次の二項を加へる。

一ノ選舉區ニ於テ議員候補者ト爲リタル者ハ他ノ選舉區ニ於テハ議員候補者ノ届出ヲ爲シ又ハ其ノ推薦届出ヲ承諾スルコトア
得ズ

同條第五項中「前四項」を「第一項乃至第三項及前項」に改める。

第二十五條第二項中「都長官」を「選舉管理委員會」に改め、「ヲ設ケ又ハ數町村ノ區域ヲ合セ
テ一投票區」を削る。

第二十六條第一項を次のやうに改める。

投票管理者ハ都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ニ就キ區市町村會議員選舉管理委員會ノ
選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

投票管理者ハ投票ニ關スル事務ヲ擔任ス

第二十七條第一項三を次のやうに改める。

區市町村會議員選舉管理委員會ハ各投票區ニ於ケル選舉人名簿ニ登錄セラレタル者ノ中ヨ
リ本人ノ承諾ヲ得テ四人乃至六人ノ投票立會人ヲ選任スベシ
同條第二項中「投票立會人三人ニ達セザルトキ若ハ」を「投票立會人」に改め、同條第三項を
次のやうに改める。

投票立會人ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ズ

第二十九條第八項中「都長官」を「選舉管理委員會」に改める。

第三十一條第一項を次のやうに改める。

投票ノ拒否ハ投票立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ投票管理者之ヲ決スベシ

同條第四項中「投票立會人」を「投票管理者」又ハ「投票立會人」に改める。

第三十四條 投票管理者タル者開票管理者タル場合ヲ除クノ外投票管理者ハ其ノ指定シタル

投票立會人ト共ニ投票ノ當日投票函、投票錄及選舉人名簿ヲ開票管理者ニ送致スベシ

投票立會人ト共ニ投票ノ當日投票函、投票錄及選舉人名簿ヲ開票管理者ニ送致スベシ

第三十五条中「都長官」を「選舉管理委員會」に、「選舉會」を「開票」に改める。

第三十五条二 開票區ハ區市町村ノ區域ニ依ル

選舉管理委員會特別ノ事情アリト認ムルトキハ區市ノ區域ヲ分チテ數開票區ヲ設ケ又ハ數町村ノ區域ヲ合セテ一開票區ヲ設クルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ開票區ヲ設クル場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五条三 開票管理者ハ都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ニ就キ區市町村會議員選舉管理委員會ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

開票管理者ハ開票ニ關スル事務ヲ擔任ス

開票所ハ區役所、市役所、町村役場又ハ開票管理者ノ指定シタル場所ニ之ヲ設ク

開票管理者ハ豫メ開票ノ場所及日時ヲ告示スベシ

第三十五条四 第二十七条ノ規定ハ開票立會人ニ之ヲ準用ス

第三十五条五 開票ハ投票ノ當日又ハ其ノ翌日（一開票區ニ數投票區アルトキハ總テノ投票函ノ送致ヲ受ケタル日又ハ其ノ翌日）之ヲ行フ

第三十五条六 開票管理者ハ開票立會人立會ノ上投票函ヲ開キ先づ第三十一條第二項及第四項ノ投票ヲ調查（シ開票立會人ノ意見ヲ聽キ其ノ受理如何ヲ決定スペシ）其ノ投票ノ受理如何ハ開票立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ

開票管理者之ヲ決スベシ

開票管理者ハ開票立會人ト共ニ區市町村其ノ他選舉管理委員會ノ定ムル區域毎ニ投票ヲ點檢スベシ

投票ノ點檢終リタルトキハ開票管理者ハ直ニ其ノ結果ヲ選舉長ニ報告スベシ

開票管理者ハ前項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲シタルトキハ直ニ選舉人名簿ヲ區市町村會議員選舉管理委員會ニ返付スベシ

第三十五条七 選舉人ハ其ノ開票所ニ就キ開票ノ參觀ヲ求ムルコトヲ得

第三十五條ノ八 投票ノ效力ハ開票立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ開票管理者之ヲ決

○定
○スペシ

第三十五條ノ九 左ノ投票ハ之ヲ無効トス

一 成規ノ用紙ヲ用ヒザルモノ

二 議員候補者ニ非ザル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

三 一投票中二人以上ノ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

四 被選舉權ナキ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

五 議員候補者ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ但シ爵位、職業、身分、住所又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

六 議員候補者ノ氏名ヲ自書セザルモノ

七 議員候補者ノ何人ヲ記載シタルカヲ確認シ難キモノ

八 都議會議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

前項第八號ノ規定ハ第十六條、第五十條又ハ第五十五條第一項若ハ第三項ノ規定ニ依ル選舉ノ場合ニ限り之ヲ適用ス

第三十五條ノ十 開票管理者ハ開票錄ヲ作り開票ニ關スル顛末ヲ記載シ一人以上ノ開票立會人ト共ニ之ニ署名スベシ

開票錄、投票錄及投票並ニ都議會議員ノ選舉ニ用ヒタル選舉人名簿ハ區市町村會議員選舉管理委員會ニ於テ議員ノ任期間之ヲ保存スベシ

第三十五條ノ十一 選舉ノ一部無效ト爲リ更ニ選舉ヲ行ヒタル場合ニ於テハ其ノ投票ノ效力ヲ決定スベシ

第三十五條ノ十二 第二十二條第二項本文ノ規定ハ開票ニ之ヲ準用ス

第三十五條ノ十三 第二十八條第一項及第二項ノ規定ハ開票所ノ取締ニ之ヲ準用ス

第三十六條第一項を次のやうに改める。

選舉長ハ都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ニ就キ選舉管理委員會ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

同條第三項中「地方事務所、支廳」を削る。

第三十七條 削除

第三十八條 選舉管理委員會（區市ニ於テハ區市會議員選舉管理委員會）ハ各選舉區ニ於ケル選舉人名簿ニ登録セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ四人乃至六人ノ選舉立會人ヲ選任スベシ

第二十七條第二項及第三項ノ規定ハ選舉立會人ニ之ヲ準用ス

第三十九條 選舉長ハ總テノ開票管理者ヨリ第三十五條ノ六第三項ノ規定ニ依ル報告ヲ受ケタル日又ハ其ノ翌日選舉會ヲ開キ選舉立會人立會ノ上其ノ報告ヲ調査スベシ

選舉ノ一部無效ト爲リ更ニ選舉ヲ行ヒタル場合ニ於テ第三十五條ノ六第三項ノ規定ニ依ル

報告ヲ受ケタルトキハ選舉長ハ前項ノ例ニ依リ選舉會ヲ開キ他ノ部分ノ報告ト共ニ更ニ之ヲ調査スベシ

第二十二條第二項本文ノ規定ハ選舉會ニ之ヲ準用ス

第四十二條及第四十三條 削除

第四十四條^{○第一項中「五分ノ二」を「四分ノ一」に改め、同條}第二項中「年長者ヲ取り年齢同ジキトキハ」を削る。

第四十六條第二項中「都長官」を「選舉管理委員會」に改め、同條第五項中「選舉立會人ノ意見ヲ聽キ選舉長之ヲ決定スベシ」を「選舉立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ選舉長之ヲ決スベシ」に改める。

第四十七條第二項を次のやうに改める。

選舉錄及第三十五條ノ六第三項ノ規定ニ依ル報告ニ關スル書類ハ選舉管理委員會ニ於テ議員ノ任期間之ヲ保存スベシ

第四十八條第一項及び第二項を次のやうに改める。
乃至第三項

一八

當選者定マリタルトキハ選舉長ハ直ニ當選者ニ當選ノ旨ヲ告知シ同時ニ當選者ノ住所氏名ヲ告示シ且選舉錄ヲ添ヘ之ヲ選舉管理委員會ニ報告スベシ當選者ナキトキハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ且選舉錄ヲ添ヘ之ヲ委員會ニ報告スベシ

前項ノ場合ニ於テハ委員會ハ選舉錄ノ寫ヲ添ヘ直ニ都長官ニ當選者ノ住所氏名又ハ當選者ナキ旨ヲ報告スベシ

當選者當選ノ告知ヲ受ケタルトキハ十日以内ニ其ノ當選ヲ承諾スルヤ否ヤヲ委員會ニ申立ツベシ

同條第三項中「都長官」を「委員會」に改め、「其ノ期間内ニ之ヲ申立テザルトキハ都長官抽籤シテ之ヲ定ム」を削り、同條第五項乃至第七項を次のやうに改める。

第三項及第四項ノ申立ヲ其ノ期間内ニ爲サザルトキハ其ノ當選ヲ辭シタルモノト看做ス

第四十九條 削除

第五十條第一項中「〔六分ノ一〕を〔十分ノ一〕に改め、都長官」の下に「若ハ都議會」を加ヘ、同項〔中〕
〔を削り、第三號を第一號とし以
下順次繰り上げ、同條第二項中「第四號」を「第三號」に改め、同條第三項中「第五號又ハ第六號」を「第四號又ハ第五號」に改め、同條に改め、又ハ抽籤ニ依リノ選舉區ノ當選者ト定マリを削る。」

第六項中「六分ノ一」を「十分ノ一」に改める。

第五十一條第一項を次のやうに改める。

當選者其ノ當選ヲ承諾シタルトキハ選舉管理委員會ハ直ニ其ノ旨ヲ都長官ニ報告スルト共ニ當選者ニ當選證書ヲ付與シ當選者ノ住所氏名ヲ告示スベシ

同條第二項中「都長官ハ直ニ其ノ旨」を「委員會ハ直ニ其ノ旨ヲ都長官ニ報告スルト共ニ之に改める。

第五十三條第一項中「都長官」を「選舉管理委員會」に改め、同條第二項及び第三項中「都長官」を「委員會」に改め、同條第四項中「都長官」を「委員會」に改め、「不服アル者ハ」の下に「都長

官ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ「を加へ、同條第五項中「第一項」を「第二項」に改め、同條

第六項中「異議ノ決定」の下に「若ハ訴願ノ裁決」を加へ、同條第七項中「決定」の下に「若ハ裁
決」を加へる。

第五十四條第三項中「選舉事務長又ハ選舉事務長ニ非ズシテ事實上」を削る。

第五十五條第一項及び第三項中「三月以内ニ」を削り、同條第五項を削る。

第五十六條第二項を削る。

第五十六條ノ二 都議會議員ノ選舉ハ都長官ノ選舉ノ期日ノ告示アリタルトキハ其ノ選舉ノ
期日ノ経過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

議員ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ衆議院議員又ハ都長官ノ選舉ヲ行フベキ
事由ヲモ生ジタルトキハ議員ノ選舉ハ衆議院議員又ハ都長官ノ選舉ノ期日ノ経過スルニ至
ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

第五十八條第一項中「又ハ第四十八條第六項ニ掲ケル者サルトキ」及び「又ハ第四十八條第
六項ニ掲ケル者ニ該當スルヤ否ヤ」並びに第二號を削り、第三號を第一號とし、第四號を第三
號とする。

同條第二項中「又ハ第四十八條第六項ニ掲ケル者」を削る。

第五十八條ノ二 選舉管理委員、投票管理者、開票管理者又ハ選舉長都議會議員ノ選舉權ヲ有
セザルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第五十九條但書中「但シ」の下に「同法第九十九條中吏員トアルハ選舉管理委員、區市町村會
議員選舉管理委員、選舉管理委員會及區市町村會議員選舉管理委員會ノ書記、投票管理
者並ニ選舉長投票管理者、投票立會人、開票管理者、開票立會人、選舉長及選舉立會人ヲ
含ムモノトシ」を加へ、「選舉委員ノ數、選舉運動ノ爲使用スル労務者ノ數及」を削る。

第六十條に次の二項を加へる。

前項ニ規定スルモノノ外都ハ都條例ヲ以テ都ニ關スル事件ニ付都議會ノ議決スペキモノヲ

定ムルコトヲ得

第六十二條ノ二 都議會ハ都ノ事務ニ關スル書類及計算書ヲ検閱シ都長官ノ報告ヲ請求シテ事務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ検査スルコトヲ得

都議會ハ^{監査委員}都長官ニ對シ都ノ事務ニ關スル監査委員ノ監査ヲ求メ其ノ結果ノ報告ヲ請求スルコトヲ得

第六十四條第二項を削る。

第六十八條第一項乃至第四項を次のやうに改める。

都議會ハ定例會及臨時會トス

定例會ハ^{毎年六回以上}隔月之ヲ開ク

臨時會ハ必要アル場合ニ於テ其ノ事件ニ限り之ヲ開ク

同條第六項中「第三項及前項」を「前二項」に改め、同條第七項及び第八項を次のやうに改め

る。

都議會ノ會期及其ノ延長並ニ開閉ニ關スル事項ハ第八十四條ノ會議規則中ニ之ヲ規定スベシ

シ

第六十九條第二項中「十四日」を「七日」に改め、同條第三項を削る。

第七十一條第一項中「議事ハ」の下に「議員ノ」を加へ、同條第二項を削る。

第七十二條中「妻」を「配偶者」に改める。

第七十三條第一項中「第四十三條」を「第三十五條ノ九」に改める。

第七十四條 都議會ノ會議ハ之ヲ公開ス但シ議長又ハ議員三人以上ノ發議ニ依リ。傍聴禁止^{議員三分ノ以上ノ多數ヲ以テ}ヲ可決シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ議長又ハ議員ノ發議ハ討論ヲ用ヒズ其ノ可否ヲ決スベシ

第七十七條 削除

第八十二條第二項を次のやうに改める。

二四

書記ハ第九十三條ノ二十七ノ吏員ノ中ニ就キ都長官ノ同意ヲ得テ議長之ヲ定ム
任免ス

第八十三條第三項中「會議錄」を「會議錄ノ寫」に改める。

第八十五條第一項中「議長及」を削り、同條第二項を削る。

第八十六條第三項中「年長者ヲ取り年齢同ジキトキハ」を削る。
「臨時補缺選舉ヲ行フベシ」を「第四項ノ
規定ニ拘ラズ臨時ニ補充員ノ選舉ヲ行フベシ」に改め、同條第四項中「隔年」を「毎年一回」に改める。

第八十七條 中「都長官」を「都議會議長」に改める。
削除

第八十八條第一項第二號中「重要事件ヲ除クノ外都議會ノ權限ニ屬スル事件」を「都議會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ輕易ナルモノ」に改め、同條第二項中「重要事件」を「規定ニ依リ都參事會ニ於テ議決すべき事件」に改める。

第八十九條第二項を削る。

第九十條第一項中「議長又ハ其ノ代理者及」を削り、同條第三項中「其ノ代理者」を削り、「妻」

を「配偶者」に改め、同條第四項を削る。

第九十二條 削除

第九十三條 第六十二條乃至第六十四條、第六十七條、第六十八條第六項、第七十三條、第七十五條、第七十六條、第七十八條^{乃至}、第七十九條、第八十二條、第八十三條及第八十四條第一項ノ規定ハ都參事會ニ之ヲ準用ス但シ第八十三條第三項ノ規定ヲ準用スル場合ニ於テハ都議會議長ニモ報告スベシ

第九十四條の前に次のやうに加へる。

第一節 組織、選舉及任免

第九十三條ノ二 都ニ都長官ヲ置ク

都長官ハ官吏トス

都長官ノ任期ハ四年トシ選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

二五

都長官ハ其ノ被選舉權アル者ニ就キ選舉人ヲシテ選舉セシメ其ノ者ニ就キ之ニ任ズ

第九十三條ノ三 都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ハ都長官ノ選舉權ヲ有ス

第九十三條ノ四 日本國民 帝國臣民タル年齢三十年以上ノ者ハ都長官ノ選舉權ヲ有ス

第十三條第一項但書ノ規定ニ該當スル者ハ被選舉權ヲ有セズ

帝國議會ノ議員ハ都長官ト相兼ヌルコトヲ得ズ

都議會議員及都ノ有給ノ吏員、教員其ノ他ノ職員ニシテ 在職中ノモノハ都長官ト相兼ヌルコトヲ得ズ

第九十三條ノ五 都長官ノ選舉ハ現任都長官ノ任期滿了ノ日前二十五日以内ニ之ヲ行フベシ
都長官缺クルニ至リタルトキハ都長官ノ選舉ハ其ノ缺クルニ至リタル日ヨリ二十五日以内ニ之ヲ行フベシ其ノ事由第九十三條ノ二十一十八ニ於テ準用スル第四十八條第三項ノ期限前ニ生ジタル場合ニ於テ第九十三條ノ十第一項但書ノ得票者アルトキ又ハ其ノ期限經過後ニ

生ジタル場合ニ於テ第九十三條ノ十第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者アルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ其ノ者ノ中ニ就キ當選者ヲ定ムベシ
第九十三條ノ十二第三項ノ規定ハ前項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス
第九十三條ノ十七十四第四項ノ規定ハ第二項ノ期間ニ之ヲ準用ス

第九十三條ノ六 都長官ノ選舉ニ關スル事務ハ 都議會議員選舉管理委員會(以下本章中選舉管理委員會ト稱ス)之ヲ管理ス

都長官ノ選舉ハ都議會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿ニ依リ之ヲ行フ

選舉管理委員會ハ選舉ノ期日前二十日目迄ニ投票ノ日時ヲ告示スベシ

都長官ノ選舉ノ投票區及開票區ハ都議會議員ノ選舉ノ投票區及開票區ニ依ル

本法ニ規定スルモノノ外投票區及開票區ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十三條ノ七 都長官候補者タラントスル者ハ選舉ノ期日ノ告示アリタル日ヨリ選舉ノ期

日前七日迄ニ其ノ旨ヲ選舉長ニ届出ヅベシ

選舉人名簿ニ登録セラレタル者他人ヲ都長官候補者ト爲サントスルトキハ前項ノ期間内ニ其ノ推薦ノ届出ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ期間内ニ届出アリタル都長官候補者二人以上アル場合ニ於テ其ノ期間ヲ経過シタル後都長官候補者死亡シ又ハ都長官候補者タルコトヲ辭シタルトキハ前二項ノ例ニ依リ選舉ノ期日前二日自迄都長官候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ爲スコトヲ得

都長官候補者ハ選舉長ニ届出ヲ爲スニ非ザレバ都長官候補者タルコトヲ辭スルコトヲ得ズ

前四項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキ又ハ都長官候補者ノ死亡シタルコトヲ知リタルトキハ選舉長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示スベシ

第九十三條ノ八 都長官候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ爲サントスル者ハ都長官候補者一人ニ付二千圓又ハ之ニ相當スル額面ノ國債證書ヲ供託スルコトヲ要ス

都長官候補者ノ得票數有效投票ノ總數ノ十分ノ一ニ達セザルトキハ前項ノ規定ニ依ル供託物ハ都ニ歸屬ス

前項ノ規定ハ都長官候補者選舉ノ期日前十日以内ニ都長官候補者タルコトヲ辭シタル場合ニ之ヲ準用ス但シ被選舉權ヲ有セザルニ至リタル爲都長官候補者タルコトヲ辭シタルトキハ此ノ限ニ在フズ

第九十三條ノ九 選舉長ハ都長官ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ニ就キ選舉管理委員會ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

選舉長ハ選舉會ニ關スル事務ヲ擔任ス

選舉會ハ都廳又ハ選舉長ノ指定シタル場所ニ之ヲ開ク

選舉長ハ豫メ選舉會ノ場所及日時ヲ告示スベシ

第九十三條ノ十 都長官ノ選舉ハ有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ有效投

票ノ總數ノ八分ノ三
四分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

當選者ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同ジキトキハ選舉長抽籤シテ之ヲ定ム

第九十三條ノ十一 第九十三條ノ七第一項乃至第三項ノ規定ニ依ル届出アリタル都長官候補者一人ナルトキハ投票ハ之ヲ行ハズ

前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フコトヲ要セザルトキハ選舉長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ併セテ之ヲ選舉管理委員會ニ報告スベシ

第一項ノ場合ニ於テハ選舉長ハ選舉ノ期日ヨリ五日以内ニ選舉會ヲ開キ都長官候補者ヲ以テ當選者ト定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ都長官候補者ノ被選舉權ノ有無ハ選舉立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ選舉長之ヲ決スベシ

第九十三條ノ十二 當選者左ニ掲タル事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テ第二項ノ規定ノ適用ヲ

受クル者ナキトキハ二十五日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

一 當選ヲ辭シタルトキ

二 第九十三條ノ十八(二十一)ニ於テ準用スル第四十五條ノ規定ニ依リ當選ヲ失ヒタルトキ

三 死亡者ナルトキ

四 選舉ニ關スル犯罪ニ因リ刑ニ處セラレ其ノ當選無効ト爲リタルトキ但シ第九十三條ノ

五 第二項又ハ前各號ノ事由ニ因リ選舉ノ告示ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

五 第九十三條ノ十八(二十一)ニ於テ準用スル第五十四條ノ規定ニ依ル訴訟ノ結果當選無効ト爲リタルトキ

前項各號ノ事由第九十三條ノ十八(二十一)ニ於テ準用スル第四十八條第三項ノ期限前ニ生ジタル場合ニ於テ第九十三條ノ十第一項但書ノ得票者アルトキ又ハ其ノ期限經過後ニ生ジタル場合ニ於テ第九十三條ノ十第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者アルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ

其ノ者ノ中ニ就キ當選者ヲ定ムベシ

三一

前項ノ場合ニ於テ第九十三條ノ十第一項但書ノ得票者選舉ノ期日後ニ於テ被選舉權ヲ有セザルニ至リタルトキハ之ヲ當選者ト定ムルコトヲ得ズ

第九十三條ノ十四 第四項ノ規定ハ第一項ノ期間ニ之ヲ準用ス

第九十三條ノ十三 都長官ノ選舉ニ於テ第九十三條ノ十第一項但書ノ規定ニ依ル得票者ナキトキハ第九十三條ノ五第一項及第二項、前條第一項、第九十三條ノ十五第一項並ニ第九十三條ノ十七第一項及第三項ノ規定ニ拘ラズ第九十三條ノ二十一ニ於テ準用スル第四十八條第一項ノ規定ニ依ル告示ノ日ヨリ十日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ此ノ場合ニ於テハ第九十三條ノ七第一項乃至第三項及第九十三條ノ八ノ規定ニ拘ラズ其ノ選舉ニ於テ有效投票ノ最多數ヲ得タル者二人（一人ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同ジキ者アルトキハ選舉管理委員會抽籤シテ之ヲ定ム）ヲ以テ都長官候補者トス

前項ノ選舉ニ於テハ第九十三條ノ六第三項ノ規定ニ拘ラズ委員會ハ選舉ノ期日前七日目迄ニ投票ノ日時ヲ告示スベシ

第一項ノ選舉ハ第九十三條ノ十ノ規定ニ拘ラズ有效投票ノ過半數ヲ得タル者ヲ當選者トス

第一項ノ都長官候補者ノ得票ノ數同ジキトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ選舉長抽籤シテ當選者ヲ定ムベシ

第九十三條ノ十四 前條第一項ノ都長官候補者死亡シ又ハ都長官候補者タルコトヲ辭シタル爲都長官候補者一人ト爲リタルトキハ投票ハ之ヲ行ハズ

第九十三條ノ十一 第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十三條ノ十五 第九十三條ノ十三第三項又ハ第四項ノ當選者第九十三條ノ十二第一項ニ掲タル事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テ第二項ノ規定ノ適用ヲ受クル者ナキトキハ二十五日以内ニ選舉ヲ行フベシ

前項ノ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ第九十三條ノ十三第四項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者アルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ其ノ者ヲ當選者ト定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ第九十三條ノ十三第四項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者選舉ノ期日後ニ於テ被選舉權ヲ有セザルニ至リタルトキハ之ヲ當選者ト定ムルコトヲ得ズ

第九十三條ノ十六 第四項ノ規定ハ第一項ノ期間ニ之ヲ準用ス

第九十三條ノ十三 当選者其ノ當選ヲ承諾シタルトキハ選舉管理委員會ハ直ニ當選者ノ住所氏名ヲ告示シ併セテ之ヲ内務大臣ニ報告スベシ

三二

當選者ナキニ至リタルトキハ委員會ハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ併セテ之ヲ内務大臣ニ報告スベシ

第九十三條ノ十七 選舉無效ト確定シタルトキハ二十五日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

當選無效ト確定シタルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ更ニ當選者ヲ定ムベシ此ノ場合ニ於テハ第九十三條ノ十二第三項ノ規定ヲ準用ス

當選者ナキトキ又ハ當選者ナキニ至リタルトキハ二十五日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

第一項及前項ノ期間ハ第九十三條ノ十五第一項又ハ第九十三條ノ十六第一項若ハ第三項ノ

規定ノ適用アル場合ニ於テハ選舉ヲ行フコトヲ得ザル事由已ミタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

第九十三條ノ十八 第九十三條ノ五第二項、第九十三條ノ十二第一項。又ハ前條第一項若ハ第三項ノ十五第一項

三項ノ選舉ハ之ニ關係アル選舉又ハ當選ニ關スル異議申立期間、異議ノ決定若ハ訴願ノ裁

決確定セザル間又ハ訴訟ノ繫屬スル間之ヲ行フコトヲ得ズ

都長官ハ選舉又ハ當選ニ關スル決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アル迄ハ其ノ官ヲ失ハズ

第九十三條ノ十九 十六 都長官ノ選舉ハ都議會議員ノ選舉ノ期日ノ告示アリタルトキハ其ノ選舉ノ期日ノ経過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

都長官ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ議員ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲモ生ジタルトキハ都長官ノ選舉ハ衆議院議員ノ選舉ノ期日ノ経過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

第九十三條ノ二十 二十一 衆議院議員選舉法第十章及第十一章並ニ第一百四十條第二項乃至第四項、第一百四十二条及第一百四十七条ノ規定ハ都長官ノ選舉ニ之ヲ準用ス但シ同法第九十九條中更

員トアルハ都議會議員選舉管理委員、區市町村會議員選舉管理委員、選舉管理委員會及區市町村會

議員選舉管理委員會ノ書記、投票管理者、開票立會人選舉長及選舉立會人ヲ含ムモノトシ都長官候補者一人ニ付定ムベキ選舉運動ノ費用ノ額ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第九十三條二十一十八 第十四條第二項及第三項、第二十二條第二項、第二十六條乃至第三十五條、第三十五條ノ三乃至第三十五條ノ十三、第三十八條乃至第四十一條、第四十五條、第四十七條、第四十八條第一項乃至第三項、第五項及第六項、第五十二條本文、第五十三條第一項乃至第五項

第五十四條並ニ第五十八條ノ一（選舉管理委員ニ關スル部分ヲ除ク）ノ規定ハ都長官ノ選舉ニ之ヲ準用ス但シ○第二十七條第二項中三人トアルハ第九十三條ノ十三第一項ノ選舉ニ於テハ二人、ノ日トアルハ第九十三條ノ十三第一項ノ選舉ニ關スル此等ノ日第四十八條第二項中都長官トアルハ内務大臣同條第六項中第三項及第四項トアルハ第三項、第五十三條第一項中第五十一條第二項トアルハ第九十三條十六第十九ノ二項、第五十四條第五項中前條第七項トアルハ第九十三條十八十五第二項トシ第四十八條第二項、第五十四條第五項中前條第七項トアルハ第九十三條十八十五第二項トシ第四十八條第

四五項ノ規定ハ現任都長官ニシテ當選シタルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

第九十三條二十二十九 本法ニ規定スルモノノ外都ノ官吏ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第九十三條二十三二十 都ニ監査委員ヲ置ク

監査委員ハ都吏員トシ其ノ定數ハ六人トス

監査委員ノ任期ハ一年トス

都議會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員ノ任期ハ前項ノ規定ニ拘ラズ議員ノ任期ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ後任者ノ選任セラルニ至ル迄ノ間其ノ職務ヲ行フコトヲ妨げズ

監査委員ハ都長官都議會ノ同意ヲ得テ都議會議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ各同數ヲ選任スベシ

本法ニ規定スルモノノ外監査委員ニ關シ必要ナル事項ハ都條例ヲ以テ之ノ定ム

第九十三條二十一 都長官及監査委員ハ在職ノ間都民トス

第九十三條ノ二^(二十四) 都長官及監査委員ハ都ニ對シ請負ヲ爲シ又ハ都ニ於テ費用ヲ負擔スル事業ニ付都長官若ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ニ對シ請負ヲ爲ス者及其ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責任社員、取締役若ハ監査役又ハ之ニ準ズベキ者、支配人又ハ清算人タルコトヲ得ズ

監査委員ハ第十四條第二項又ハ第四項ニ掲ゲタル職ト相兼ヌルコトヲ得ズ

第九十三條ノ二^(二十五) 都ニ都出納吏ヲ置キ官吏及第九十三條ノ二^(二十九) 七ノ吏員ノ中ニ就キ都長官之ヲ命ズ

第九十三條ノ二^(二十六) 都ハ參與ヲ置クコトヲ得

參與ハ都吏員トス

參與ハ都民申學識經驗アル者ノ中ヨリ。都長官之ヲ選任ス

本法ニ規定スルモノノ外參與ニ關シ必要ナル事項ハ都條例ヲ以テ之ヲ定ム

第九十三條ノ二^(二十七) 都ハ^(常設又ハ臨時ノ) 委員ヲ置クコトヲ得

委員ハ都吏員トス

委員ハ^(都議會議員其ノ他) 學識經驗アル者ノ中ヨリ。都長官之ヲ選任ス

第九十三條ノ二^(二十八) 都長官被選舉權ヲ有セザルニ至リタルトキハ其ノ官ヲ失フ

監査委員又ハ參與第十三條第一項但書ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ
監査委員又ハ參與ノ職ニ在ル者ニシテ禁錮以上ノ刑ニ該ルベキ罪ノ爲豫審又ハ公判ニ付セラレタルトキハ都長官ハ其ノ職務ノ執行ヲ停止スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ停止期間報酬又ハ給料ヲ支給スルコトヲ得ズ

第九十三條ノ二^(二十九) 本法ニ規定スルモノノ外都ニ必要ノ都吏員ヲ置ク

前項ノ都吏員ハ都長官之ヲ任免ス

第九十三條ノ二^(三十) 本法ニ規定スルモノノ外都吏員ノ組織、任用、分限、給料等ニ關シ必要

ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二節 職務權限

第九十四條ノ二 都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ

都長官ニ對シ都條例又ハ都議會ノ議決ヲ經ベキ都規則ノ制定ノ請求アリタルトキハ都長官

ハ二十日以内ニ都議會ヲ招集シ意見ヲ附シテ之ニ原案ヲ付議スベシ

前項ノ場合ニ於テハ都長官ハ原案ノ趣旨ニ反セズト認ムル範圍内ニ於テ之ヲ修正シテ都議會ニ付議スルコトヲ得

都長官ハ都議會ノ要求アルトキハ第一項ノ代表者又ハ其ノ代理者ヲシテ會議ニ出席シ原案ノ説明ヲ爲サシムルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者トハ都議會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿確定ノ日ニ於テ之ニ登録セラレタル者トス

- 第一項ノ都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前項ノ選舉人名簿確定後直ニ都長官ニ於テ之ヲ告示スベシ
- 第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第九十六條第一項中「五十圓」を「五百圓」に改め、同條第二項中「給料」を「報酬又ハ給料」に改める。

第九十七條第二項但書を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に改め、同條第四項中「第一項及」を削る。

第九十八條第一項但書を削る。

- 都議會解散ノ場合ニ於テハ二月以内ニ議員ヲ選舉スベシ
- 都議會ニ於テ都長官不信任ノ議決ヲ爲シタル場合ニ於テ第一項ノ解散ヲ爲サザルトキ又ハ解散後初テ招集セラレタル都議會ニ於テ再び都長官不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ都長官
- ハ辭任スルコトヲ要ス。

- 都議會解散スルコトヲ得
- シ都議會ノ解散ヲ請求スルコトヲ得

第一項及前項

四二

前二項ノ議決ニ付テハ議員數ノ三分ノ二以上出席シ其ノ三分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

第九十九條第五項及び第一百條第一項中「報告スベシ」を「報告シ其ノ承認ヲ求ムベシ」に改める。

第一百一條ノ一 監査委員ハ都長官ノ監督ヲ承ケ都ノ經營ニ係ル事業ノ管理、都ノ出納其ノ他都ノ事務ノ執行ヲ監査ス

都長官ハ監査委員ヲシテ每會計年度少クトモ一回以上則日ヲ定メテ前項ノ規定ニ依ル監査ヲ爲サシムベシ

都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ都長官ニ對シ第一項ニ規定スル事項ニ關シ監査委員ノ監査ノ請求アリタルトキハ都長官ハ其ノ請求ニ係ル事項ニ付監査委員ヲシテ監査ヲ爲サシムベシ

都長官ハ監督官廳ノ命令アルトキ、第六十二條ノ二第二項ノ規定ニ依ル都議會ノ要求アル

トキ其ノ他必要アリト認ムルトキハ。監査委員ハ。臨時ニ監査委員ヲシテ第一項ノ規定ニ依ル監査ヲ爲サシムベシ

都長官ハ監査委員ヲシテ監査ノ結果ヲ。都議會ニ報告セシムベシ

都長官ハ監査ノ結果ヲ都住民ニ公表スベシ

第九十四條ノ二第四項ノ規定ハ第三項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ。之ヲ第五項ノ規定ハ第三項ノ都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ニ準用ス

第三項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百三條 第九十三條ノ二十九七ノ吏員ハ都長官ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス
前項ノ吏員ハ法令ノ定ムル所ニ依リ國及府縣其ノ他ノ公共團體ノ事務ヲ掌ル
第百四條第一項を削る。

第一百五條 刪除

第一百六條 參與ハ都行政ニ關スル重要事項ニ付都長官ノ諮問ニ應ズ

第一百七條 委員ハ都長官ノ委託ヲ受ケ都ノ事務ニ關シ必要ナル事項ヲ調査ス

第一百八條 都議會議員、都議會議員選舉管理委員、都參事會員、都議會議員ノ中ヨリ選任セラ
レタル監査委員、參與、委員。○投票管理者、投票立會人、開票管理人、開票立會人、選舉長及選舉立會人並ニ二町内會部落會及其ノ聯合會ノ長ニハ報酬ヲ給スルコトヲ得

前項ノ者ハ都議會議員選舉管理委員、都參事會員、都議會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員、參與、委員、投票管理者、投票立會人、開票管理人、開票立會人、選舉長及選舉立會人並ニ二町内會部落會及其ノ聯合會ノ長ハ職務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

報酬額及費用辨償額並ニ其ノ支給方法ハ都條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

第一百九條 前條ニ規定スル吏員以外ノ吏員。○都議會議員選舉管理委員會、都議會及都參事會ノ書記並ニハ給料及旅費ヲ給ス 條例 給料額及旅費額並ニ其ノ支給方法ハ都條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

前項ノ都規則ヲ設ケ又ハ改廢セントスルトキハ都議會ノ議決ヲ經ベシ

第一百十條中「有給吏員」を「前條第一項ノ吏員」に改める。

第一百十一條第二項を次のやうに改める。

前項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタルトキハ都長官ハ都參事會ニ諮リテ之ヲ決定スベシ

都參事會ハ前項ノ規定ニ依ル諸問アリタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ答申スベシ

關係者第二項ノ規定ニ依ル都長官ノ決定ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一百十七條第一項中「第三項」を「第二項」に改める。

第一百二十條第三項中「二百圓」を「二百圓」に改める。

第一百二十一條第三項を次のやうに改める。

前二項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタルトキハ都長官ハ都參事會ニ諮リテ之ヲ決定スベシ

都參事會ハ前項ノ規定ニ依ル諸問アリタル日ヨリ一十日以内ニ意見ヲ答申スベシ

前二項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタルトキハ都長官ハ都參事會ニ諮リテ之ヲ決定スベシ

都參事會ハ前項ノ規定ニ依ル諸問アリタル日ヨリ一十日以内ニ意見ヲ答申スベシ

第三項ノ規定ニ依ル都長官ノ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二百二十二条第五項を次のやうに改める。

都長官ノ委仕ヲ受ケタル官吏及吏員ガ爲シタル前三項ノ規定ニ依ル處分ニ異議アル者ハ之ヲ都長官ニ申立ツルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタルトキハ都長官ハ都參事會ニ諮リテ之ヲ決定スベシ

都參事會ハ前項ノ規定ニ依ル諮詢アリタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ答申スベシ

第六項ノ規定ニ依ル都長官ノ決定又ハ都長官ノ處分ヲ受ケタル者其ノ決定又ハ處分ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二百三十一條第二項中「決算ハ」の下に「監査委員ヲシテ之ヲ審査セシメ其ノ意見ヲ附シテ」を加ヘ、「之ヲ」を削る。

第二百三十一條ノ二 都長官ハ都議會ノ指定シタル都ノ經營ニ係ル事業ニ付其ノ經營狀況ヲ明ナラシムル爲定期ニ貸借對照表其ノ他必要ナル書類ヲ作製シ「監査委員ヲシテ之ヲ審査セシメ其ノ意見ヲ附シテ」を加ヘ、「之ヲ」を削る。

シメ其ノ意見ヲ附シテ次ノ都議會ニ提出スベシ

第二百三十五條第一項を次のやうに改める。

○第二百三十五條
都議會議員ノ選舉權ヲ有スル二十萬人以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ内務大臣ニ對理委員會シ都議會ノ解散ノ請求アリタルトキ「都議會議員選舉管場合ニ於テ選舉管理委員會之ヲ都議會議員ノ選舉人ノ投票ニ付シ其ノ過半數ノ同意アリタルトキハ都議會ハ解散ス」第一項ノ規定ニ依ル都議會ノ解散ノ請求アリタルトキ其ノ他特別ノ事情アルトキハ内務大臣ハ都議會ノ解散ヲ命令ズルコトヲ得

第九十八條ノ二第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

同條第三項及び第四項を次のやうに改める。

第二百三十九條ノ一第四項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ、同條第五項ノ規定ハ第一項ノ都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ三分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百三十五條ノ一 都議會議員ノ選舉權ヲ有スル二十萬人以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者

ヨリ都長官又ハ都議會議員ニ付テハ内務大臣ニ對シ監査委員又ハ都議會議員選舉管理委員投票ニ付スベシ

ニ付テハ都長官ニ對シ此等ノ者ノ解職(都長官ニ付テハ其ノ免官)ノ請求アリタルトキハ内務大臣又ハ都長官ハ關係者ノ出頭ヲ求メテ之ヲ審査シ其ノ理由アリト認ムルトキハ都長官

ニ付テハ其ノ旨ヲ内閣總理大臣ニ報告シ其ノ他ノ者ニ付テハ之ヲ解職スベシ

都議會議員ノ所屬選舉區ニ於ケル都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ選舉前項ノ報告アリタルトキハ内閣總理大臣ハ其ノ免官ヲ奏請スベシ

都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ都長官ニ對シ監査委員又ハ都議會議員選舉管理委員會ハ之ヲ當該選舉區ノ選舉人ノ投票ニ付スベシ

管理委員會ニ對シ都議會議員ノ解職ノ請求アリタルトキハ選舉管理委員會ハ之ヲ都議會議員選舉管理委員ノ解職ノ請求アリタルトキハ都長官ハ之ヲ都議會議員ニ付スベシ

第一項及第二項ノ規定ニ依ル投票ニ於テ其ノ過半數ノ同意アリタルトキ又ハ前項ノ場合ニ於テ議員數ノ三分ノ二以上出席シ其ノ四分ノ三以上ノ同意アリタルトキハ前三項ニ掲タル者ハ其ノ職(都長官ニ付テハ其ノ官以下之ニ同ジ)ヲ失フ

第一項ノ都長官ノ退官又ハ第二項ノ都議會議員ノ解職ノ請求ハ其ノ就職後一年間及第一項又ハ第二項ノ投票後一年間ハ之ヲ

爲スコトヲ得ズ第三項ノ監査委員又ハ選舉管理委員ノ解職ノ請求ニ付其ノ就職後六月間及都議會議員ニ付議セラレタル後六月間ハ亦同ジ

第九十四條ノ二第四項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ解職(都長官ニ付テハ免官以下本條中之二第五項ノ規定ハ第一項乃至第三項ノ都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ一ノ數ニ準用ス)

第九十六條第二項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ解職(都長官ニ付テハ免官以下本條中之二第五項ノ規定ニ依リ解職セラレタル者ニ准用ス)行ハントスル場合ニ、同條第三項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ解職セラレタル者ニ

之ヲ准用ス但シ都長官ノ免官ニ付テハ同條第二項中都長官トアルハ内閣總理大臣、報酬又ハ給料トアルハ俸給トス

第一項^(乃至第三項)ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百三十八條中「其ノ許可」を「報告ヲ以テ許可ニ代へ又ハ許可」に改める。

第一百三十九條中「都吏員ノ服務紀律」を「都吏員及都議會議員選舉管理委員^{(及び都議會議員選舉管}員ノ服務紀律」に

理委員會ノ書記
改め、同條に次の二項を加へる。

五〇

第九十六條ノ規定ハ都議會議員選舉管理委員^(及都議會議員選舉管理委員會ノ書記)ノ懲戒ニ之ヲ準用ス

第一百四十條の前に次のやうに加へる。

第一款 區及其ノ區域

第一百四十條中「都條例」を「法令及都條例」に改める。

第一百四十一條第一項及び第三項中「意見ヲ徵シ」を「議決ヲ經」に改める。

第一百四十二條の次に次のやうに加へる。

第二款 區住民及其ノ權利義務

第一百四十二條ノ二 區内ニ住所ヲ有スル都住民ハ其ノ區住民トス

區住民ハ本法ニ從ヒ區ノ營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ區ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

第一百四十二條ノ三 日本國民 帝國臣民タル區住民(之ヲ區民ト稱ス)ハ本法ニ從ヒ區ノ選舉ニ參與スル

權利ヲ有ス

第一百四十二條ノ四 区民ハ本法ニ從ヒ區條例又ハ區規則ノ制定ヲ請求スル權利ヲ有ス

區民ハ本法ニ從ヒ區ノ事務ノ監査ヲ請求スル權利ヲ有ス

第一百四十二條ノ五 区民ハ本法ニ從ヒ區會ノ解散ヲ請求スル權利ヲ有ス

區民ハ本法ニ從ヒ區長、監査委員、區會議員又ハ區會議員選舉管理委員ノ解職(區長ニ付テ
選官
ハ免官)ヲ請求スル權利ヲ有ス

第三款 區條例及區規則

第一百四十三條 區ハ區住民ノ權利義務又ハ區ノ事務ニ關シ區條例ヲ設クルコトヲ得

區ハ區ノ營造物又ハ區ノ事務ニ關シ區條例ヲ以テ規定スルモノノ外區規則ヲ設クルコトヲ
得

區條例及區規則ハ第九條第三項ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スベシ

第一百四十四条の前に次のやうに加へる。

五一

第四款・區會

第一百四十四条第三項を次のやうに改める

議員ノ定數左ノ如シ

一 人口五萬未滿ノ區	二十五人
二 人口五萬以上十萬未滿ノ區	三十人
三 人口十萬以上二十萬未滿ノ區	四十人
四 人口二十萬以上ノ區	四十五人

第一百四十五条 都議會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニシテ區内ニ住所ヲ有スルモノハ區會議員ノ選舉權ヲ有ス

區ハ區會ノ議決ヲ經テ區ニ對シ特別ノ關係アル者ニ付第十三條第一項及前項ノ規定ニ依ル
住所ノ要件ニ拘ラズ區會ノ議決ヲ經テ之ニ選舉權ヲ與フルコトヲ得

第一百五十四条ノ三ノ區民ハ第一項ノ規定ニ依ル要件ニ拘ラズ選舉權ヲ有ス

第一百四十六条第一項中「選舉權ヲ有スル都公民」を「選舉權ヲ有スル者ニシテ年齢二十五年以上ノモノ」に改め、同條第三項中「選舉事務」を「區會議員選舉管理委員並ニ選舉事務」に改める。

第一百四十七条第一項を削り、同條第二項中「議員」を「區會議員」に改める。

第一百四十七条ノ二 区ニ區會議員選舉管理委員會ヲ置ク

選舉管理委員會ハ區會議員選舉管理委員四人ヲ以テ之ヲ組織ス

委員ハ區會ニ於テ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ選舉スペシ

委員會ハ區長ノ監督ヲ承ケ法令ノ定ムル所ニ依リ區會議員ノ選舉其ノ他ノ選舉ニ關スル事務ヲ管理ス

第一百四十八条 區會議員ノ選舉ハ其ノ區ニ於ケル都議會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿及補

五三

充選舉人名簿ニ依リ之ヲ行フ

區會議員選舉管理委員會ハ毎年九月十五日ノ現在ニ依リ補充選舉人名簿ヲ調製スベシ
補充選舉人名簿ニハ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニシテ其ノ區ニ於ケル都議會議員ノ選舉
ニ用フル選舉人名簿ニ登錄セラルルコトヲ得ザルモノヲ登錄スベシ
補充選舉人名簿ニハ選舉人ノ氏名及住所等ヲ記載スベシ

第一百五十條 區會ノ議決スペキ事件左ノ如シ

- 一、區條例ヲ設ケ又ハ改廢スルコト
 - 二、歲入出豫算ヲ定ムルコト
 - 三、決算報告ヲ認定スルコト
 - 四、營造物ノ設置及處分ニ關スルコト
 - 五、法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、區稅又ハ分擔金ノ賦課徵收ニ關スルコト
 - 六、財產ノ取得、管理及處分並ニ區費ヲ以テ支辨スペキ工事ノ執行ニ關スル區規則ヲ設ケ
又ハ改廢スルコト但シ法令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ
 - 七、歲入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ及權利ノ拋棄ヲ爲スコ
ト
 - 八、營造物ノ管理ニ關スル區規則ヲ設ケ又ハ改廢スルコト但シ法令ニ規定アルモノハ此ノ
限ニ在ラズ
 - 九、區ニ係ル訴願、訴訟及和解ニ關スル事項
 - 十、其ノ他法令ニ依リ區會ノ權限ニ屬スル事項
- 前項ニ規定スルモノノ外區ハ區條例ヲ以テ區ニ關スル事件ニ付區會ノ議決スペキモノヲ定
ムルコトヲ得
- 第一百五十一條中「其ノ代理者」を「副議長」に改める。

第一百五十二条の前に次のやうに加へる。

第五款　區所屬ノ官吏及吏員並ニ區吏員

第一百五十二条ノ二　區ニ區長ヲ置ク

區長ノ任期ハ四年トシ選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

區長ハ其ノ被選舉權アル者ニ就キ選舉人ヲシテ選舉セシメ其ノ者ニ就キ之ニ任ズ
區長ハ都ノ二級以上ノ官吏ノ中ニ就キ區會ノ意見ヲ徵シテ都長官之ヲ命ズ

第一百五十二条ノ三　區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ハ區長ノ選舉權ヲ有ス

日本國民タル年齢二十五年以上ノ者ハ區長ノ被選舉權ヲ有ス

區長ノ選舉ニ關スル事務ハ區會議員選舉管理委員會之ヲ管理ス

區長ノ選舉ハ區會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿ニ依リ之ヲ行フ

第一百五十二条ノ四　區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一〔其ノ數千ヲ超ユルトキバ一千以下之ニ同ジ〕以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ區長ニ對シ區條例又ハ區會ノ付議スルコトヲ得

議決ヲ經ベキ區規則ノ制定ノ請求アリタルトキハ區長ハ二十日以内ニ區會ヲ招集シ意見ヲ附シテ之ニ原案ヲ付議スベシ

前項ノ場合ニ於テハ區長ハ原案ノ趣旨ニ反セズト認ムル範圍内ニ於テ之ヲ修正シテ區會ニ原案ヲ添ヘテ付議スルコトヲ得

區長ハ區會ノ請求アルトキハ第一項ノ代表者又ハ其ノ代理者ヲシテ會議ニ出席シ原案ノ説明ヲ爲サシムルコトヲ得

第一項ノ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者トハ區會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿確定ノ日ニ於テ之ニ登録セラレタル者トス

第一項ノ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前項ノ選舉人名簿確定後直ニ區長ニ於テ之ヲ告示スベシ

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

五百五十一條ノ四 五 區會ニ於テ區長不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ區長ハ都長官ヲ經テ内務

ルコトヲ得 大臣ニ對シ區會ノ解散ヲ請求スルコトヲ得

○區會ニ於テ區長不信任ノ議決ヲ爲シタル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依ル解散ヲ爲ザルトキ又ハ○解散後初テ招集セラレタル區會ニ於テ再び區長不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ區長ハ辭

任スルコトヲ要ス

前二項ノ議決ニ付テハ議員數ノ三分ノ二以上出席シ其ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ得

ス 第百五十四條ノ二 四分ノ三 區ハ區條例ヲ以テ監査委員ヲ置クコトヲ得

監査委員ハ區吏員トシ其ノ定數ハ二人トス

監査委員ノ任期ハ二年トス

區會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員ノ任期ハ前項ノ規定ニ拘ラズ議員ノ任期ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ後任者ノ選任セラルルニ至ル迄ノ間其ノ職務ヲ行フコトヲ妨げズ

監査委員ハ區長區會ノ同意ヲ得テ區會議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ各一人ヲ選任スベシ
監査委員ハ區長ノ監督ヲ承ケ區ノ營造物ノ管理、區ノ出納其ノ他區ノ事務ノ執行ヲ監査ス
第一百五十四条ノ三 監査委員ハ在職ノ間其ノ區ノ區民トス

第一百五十四条ノ四 三 監査委員 區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ
其ノ代表者ヨリ區長ニ對シ第一百五十四条ノ二第六項ニ規定スル事項ニ關シ監査委員ノ監査
ノ請求アリタルトキハ區長ハ其ノ請求ニ係ル事項ニ付監査委員ヲシテ監査ヲ爲サシムベシ」
第一百五十五条ノ三 四 第四項ノ規定ハ前項ノ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ、同條第五項ノ規定ハ前項ノ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百五十四条ノ五 四 常設又ハ臨時ノ監査委員 區ハ委員ヲ置クコトヲ得

委員ハ區吏員トス

六〇

委員ハ○區會議員其ノ他○學識經驗アル者ノ中ヨリ○區長ノ同意ヲ得テ○選任ス

委員ハ區長ノ委託ヲ受ケ區ノ事務ニ關シ必要ナル事項ヲ調査ス

第一百五十六條ノ二 前數條ニ定ムル者ノ外區ニ必要ノ區更員ヲ置キ區長之ヲ任免ス

前項ノ更員ノ定數ハ區會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第一項ノ更員ハ區長ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第一百五十七條の前に次のやうに加へる。

第六款 紙料及給與

第一百五十六條ノ三 區會議員、區會議員選舉管理委員、區會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員及委員○並ニ町内會部落會及其ノ聯合會ノ長ハ報酬ヲ給スルコトヲ得

前項ノ者ハ職務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

報酬額及費用辨償額並ニ其ノ支給方法ハ區條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

第一百五十六條ノ四 前條第一項ニ規定スル更員以外ノ更員ニハ給料及旅費ヲ給ス
給料額及旅費額並ニ其ノ支給方法ハ區規則條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

前項ノ區規則ヲ設ケ又ハ改廢セントスルトキハ區會ノ議決ヲ經ベシ

第一百五十六條ノ五 報酬、費用辨償、給料、旅費其ノ他ノ給與ハ區ノ負擔トス

第七款 區ノ財務

第一百五十七條第二項を削る。

第一百五十七條ノ二 區ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得

第一百五十七條ノ三 區ハ其ノ支出ニ充ツル爲區稅及分擔金ヲ賦課徵收スルコトヲ得

第一百五十七條ノ四 區稅及其ノ賦課徵收ニ關シテハ地方稅法ノ定ムル所ニ依ル

分擔金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ區ノ一部ヲ利スル營造物又ハ區ノ一部ニ對シ利益アル事件ニ關シ特ニ利益ヲ受クル者ヨリ之ヲ徵收ス

第一百五十七條ノ五　區ハ其ノ負債ヲ償還スル爲、區ノ永久ノ利益ト爲ルベキ支出ヲ爲ス爲又、ハ天災事變等ノ爲必要アル場合ニ限り區會ノ議決ヲ經テ區債ヲ起スコトヲ得

區債ヲ起スニ付區會ノ議決ヲ經ルトキハ併セテ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ニ付

議決ヲ經ベシ

第一百五十七條ノ六　都ハ區ノ財政調整上必要アルトキハ區ニ交付金ヲ交付スルコトヲ得

第一百五十八條の前に次のやうに加へる。

第八款 補則

第一百五十八條ノ二　區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ一（其ノ數一萬ヲ超ユルトキハ一萬以下之ニ同ジ）以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ内務大臣ニ對シ區會ノ解散ノ請求アリタルトキ、場合ニ於テ選舉管理委員會之ヲ區會議員ノ選舉人ノ投票ニ付シ其ノ過半數ノ同意アリタルトキハ區會ハ解散ス第一百五十一條ノ四第一項ノ規定ニ依ル、區會ノ解散ノ請求アリタルトキ其ノ他特別ノ事情アルトキハ内務大臣ハ區會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第一百五十一條ノ三四第四項ノ規定ハ前項ノ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ、同條第五項ノ規定ハ前項ノ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百五十八條ノ三　區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ區長又ハ區會議員ニ付テハ監督議員選舉管理委員會都長官ニ對シ監査委員又ハ區會議員選舉管理委員ニ付テハ區長ニ對シ此等ノ者ノ解職（區長ニ付テハ其ノ免官）ノ請求アリタルトキハ都長區長又ハ區會議員ニ付テハ選舉管理委員會之ヲ區會議員ノ選舉人ノ投票ニ付シ其ノ他ノ者ニ付テハ區長ニ付議スペシ官又ハ區長ハ關係者ノ出頭ヲ求メテ之ヲ審査シ其ノ理由アリト認ムルトキハ區長ニ付テハ其ノ旨ヲ内務大臣ニ（此ノ場合ニ於テ區長一級官ナルトキハ内務大臣ハ更ニ其ノ旨ヲ内閣總理大臣ニ）報告シ其ノ他ノ者ニ付テハ之ヲ解職スベシ

前項ノ規定ニ依ル解職ノ請求ニ付其ノ投票ニ於テ過半數ノ同意アリタルトキ又ハ區會ニ於テ議員數ノ三分ノ二以上出席シ其ノ四分ノ三以上ノ同意アリタルトキハ同項ニ掲タル者ハ其ノ職（區長ニ付テハ其ノ官）ヲ失フ

六四

前項ノ報告アリタルトキハ内務大臣又ハ内閣總理大臣ハ其ノ免官ヲ委請スベシ

第一百五十一條ノ三第四項ノ規定ハ第一項ノ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ、同條第五項ノ規定ハ第一項ノ區會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分之一ノ數ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百五十九條中「區會ノ職務權限」の下に「區長ノ選舉」を加へる。

第一百六十條 都内ノ市町村ニ付テハ市制第三條乃至第五條及第一百七十二條並ニ町村制第三條、第四條及第一百五十三條ノ規定ニ拘ラズ本法ノ定ムル所ニ依ル

第一百六十二條乃至第一百六十七條 削除

第一百六十八條 都内ノ市町村ニ付テハ市制及町村制中府縣知事又ハ知事トアルハ都長官、府縣トアルハ都、道府縣制トアルハ東京都制、府縣參事會トアルハ都參事會、府縣參事會員トアルハ都參事會員トス

第一百七十條第一項中「其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長」を「其ノ組合會議員選舉管理委員ハ之ヲ町村會議員選舉管理委員、其ノ組合會議員選舉管理委員會ハ之ヲ町村會議員選舉管理委員會」に改め、同條第二項中「其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長」を「其ノ組合管理者選舉管理委員ハ之ヲ町村會議員選舉管理委員、其ノ組合管理者選舉管理委員會ハ之ヲ町村會議員選舉管理委員會」に改める。

第一百七十四條中「議員」の下に「及都長官」を加へ、同條に次の但書を加へる。

但シ衆議院議員選舉法第一百十二條第二項、第一百十三條第二項、第一百十六條、第一百十七條及第一百二十七條第四項中吏員トアルハ都議會議員選舉管理委員、區市町村會議員選舉管理委員、
○都議會議員選舉管理委員會若ハ區市町村會議員選舉管理委員會ノ書記、
投票管理者、開票管理者又ハ選舉長ヲ含ムモノトス

第一百七十八條ノ二 従前都長又ハ島司ノ管轄シタル區域内ニ於テ區市ノ設置アリタルトキ又ハ其ノ區域ノ境界ニ涉リテ區市町村ノ境界ノ變更アリタルトキハ其ノ區域モ亦自ラ變更シタルモノト看做ス

從前郡長又ハ島司ノ管轄シタル區域ノ境界ニ涉リテ町村ノ設置アリタル場合ニ於テハ本法ノ適用ニ付其ノ町村ノ屬スペキ區域ハ内務大臣之ヲ定ム

附 則

この法律中公民権に關する規定（名譽職に關する規定を含む。以下これに同じ。）及び都議會議員又は區市町村會議員の選舉に關する規定（附則第十二項及び第十三項の規定を除く。）は、次の都議會議員又は區市町村會議員の總選舉から、これを施行し、その他の規定の施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。

この法律により都長官又は區市町村會議員を選舉する場合において、この法律中公民権に關する規定及び都議會議員の選舉に關する規定がまだ施行されてゐないときは、その規定は、この法律中都長官又は區市町村會議員の選舉に關する規定の適用については、既に施行されたものとみなす。

この法律により都議會議員又は都長官を選舉する場合において、この法律中區市町村會議員の選舉に關する規定がまだ施行されてゐない區市町村においては、その規定は、この法律中都議會議員又は都長官の選舉に關する規定の適用については、既に施行されたものとみなす。

この法律中公民権に關する規定及び都議會議員の選舉に關する規定が施行された場合において、この法律中區市町村會議員の選舉に關する規定がまだ施行されてゐない區市町村においては、この法律中公民権に關する規定及び都議會議員の選舉に關する規定が施行された場合において、この法律中公民権に關する規定及び都議會議員の選舉に關する規定が施行された場合においては、この法律中公民権に關する規定及び都議會議員の選舉に關する規定が施行された場合においては、この法律中公民権及び都議會議員の選舉に關する規定がまだ施行されてゐない場合において、この法律中區市町村會議員の選舉に關する規定が施行された場合においては、この法律中區市町村會議員の選舉に關する規定は、東京都制、市制又は町村制中公民権及び區市町村會議員の選舉に關する規定の適用については、次の總選舉までの間、まだ施行されてゐないものとみなす。

この法律中公民権及び都議會議員の選舉に關する規定がまだ施行されてゐない場合において、この法律中區市町村會議員の選舉に關する規定が施行された場合においては、この法律中區市町村會議員の選舉に關する規定は、東京都制中都議會議員の選舉に關する規定の適用

用については、次の總選舉までの間、まだ施行されてゐないものとみなす。

この法律により都議會議員又は都長官を選舉する場合において、昭和二十一年の市制の一部を改正する法律及び同年の町村制の一部を改正する法律中公民権及び議員の選舉に關する規定(町村制第六十一條ノ三第二項、第三項及び第五項の規定を含む。以下これに同じ。)が、まだ施行されてゐない市町村においては、その規定は、都議會議員又は都長官の選舉に關する規定の適用については、既に施行されたものとみなす。

昭和二十一年の市制の一部を改正する法律又は同年の町村制の一部を改正する法律中公民権及び議員の選舉に關する規定は、これを施行した市町村においては、東京都制中都議會議員の選舉に關する規定の適用については、次の總選舉までの間、まだ施行されてゐないものとみなす。

前六項の場合において必要な選舉人名簿に關しては、命令で特別の規定を設けることがで

きる。

昭和二十年勅令第五百三十七號(衆議院議員選舉法第十二條の特例の件)の適用を受ける衆議院議員選舉人名簿を用ひて都議會議員の選舉を行ふ場合においては、第十六條ノ十一第一項ノ改正規定の適用については、その名簿中名簿調製期日において、都議會議員の選舉権を有する者に關する部分(これを衆議院議員選舉人名簿中關係部分といふ。)を、衆議院議員選舉人名簿とみなす。この場合における衆議院議員選舉人名簿中關係部分に關しては、昭和二十一年の市制の一部を改正する法律による改正前の市制第二十一條ノ三並びに第二十一條ノ四第三項及び第四項の例による。但し、「市長(第六條ノ市ニ於テハ區長)」とあるのは、「區市町村會議員選舉管理委員會」と読み替へるものとする。

都長官及び區長は、改正憲法施行の日まで官吏とする。

第九十三條ノ二乃至第九十三條ノ十八又は第一百五十一條ノ二の改正規定施行の際現に在職

七〇

する都長官又は區長は、これらの規定による都長官又は區長が任命されるまでの間は、これらの規定の施行によつては、その地位を失はない。

現任都議會議員の任期は、昭和二十一年八月三十一日までとする。但し、その任期満了後も、

この法律により初めて行はれる議員の選舉の期日までの間は、なほ、その職にあるものとする。

戸籍法の適用を受けない者の都議會議員又は區會議員の選舉權及び被選舉權（この法律中公民權に關する規定及び都議會議員又は區市町村會議員の選舉に關する規定の施行前においては、これらの者の公民權）並びに都長官の被選舉權は、當分の間、これを停止する。

前項の者は、これを選舉人名簿に登録することができない。

この法律の施行に關し必要な規定は、勅令でこれを定める。

附 帶 決 議

- 一、政府は都道府縣の首長及びその部下をすべて公吏とする都制、府縣制改正案及びこれに必要な法律案を急速に整備し、來るべき通常議會に提出すること。
- 二、前項都制、府縣制改正案の完璧を期すため、直ちに地方制度審議會を設置すること。
- 三、都及び市町村に對し行政警察權を大幅に移譲すること。
- 四、五大都市に速かに特別市制を實施すること。
- 五、地方政府事務局を廢止すること、又地方事務所の存廢はこれを都府縣の任意とすること。
- 六、國稅、地方稅を通ずる稅制の根本的改正を斷行し、地方自治團體の財政自主權の確立を期すること。
- 七、地方自治團體に對する煩瑣な許可、報告等の監督權は縮小整理すること。

府縣制の一部を次のやうに改正する。

(小字及び――は衆議院修正)

「道府縣制目次
第一章 總則」を 第一章 總則
第一款 通則 第二款 府縣及其ノ區域
第三款 府縣住民及其ノ権利義務
第四款 府縣條例及府縣規則」
に、
「第四章 府縣行政
第一款 府縣官吏員ノ組織及任免
第二款 府縣官吏員ノ職務權限及處務規程
第三款 賃料及給與」
に改める。

題名を次のやうに改める。

道府縣制

第一條を第一條ノ二とし、同條の前に次のやうに加へる。

第一款 通則

第一條 本法中府縣、府縣住民、府縣條例、府縣規則、府縣會、府縣會議員、府縣會議員選舉管理

委員會、府縣會議員選舉管理委員、府縣參事會、府縣參事會員、府縣知事、府縣吏員、府縣出納吏、府縣廳、府縣稅、府縣債、府縣費、府縣組合又ハ府縣行政トアルハ各道、道住民、道條例、道規則、道會、道會議員、道會議員選舉管理委員會、道會議員選舉管理委員、道參事會、道參事會員、道廳長官、道吏員、道出納吏、道廳、道稅、道債、道費、道府縣組合又ハ道行政ヲ含ムモノトス

第二款 府縣及其ノ區域

第三條ノ二を第三條ノ六とし、同條の前に次のやうに加へる。

第三款 府縣住民及其ノ權利義務

第三條ノ二 府縣内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ府縣住民トス

府縣住民ハ本法ニ從ヒ府縣ノ財產及營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ府縣ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

第三條ノ三 府縣内ノ市町村民ハ本法ニ從ヒ府縣ノ選舉ニ參與スル權利ヲ有ス

第三條ノ四 府縣内ノ市町村民ハ本法ニ從ヒ府縣條例又ハ府縣規則ノ制定ヲ請求スル權利ヲ

有ス

府縣内ノ市町村民ハ本法ニ從ヒ府縣ノ事務ノ監査ヲ請求スル權利ヲ有ス

第三條ノ五 府縣内ノ市町村民ハ本法ニ從ヒ府縣知事、監査委員、府縣會議員又ハ府縣會議員選舉管理委員ノ解職(府縣知事ニ付テハ免官)ヲ請求スル權利ヲ有ス

○第二項中「地方事務所長若ハ支廳長ノ管轄區域」を「北海道ニ於テハ支廳長ノ管轄區域」に改め、同條

ノ管轄シタル區域を「數區域」に改め、同條第四項の次に次の一項

第四款 府縣條例及府縣規則

選舉人ハ住所ニ依リ所屬ノ選舉區ヲ定ム第七十四條ノ二十一ノ規定ニ依リ選舉權ヲ有スル
を加へる。

選舉人ハ住所ニ依リ所屬ノ選舉區ヲ定ム第七十四條ノ二十一ノ規定ニ依リ選舉權ヲ有スル

者ニシテ府縣内ニ住所ヲ有セザルモノニ付テハ府縣會議員選舉管理委員會ハ本人ノ申出ニ依リ、其ノ申出ナキトキハ職權ニ依リ其ノ選舉區ヲ定ムベシ

同條第五項中「前二項」を「第三項及第四項」に改める。

第五條第一項中「三十人」を「四十人」に、「九十人」を「百人」に改める。

第六條第一項乃至第三項を次のやうに改める。

府縣内ノ市町村會議員ノ選舉權ヲ有スル者ハ府縣會議員ノ被選舉權ヲ有ス

同條第五項中「選舉事務」を「府縣會議員選舉管理委員、市町村會議員選舉管理委員(町村制第三十八條ノ町村ニ於テハ町村長選舉管理委員以下之ニ同ジ)、投票管理者(府縣會議員選舉管理委員會及市町村會議員選舉管理委員會以下之ニ同ジ)ノ書記、開票管理者、開票立會人、選舉長及選舉立會人並ニ選舉事務」に改め、同條第六項を削り、同條第八項中「衆議院議員」を「帝國議會ノ議員」に改める。

第七條第一項を削り、同條第二項中「議員」を「府縣會議員」に改める。

第八條第二項中「六分ノ一」を「十分ノ一」に改め、同條第三項中「六分ノ一」を「十分ノ一」に改める。

第九條第一項中「市町村會議員選舉ニ用フル選舉人名簿」の下に「町村制第三十八條ノ町村ニ於テハ町村長ノ選舉ニ用フル選舉人名簿」を加へ、同條第二項を削る。

第十條 府縣ニ府縣會議員選舉管理委員會(以下本章中選舉管理委員會ト稱ス)ヲ置ク

選舉管理委員會ハ府縣會議員選舉管理委員(以下本章中選舉管理委員ト稱ス)六人ヲ以テ之ヲ組織ス

第十一條 選舉管理委員ハ府縣會ニ於テ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ選舉スベシ

府縣會ハ委員ト同數ノ補充員ヲ選舉スベシ

委員中闕員アルトキハ選舉管理委員會ノ委員長ハ補充員ノ中ニ就キ之ヲ補闕ス其ノ順序ハ

選舉ノ時ヲ異ニスルトキハ選舉ノ前後ニ依リ選舉同時ナルトキハ得票數ニ依リ得票同數ナルトキハ抽籤ニ依ル仍國員アル場合ニ於テハ^{第四項ノ規定ニ拘ラズ臨時ニ補充員ノ}臨時補闕選舉ヲ行フベシ

委員及其ノ補充員ハ隔年之ヲ選舉スベシ

委員ハ後任者ノ就任スルニ至ル迄在任ス

委員ハ其ノ選舉ニ關スル第八十二條第一項若ハ第二項ノ處分確定シ又ハ判決アル迄ハ其ノ職務ヲ行フノ權ヲ失ハズ

第十二條 選舉管理委員會ハ府縣知事ノ監督ヲ承ケ法令ノ定ムル所ニ依リ府縣會議員ノ選舉其ノ他ノ選舉ニ關スル事務ヲ管理ス

委員會ハ府縣會議員ノ選舉ニ關スル事務ニ付テハ市町村會議員選舉管理委員會(町村制第三十八條ノ町村ニ於テハ町村長選舉管理委員會以下之ニ同ジ)ヲ指揮監督ス

第十二條ノ二 選舉管理委員會ハ委員中ヨリ委員長一人ヲ選舉スベシ

委員長ハ委員會ニ關スル事務ヲ總理シ委員會ヲ代表ス

第十二條ノ三 選舉管理委員會ハ委員長之ヲ招集ス委員三人以上ヨリ委員會招集ノ請求アルトキハ委員長ハ之ヲ招集スベシ

第十二條ノ四 選舉管理委員會ハ委員三人以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ

第三項ノ規定ニ依リ委員ノ數減少シテ前項ノ數ヲ得ザルトキハ委員長ハ補充員ニシテ其ノ事件ニ關係ナキモノヲ以テ第十一條第三項ノ順序ニ依リ臨時之ニ充ツベシ委員ノ故障ニ因リ前項ノ數ヲ得ザルトキ亦同ジ

委員長及委員ハ自己又ハ父母、祖父母、配偶者、子孫若ハ兄弟姊妹ノ一身上ニ關スル事件ニ付テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得ズ但シ委員會ノ同意ヲ得タルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

第十二條ノ五 選舉管理委員會ノ議事ハ委員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ委員長

ノ決スル所ニ依ル

八

第十二條ノ六 選舉管理委員會ニ書記ヲ置キ委員長ノ指揮ヲ承ケ委員會ニ關スル事務ニ從事セシム

書記ハ府縣ノ官吏又ハ第七十七條ノ二ノ更員ノ中ニ就キ府縣知事ノ承認ヲ得テ委員長之ヲ定ム
任免ス

第十二條ノ七 本法ニ規定スルモノノ外選舉管理委員會ニ關シ必要ナル事項ハ委員會之ヲ定ム

第十三條第一項中「府縣知事」を「選舉管理委員會」に改め、同條第二項を次のやうに改める。
天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ投票ヲ行フコトヲ得ザルトキ又ハ更ニ投票ヲ行フノ必要アルトキハ投票管理者ハ選舉長ヲ經テ委員會ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ此ノ場合ニ於テハ委員會ハ更ニ期日ヲ定メ投票ヲ行ハシムベシ但シ其ノ期日ハ少クトモ五日前ニ之ヲ告示セ

シムベシ

第十三條ノ二第二項中「爲サムトスルトキハ」の下に「本人ノ承諾ヲ得テ」を加へ、同條第三項の次に次の二項を加へる。

一ノ選舉區ニ於テ議員候補者ト爲シタル者ハ他ノ選舉區ニ於テハ議員候補者ノ届出ヲ爲シ又ハ其ノ推薦届出ヲ承諾スルコトヲ得ズ

同條第五項中「前四項」を「第一項乃至第三項及前項」に改める。

第十四條 投票管理者ハ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ニ就キ市町村會議員選舉管理委員會ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

投票管理者ハ投票ニ關スル事務ヲ擔任ス

第十五條第四項中「府縣知事」を「選舉管理委員會」に改め、「ヲ設ケ又ハ數町村ノ區域ヲ合セテ一投票區」を削る。

第十六條第三項を削る。 第一項を次のやうに改める。

市町村會議員選舉管理委員會ハ各投票區ニ於ケル選舉人名簿ニ登録セラレタル者ノ中ヨリ

本人ノ承諾ヲ得テ四人乃至六人ノ投票立會人ヲ選任スベシ

同條第二項中「投票立會人三人ニ達セサルトキ若ハ」を「投票立會人」に改め、同條第三項を削る。

第十八條第九項中「府縣知事」を「選舉管理委員會」に改める。

第十八條ノ二 第三項中「公民權」を「市町村會議員ノ選舉權」に改める。
第三項中「公民權」を「市町村會議員ノ選舉權」に改める。

第七十四條ノ二十一ノ規定ニ依リ選舉權ヲ有スル者ハ第一項及前條第三項ノ規定ニ拘ラズ選舉ノ當日投票時間内ニ自ラ投票所ニ到リ其ノ旨ヲ證スベキ書面ヲ掲示シテ投票ヲ爲スコトヲ得

同條第三項中「公民權」を「市町村會議員ノ選舉權」に改める。

第十九條第一項を次のやうに改める。

投票ノ拒否ハ投票立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ投票管理者之ヲ決スベシ

同條第四項中「投票立會人」を「投票管理者又ハ投票立會人」に改める。

第十九條ノ二中「但書」の下に「及第三項」を加へる。

第二十一條 投票管理者タル者開票管理者タル場合ヲ除クノ外投票管理者ハ其ノ指定シタル投票立會人ト共ニ投票ノ當日投票箇、投票録及選舉人名簿ヲ開票管理者ニ送致スベシ

第二十二條中「府縣知事」を「選舉管理委員會」に、「選舉會」を「開票」に改める。

第二十二條ノ二 開票區ハ市町村ノ區域ニ依ル

選舉管理委員會特別ノ事情アリト認ムルトキハ市ノ區域ヲ分チテ數開票區ヲ設ケ又ハ數町村ノ區域ヲ合セテ一開票區ヲ設クルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ開票區ヲ設クル場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條ノ三 開票管理者ハ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ニ就キ市町村會議員選舉管理委員會ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

開票管理者ハ開票ニ關スル事務ヲ擔任ス

開票所ハ市役所、町村役場又ハ開票管理者ノ指定シタル場所ニ之ヲ設ク

開票管理者ハ豫メ開票ノ場所及日時ヲ告示スベシ

第二十二條ノ四 第十六條ノ規定ハ開票立會人ニ之ヲ準用ス

第二十二條ノ五 開票ハ投票ノ當日又ハ其ノ翌日（一開票區ニ數投票區アルトキハ總テノ投票函ノ送致ヲ受ケタル日又ハ其ノ翌日）之ヲ行フ

第二十二條ノ六 開票管理者ハ開票立會人立會ノ上投票函ヲ開キ先づ第十九條第二項及第四項ノ投票ヲ調査シ其ノ投票ノ受理如何ハ開票立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ開票管理者之ヲ決スベシ

開票管理者ハ開票立會人ト共ニ市町村其ノ他選舉管理委員會ノ定ムル區域毎ニ投票ヲ點檢スベシ

投票ノ點檢終リタルトキハ開票管理者ハ直ニ其ノ結果ヲ選舉長ニ報告スベシ

開票管理者ハ前項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲シタルトキハ直ニ選舉人名簿ヲ市町村會議員選舉管理委員會ニ返付スベシ

第二十二條ノ七 選舉人ハ其ノ開票所ニ就キ開票ノ參觀ヲ求ムルコトヲ得

第二十二條ノ八 投票ノ效力ハ開票立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ開票管理者之ヲ決定スベシ

第二十二條ノ九 左ノ投票ハ之ヲ無效トス
一 成規ノ用紙ヲ用ヒザルモノ

二 議員候補者ニ非ザル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

三 一投票中二人以上ノ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

四 被選舉權ナキ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

一四

五 議員候補者ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ但シ爵位、職業、身分、住所又ハ敬稱ノ類ヲ記載シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

六 議員候補者ノ氏名ヲ自書セザルモノ

七 議員候補者ノ何人ヲ記載シタルカヲ確認シ難キモノ

八 府縣會議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

前項第八號ノ規定ハ第八條、第三十二條又ハ第三十六條ノ規定ニ依ル選舉ノ場合ニ限り之ヲ適用ス

第二十二條ノ十 開票管理者ハ開票錄ヲ作り開票ニ關スル顛末ヲ記載シ一人以上ノ開票立會人ト共ニ之ニ署名スベシ

開票錄、投票錄及投票並ニ府縣會議員ノ選舉ニ用ヒタル選舉人名簿ハ市町村會議員選舉管理委員會ニ於テ議員ノ任期間之ヲ保存スベシ

第二十二條ノ十一 選舉ノ一部無效ト爲リ更ニ選舉ヲ行ヒタル場合ニ於テハ其ノ投票ノ效力ヲ決定スベシ

第二十二條ノ十二 第十三條第二項本文ノ規定ハ開票ニ之ヲ準用ス

第二十二條ノ十三 第十七條第一項及第二項ノ規定ハ開票所ノ取締ニ之ヲ準用ス

第二十三條第一項を次のやうに改める。

選舉長ハ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ニ就キ選舉管理委員會ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

第二十三條ノ二を削る。

同條第三項中「地方事務所、支應」を削る。

第二十四條 選舉管理委員會(市ニ於テハ市會議員選舉管理委員會)ハ各選舉區ニ於ケル選舉人名簿ニ登録セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ四人乃至六人ノ選舉立會人ヲ選任ス

第十六條第二項及第三項ノ規定ハ選舉立會人ニ之ヲ準用ス

第二十五條 選舉長ハ總テノ開票管理者ヨリ第二十二條ノ六第三項ノ規定ニ依ル報告ヲ受ケタル日又ハ其ノ翌日選舉會ヲ開キ選舉立會人立會ノ上其ノ報告ヲ調査スベシ

外ノ口宣ハ其ノ名ニ付テ選舉會立會キ選舉立會人立會ノ上期ノ報告ヲ調査スベシ

報告ヲ受ケタルトキハ選舉長ハ前項ノ例ニ依リ選舉會ヲ開キ他ノ部分ノ報告ト共ニ更ニ之

三國志ノヘシ

第十三條第二項本文之規定，選舉會之天津川刀

卷之三

第二十八集 刑余

卷之三

第二十九條 第二項中「年長者ヲ取り年齢同シキトキハ」を削る。
第一項中「五分ノ一」を「四分ノ一」に改め、同條

第二十九條ノ三第二項中「府縣知事」を「選舉管理委員會」に改め 同條第五項中「選舉立會人」の意見ヲ聽キ選舉長之ヲ決定スヘシを「選舉立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ選舉長之

第三十條第一項を次のやうに改める。

選舉銘及第二十二條ハ第三項ノ規定依リ當管ノ同上ノ事務所ノ所長は行司ノ事務所ノ所長也

第三十一條第一項を次のやうに改める。

當選者定マリタルトキハ選舉長ハ直ニ當選者ニ當選ノ旨ヲ告知シ同時ニ當選者ノ住所氏名ヲ告示シ且選舉錄ヲ添ヘ之ヲ選舉管理委員會ニ報告スペシ當選者ナキトキハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ且選舉錄ヲ添ヘ之ヲ委員會ニ報告スベシ

前項ノ場合ニ於テハ委員會ハ選舉錄ノ寫ヲ添ヘ直ニ府縣知事ニ當選者ノ住所氏名又ハ當選者ナキ行フ報告スペシ

同條第二項及び第三項中「府縣知事」を「委員會」^{○同條第三項を削り、同條第四項中「前二項」を「前項」に改め。}に改め。同條第五項中「第六條第七項ニ掲グル在職ノ官吏以外ノ」を削り、同條第六項乃至第八項を削る。

第三十一條ノ二を削る。

第三十二條第一項中「六分ノ一」を「十分ノ一」に改め、申第二號を削り、第三號を第二號とし、以下順次繰り上げ、同條第二項中「第四號」を「第三號」に改め、同條第三項中「第五號又ハ第六號」を「第四號又ハ第五號」に改め、同條第六項中「六分ノ一」を「十分ノ一」に

第三十三條第一項中「府縣知事ハ直ニ」を「選舉管理委員會ハ直ニ其ノ旨ヲ府縣知事ニ報告スルト共ニ」に改め、同條第二項中「府縣知事ハ直ニ其ノ旨」を「委員會ハ直ニ其ノ旨ヲ府縣知事ニ報告スルト共ニ之」に改める。

第三十四條第一項中「府縣知事」を「選舉管理委員會」に改め、同條第二項中「^{○及び第三項}府縣知事」を「委員會」に改め、同條第三項中「府縣知事」を「委員會」に改め、「不服アル者ハ」の下に「府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ」を加へ、同條第四項中「第一項」を「第二項」に改め、^{○改める。}同條第五項中「異議ノ決定」の下に「若ハ訴願ノ裁決」を加へ、同條第六項中「決定」の下に「若ハ裁決」を加へる。

第三十四條ノ二第三項中「選舉事務長又ハ選舉事務長ニ非ズシテ事實上」を削る。

第三十六條第一項及び第三項中「三箇月以内ニ」を削り、同條第五項を削る。

第三十六條ノ二第二項を削る。

第三十六條ノ三 府縣會議員ノ選舉ハ府縣知事ノ選舉ノ期日ノ告示アリタルトキハ其ノ選舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

議員ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ衆議院議員又ハ府縣知事ノ選舉ヲ行フベ

キ事由ヲモ生ジタルトキハ議員ノ選舉ハ衆議院議員又ハ府縣知事ノ選舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

第三十七條第一項中「又ハ第三十一條第七項ニ掲タル者ナルトキ」、「又ハ第三十一條第七項ニ掲タル者ニ該當スルヤ否ヤ」及び第二號を削り、第三號を第一號とし、第四號を第三號とする。

同條第三項中「又ハ第三十一條第七項ニ掲タル者」を削る。

第三十七條ノ二 選舉管理委員、投票管理者、開票管理者又ハ選舉長府縣會議員ノ選舉權ヲ有セザルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第三十九條但書中「但シ」の下に「同法第九十九條中吏員トアルハ選舉管理委員、市町村會議員選舉管理委員^{○選舉管理委員會及市町村會議員選舉管理委員會ノ書記、並ニ}、投票管理委員^{○投票立會人、開票管理委員會ノ書記、並ニ}、開票立會人、選舉長及選舉立會人ヲ含ムモノトシ」を加へ、「選舉委員ノ數、選舉運動ノ爲使用スル勞務者ノ數及」を削る。

第四十條に次の但書を加へる。

但シ衆議院議員選舉法第一百十二條第二項、第一百十三條第二項、第一百十六條、第一百十七條及第一百二十七條第四項中吏員トアルハ選舉管理委員、市町村會議員選舉管理委員^{○選舉管理委員會ハ市町村會議員選舉管理委員會ノ書記、並ニ}、投票管理委員^{○投票立會人、開票管理委員會ノ書記、並ニ}、開票管理者又ハ選舉長ヲ含ムモノトス

第四十一條第三號を次のやうに改める。

三 決算報告ヲ認定スルコト

第四十一條に次の二項を加へる。

同條
第四十一條に次の二項を加へる。

前項ニ規定スルモノノ外府縣ハ府縣條例ヲ以テ府縣ニ關スル事件ニ付府縣會ノ議決スベキシテ事務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ検査スルコトヲ得

第四十三條ノ二 府縣會ハ府縣ノ事務ニ關スル書類及計算書ヲ檢閲シ府縣知事ノ報告ヲ請求府縣會ハ府縣知事ニ對シ府縣ノ事務ニ關スル監査委員ノ監査ヲ求メ其ノ結果ノ報告ヲ請求

監査委員

スルコトヲ得

第四十五條第二項を削る。

第五十條第一項乃至第四項を次のやうに改める。

府縣會ハ定例會及臨時會トス

定例會ハ隔月之ヲ開ク

臨時會ハ必要アル場合ニ於テ其ノ事件ニ限り之ヲ開ク

同條第六項中「第二項及前項」を「前二項」に改める。

同條に次の一項を加へる。

府縣會ノ會期及其ノ延長並ニ開閉ニ關スル事項ハ第六十四條ノ會議規則中ニ之ヲ規定スベシ

第五十一條第二項中「十四日」を「七日」に改め、同條第三項及び第四項を削る。

59

第五十三條第一項中「議事ハ」の下に「議員ノ」を加へ、同條第二項を削る。

第五十四條中「妻」を「配偶者」に改める。

第五十五條第一項中「第二十七條」を「第二十二條ノ九」に改める。

第五十六條 府縣會ノ會議ハ之ヲ公開ス但シ議長又ハ議員三人以上ノ發議ニ依リ。傍聴禁止ヲ^{議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ}可決シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ議長又ハ議員ノ發議ハ討論ヲ用ヒズ其ノ可否ヲ決スベシ

第五十七條ノ三を削る。

第六十二條第二項を次のやうに改める。

書記ハ第七十七條ノ二ノ吏員ノ中ニ就キ府縣知事ノ同意ヲ得テ議長之ヲ定ム^{任免ス}

第六十三條第二項中「會議錄」を「會議錄ノ寫」に改める。

第六十五條中「議長及名譽職」を削る。

第六十六條第一項及び第二項中「名譽職」を削り、同條第三項中「名譽職」及び「年長者ヲ取り年齢同シキトキハ」を削り、同條第四項乃至第六項中「名譽職」を削る。

又ハ」を削る。
め、同條第四項中「名譽職」を削り、「隔年」を「毎年一回」に改め、同條第五項中「名譽職」を削り、同條第六項中「名譽職」及び「第一項

第六十七條 中「府縣知事」を「府縣會議長」に改める。

第六十八條第一項第二號中「重要事件ヲ除クノ外府縣會ノ權限ニ屬スル事件」を「府縣會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ輕易ナルモノ」に改め、同條第二項中「重要事件」を「規定ニ依リ府縣參事會ニ於テ議決スベキ事件」に改める。

第七十條 第四十三條、第四十四條乃至○^〇第四十九條、第五十條第六項、第五十五條、第五十七條乃至第五十九條、第六十二條、第六十三條第二項及第六十四條第一項ノ規定ハ府縣參事會ニ之ヲ準用ス但シ第六十三條第二項ノ規定ヲ準用スル場合ニ於テハ府縣會議長ニモ報告スベシ

第七十一條第一項中「名譽職」を削り、同條第二項を削る。

第七十二條 削除

第七十三條第一項中「^{及び}議長又ハ其ノ代理者及名譽職」を削り、同條第二項中「名譽職」を削る。

第七十四條第一項中「^{〔名譽職〕}其ノ代理者及名譽職」を「及」に改め、同條第二項を削る。

「第四章 府縣行政」を「第四章 府縣ノ官吏及吏員」に、「第一款 府縣吏員ノ組織及任免」を「第一款 組織、選舉及任免」に改める。

第七十五條の前に次のやうに加へる。

第七十四條ノ二 府縣ニ府縣知事ヲ置ク

府縣知事ハ官吏トス

府縣知事ノ任期ハ四年トシ選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

府縣知事ハ其ノ被選舉權アル者ニ就キ選舉人ヲシテ選舉セシメ其ノ者ニ就キ之ニ任ズ

第七十四條ノ三、府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ハ府縣知事ノ選舉權ヲ有ス

第七十四條ノ四、日本國民帝國臣民タル年齢三十年以上ノ者ハ府縣知事ノ被選舉權ヲ有ス

市制第十四條第一項但書又ハ町村制第十二條第一項但書ノ規定ニ該當スル者ハ被選舉權ヲ有セズ

帝國議會ノ議員ハ府縣知事ト相兼ヌルコトヲ得ズ

府縣會議員及府縣ノ有給ノ吏員、教員其ノ他ノ職員ニシテ在職中ノモノハ其ノ府縣ノ府縣知事ト相兼ヌルコトヲ得ズ

第七十四條ノ五、府縣知事ノ選舉ハ現任府縣知事ノ任期滿了ノ日前二十五日以内ニ之ヲ行フベシ

府縣知事闕クルニ至リタルトキハ府縣知事ノ選舉ハ其ノ闕クルニ至リタル日ヨリ二十五日以内ニ之ヲ行フベシ但シ其ノ事由第七十四條ノ二十一第十七條ノ十八ニ於テ準用スル第三十一條第三項ノ期

限前ニ生ジタル場合ニ於テ第七十四條ノ十第一項但書ノ得票者アルトキ又ハ其ノ期限經過後ニ生ジタル場合ニ於テ第七十四條ノ十第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者アルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ其ノ者ノ中ニ就キ當選者ヲ定ムベシ

第七十四條ノ十二第三項ノ規定ハ前項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十四條ノ十七

第七十四條ノ十四第四項ノ規定ハ第二項ノ期間ニ之ヲ準用ス

第七十四條ノ六、府縣知事ノ選舉ニ關スル事務ハ府縣會議員選舉管理委員會(以下本章中選舉管理委員會ト稱ス)之ヲ管理ス

府縣知事ノ選舉ハ府縣會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿ニ依リ之ヲ行フ

選舉管理委員會ハ選舉ノ期日前二十日目迄ニ投票ヲ行フベキ日時ヲ告示スベシ

府縣知事ノ選舉ノ投票區及開票區ハ府縣會議員ノ選舉ノ投票區及開票區ニ依ル

本法ニ規定スルモノノ外投票區及開票區ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十四條ノ七 府縣知事候補者タラントスル者ハ選舉ノ期日ノ告示アリタル日ヨリ選舉ノ期日前七日目迄ニ其ノ旨ヲ選舉長ニ届出ヅベシ

選舉人名簿ニ登録セラレタル者他人ヲ府縣知事候補者ト爲サントスルトキハ前項ノ期間内ニ其ノ推薦ノ届出ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ期間内ニ届出アリタル府縣知事候補者一人以上アル場合ニ於テ其ノ期間ヲ經過シタル後府縣知事候補者死亡シ又ハ府縣知事候補者タルコトヲ辭シタルトキハ前二項ノ例ニ依リ選舉ノ期日前一日目迄府縣知事候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ爲スコトヲ得

府縣知事候補者ハ選舉長ニ届出ヲ爲スニ非ザレバ府縣知事候補者タルコトヲ辭スルコトヲ得ズ

前四項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキ又ハ府縣知事候補者ノ死亡シタルコトヲ知リタルトキハ選舉長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示スペシ

第七十四條ノ八 府縣知事候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ爲サントスル者ハ府縣知事候補者一人ニ付二千圓又ハ之ニ相當スル額面ノ國債證書ヲ供託スルコトヲ要ス
府縣知事候補者ノ得票數有效投票ノ總數ノ十分ノ一ニ達セザルトキハ前項ノ規定ニ依ル供託物ハ府縣ニ歸屬ス

前項ノ規定ハ府縣知事候補者選舉ノ期日前十日以内ニ府縣知事候補者タルコトヲ辭シタル場合ニ之ヲ準用ス但シ被選舉權ヲ有セザルニ至リタル爲府縣知事候補者タルコトヲ辭シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七十四條ノ九 選舉長ハ府縣知事ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ニ就キ選舉管理委員會ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

選舉長ハ選舉會ニ關スル事務ヲ擔任ス

選舉會ハ府縣廳又ハ選舉長ノ指定シタル場所ニ之ヲ開ク

選舉長ハ豫メ選舉會ノ場所及日時ヲ告示スベシ

三〇

第七十四條ノ十 府縣知事ノ選舉ハ有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ有效投票ノ總數ノ四分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス 八分ノ三

當選者ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同ジキトキハ選舉長抽籤シテ之ヲ定ム

第七十四條ノ十一 第七十四條ノ七第一項乃至第三項ノ規定ニ依ル届出アリタル府縣知事候補者一人ナルトキハ投票ハ之ヲ行ハズ

前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フコトヲ要セザルトキハ選舉長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ併セテ之ヲ選舉管理委員會ニ報告スベシ

第一項ノ場合ニ於テハ選舉長ハ選舉ノ期日ヨリ五日以内ニ選舉會ヲ開キ府縣知事候補者ヲ以テ當選者ト定ムベシ

前項ノ場合ニ於テハ選舉長ハ選舉權ノ有無ハ選舉立會人ノ意見ヲ聽キ之ヲ決定ス可否同數ナ

ルトキハ選舉長之ヲ決定スベシ

第七十四條ノ十二 當選者左ニ掲タル事由ノ一二該當スル場合ニ於テ第二項ノ規定ノ適用ヲ受クル者ナキトキハ二十五日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

一 當選ヲ辭シタルトキ

二 第七十四條ノ二十一 第七十四條ノ二十二十八ニ於テ準用スル第二十九條ノ二ノ規定ニ依リ當選ヲ失ヒタルトキ

三 死亡者ナルトキ

四 選舉ニ關スル犯罪ニ依リ刑ニ處セラレ其ノ當選無効ト爲リタルトキ但シ第七十四條ノ

五 第二項又ハ前各號ノ事由ニ依ル選舉ノ告示ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

五 第七十四條ノ二十一 第七十四條ノ二十二十八ニ於テ準用スル第三十四條ノ二ノ規定ニ依ル訴訟ノ結果當選無効ト

爲リタルトキ

前項各號ノ事由第七十四條ノ二十一第十七條ノ二十八ニ於テ準用スル第三十一條第三項ノ期限前ニ生ジタル場

合ニ於テ第七十四條ノ十第一項但書ノ得票者アルトキ又ハ其ノ期限經過後ニ生ジタル場合ニ於テ第七十四條ノ十第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者アルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ其ノ者ノ中ニ就キ當選者ヲ定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ第七十四條ノ十第一項但書ノ得票者選舉ノ期日後ニ於テ被選舉權ヲ有セザルニ至リタルトキハ之ヲ當選者ト定ムルコトヲ得ズ

第七十四條ノ十七
第七十四條ノ十四第四項ノ規定ハ第一項ノ期間ニ之ヲ準用ス

第七十四條ノ十三 府縣知事ノ選舉ニ於テ第七十四條ノ十第一項但書ノ規定ニ依ル得票者ナキトキハ第七十四條ノ五第一項及第二項前條第一項、第七十四條ノ十五第一項並ニ第七十四條ノ十七第一項及第三項ノ規定ニ拘ラズ第七十四條ノ二十一ニ於テ準用スル第三十一條第一項ノ規定ニ依ル告示ノ日ヨリ十日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ此ノ場合ニ於テハ第七十四條ノ七第一項乃至第三項及第七十四條ノ八ノ規定ニ拘ラズ其ノ選舉ニ於テ有效投票ノ最多數ヲ得タル者二人（一人ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同ジキ者アルトキハ選舉管理委員會抽籤シテ之ヲ定ム）ヲ以テ府縣知事候補者トス

前項ノ場合ニ於テハ第七十四條ノ六第三項ノ規定ニ拘ラズ委員會ハ選舉ノ期日前七日目迄ニ投票ヲ行フベキ日時ヲ告示スベシ
第一項ノ選舉ハ第七十四條ノ十ノ規定ニ拘ラズ有效投票ノ過半數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス
第一項ノ府縣知事候補者ノ得票ノ數同ジキトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ選舉長抽籤シテ當選者ヲ定ムベシ
第七十四條ノ十四 前條第一項ノ府縣知事候補者死亡シ又ハ府縣知事候補者タルコトヲ辭シタル爲府縣知事候補者一人ト爲リタルトキハ投票ハ之ヲ行ハズ

第七十四條ノ十一第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十四條ノ十五 第七十四條ノ十二第三項又ハ第四項ノ當選者第七十四條ノ十二第一項ニ掲タル事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テ第二項ノ規定ノ適用ヲ受クル者ナキトキハ二十五日以内ニ選舉ヲ行フベシ

前項ノ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ第七十四條ノ十三第四項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者アルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ其ノ者ヲ當選者ト定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ第七十四條ノ十三第四項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者選舉ノ期日後ニ於テ被選舉權ヲ有セザルニ至リタルトキハ之ヲ當選者ト定ムルコトヲ得ズ

第七十四條ノ十七第四項ノ規定ハ第一項ノ期間ニ之ヲ準用ス

第七十四條ノ十六

三四

第七十四條ノ十三 當選者其ノ當選ヲ承諾シタルトキハ選舉管理委員會ハ直ニ當選者ノ住所氏名ヲ告示シ且之ヲ内務大臣ニ報告スベシ

第七十四條ノ十七

當選者ナキニ至リタルトキハ委員會ハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ且之ヲ内務大臣ニ報告スベシ

第七十四條ノ十八

選舉無效ト確定シタルトキハ二十五日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

當選無效ト確定シタルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ更ニ當選者ヲ定ムベシ此ノ場合ニ於テハ第七十四條ノ十二第三項ノ規定ヲ準用ス

當選者ナキトキ又ハ當選者ナキニ至リタルトキハ二十五日以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

第一項及前項ノ期間ハ第七十四條ノ十八第一項又ハ第七十四條ノ十九第一項若ハ第六項若ハ第三項ノ

規定ノ適用アル場合ニ於テハ選舉ヲ行フコトヲ得ザル事由にミタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

第七十四條ノ十八

第七十四條ノ五第一項、第七十四條ノ十二第一項。第七十四條ノ十五第一項又ハ前條第一項若ハ第六項若ハ第三項ノ

第七十四條ノ十九

第七十四條ノ十六第一項若ハ第六項若ハ第三項ノ

規定ノ適用アル場合ニ於テハ選舉ヲ行フコトヲ得ザル事由にミタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

65

三項ノ選舉ハ之ニ關係アル選舉又ハ當選ニ關スル異議申立期間、異議ノ決定若ハ訴願ノ裁決確定セザル間又ハ訴訟ノ繫屬スル間之ヲ行フコトヲ得ズ

府縣知事ハ選舉又ハ當選ニ關スル決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アル迄ハ其ノ官ヲ失ハズ

第七十四條ノ十九

第七十四條ノ十六 府縣知事ノ選舉ハ府縣會議員ノ選舉ノ期日ノ告示アリタルトキハ其ノ選

舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

府縣知事ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ議員ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲモ生ジタルトキハ第三十六條ノ三第二項ノ例ニ依ル

府縣知事ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ衆議院議員ノ選舉ヲ行フベキ事由ヲモ生ジタルトキハ府縣知事ノ選舉ハ衆議院議員ノ選舉ノ期日ノ經過スルニ至ル迄ノ間之ヲ行フコトヲ得ズ

第七十四條ノ二十

第七十四條ノ二十一 衆議院議員選舉法第十章及第十一章並ニ第一百四十條第二項乃至第四項、

三五

第一百四十二条及第一百四十七条ノ規定ハ府縣知事ノ選舉ニ之ヲ準用ス但シ同法第九十九條中
吏員トアルハ府縣會議員選舉管理委員、市町村會議員選舉管理委員、投票管理委員及市町村會議
員選舉管理委員會ノ書記、並ニ
人、開票管理者、開票立會人、選舉長及選舉立會人ヲ含ムモノトシ府縣知事候補者一人ニ付
定ムベキ選舉運動ノ費用ノ額ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第七十四條ノ二十一
第七十四條ノ十八 第六條第三項及第四項、第十三條第二項、第十四條、第十五條第二項及第
三項、第十六條、第十七條、第十八條第一項乃至第十項、第十八條ノ二乃至第二十二條、第二
十二條ノ三乃至第二十三條ノ八、第二十二條ノ九第一項第一號乃至第七號、第二十二條ノ十
乃至第二十二條ノ十三、第二十四條乃至第二十七條、第二十九條ノ二（第三十七條第二項ニ
關スル部分ヲ除ク）、第三十條、第三十一條第一項乃至第三項、第五項及第六項、第三十四條
第一項乃至第四項、第三十四條ノ一、第三十五條本文、第三十七條ノ二（選舉管理委員ニ關ス
ル部分ヲ除ク）、第三十八條並ニ第四十條ノ規定ハ府縣知事ノ選舉ニ之ヲ準用ス但シ第十六
三

條第一項中三人トアルハ第七十四條ノ十三第一項ノ選舉ニ於テハ二人、
**第十一條第二項中府縣知事トアルハ内務大臣、同條第五項中前二項トアルハ第三項、第三十四
條第一項中前條第二項トアルハ第七十四條ノ十六** 第七十四條ノ十三第一項ノ選舉ヲ行ヒタル
場合ニ於テハ選舉ノ日又ハ告示ノ日トアルハ第七十四條ノ十三第一項ノ選舉ニ關スル此等ノ具、

六項トアルハ第七十四條ノ十五第二項トシ第三十一條第六項ノ規定ハ現任府縣知事ニシテ
第五項

其ノ府縣ニ於テ當選シタルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

第七十四條ノ二十二
第七十四條ノ十九 本法ニ規定スルモノノ外府縣ノ官吏ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

監査委員ハ府縣吏員トシ其ノ定期ハ四人トス
第七十四條ノ二十二
第七十四條ノ二十 府縣ニ監査委員ヲ置ク

監査委員ハ府縣吏員トス

府縣會議員ノ中ヨリ選任セラレタル監査委員ノ任期ハ前項ノ規定ニ拘ラズ議員ノ任期ヲ超
ユルコトヲ得ズ但シ後任者ノ選任セラルニ至ル迄ノ間其ノ職務ヲ行フコトヲ妨ゲズ

監査委員ハ府縣知事府縣會ノ同意ヲ得テ府縣會議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ各同數ヲ選任スベシ

本法ニ規定スルモノノ外監査委員ニ關シ必要ナル事項ハ府縣條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

第七十四條ノ二十一 府縣知事及監査委員ハ第六條第一項ノ規定ニ拘ラズ在職ノ間府縣會議員ノ選舉權ヲ有ス

第七十五條 府縣知事及監査委員ハ其ノ府縣ニ對シ請負ヲ爲シ又ハ其ノ府縣ニ於テ費用ヲ負擔スル事業ニ付府縣知事若ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ニ對シ請負ヲ爲ス者及其ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責任社員、取締役若ハ監査役又ハ之ニ準ズベキ者、支配人又ハ清算人タルコトヲ得ズ

監査委員ハ第六條第三項又ハ第五項ニ掲ゲタル職ト相兼スルコトヲ得ズ

第七十六條中「吏員」を「及第七十七條ノ二ノ吏員」に改める。

第七十七條第一項中「委員」を「常設又ハ臨時ノ委員」に改め、同條第二項及び第三項第二項を次のやうに改める。

委員ハ府縣吏員トス

委員ハ府縣會議員其ノ他學識經驗アル者ノ中ヨリ府縣會ノ同意ヲ得テ府縣知事之ヲ選仕ス

第四章第一款に次の二條を加へる。

第七十七條ノ一 本法ニ規定スルモノノ外府縣ニ必要ノ府縣吏員ヲ置ク

前項ノ府縣吏員ハ府縣知事之ヲ任免ス

第七十七條ノ三 府縣知事被選舉權ヲ有セザルニ至リタルトキハ其ノ官ヲ失フ
監査委員市制第十四條第一項但書又ハ町村制第十二條第一項但書ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

監査委員ノ職ニ在ル者ニシテ禁錮以上ノ刑ニ該ルベキ罪ノ爲豫審又ハ公判ニ付セラレタルトキハ府縣知事ハ其ノ職務ノ執行ヲ停止スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ停止期間報酬

又ハ給料ヲ支給スルコトヲ得ズ

四〇

「第二款 府縣官吏府縣吏員ノ職務權限及處務規程」を「第二款 職務權限」に改める。

第七十九條 府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一（其ノ數一萬ヲ超ユルトキハ一萬以下之ニ同ジ）以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ府縣知事ニ對シ府縣條例又ハ府縣會ノ議決ヲ經ベキ府縣規則ノ制定ノ請求アリタルトキハ府縣知事ハ二十日以内ニ府縣會ヲ招集シ意見ヲ附シテ之ニ原案ヲ付議スベシ

前項ノ場合ニ於テハ府縣知事ハ原案ノ趣旨ニ反セズト認ムル範圍内ニ於テ之ヲ修正シ。テ府縣會ニ付議スルコトヲ得

府縣知事ハ府縣會ノ要求アルトキハ第一項ノ代表者又ハ其ノ代理者ヲシテ會議ニ出席シ原案ノ説明ヲ爲サシムルコトヲ得

第一項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者トハ府縣會議員ノ選舉ニ用フル選舉人名簿確定ノ

日ニ於テ之ニ登録セラレタル者トス

第一項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ハ前項ノ選舉人名簿確定後直ニ府縣知事ニ於テ之ヲ告示スベシ

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十一條第一項中「五十圓」ヲ「五百圓」に改め、同條第二項中「給料」を「報酬又ハ給料」に改める。

第八十二條第一項但書を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に改め、同條第四項中「第一項及」を削る。

第八十三條第一項但書を削る。

第八十四條 府縣會ニ於テ府縣知事不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ府縣知事ハ内務大臣ニ對シ府縣會ノ解散ヲ請求スルコトヲ得

府縣會解散ノ場合ニ於テハ二月以内ニ議員ヲ選舉スベシ

○府縣會ニ於テ府縣知事不信任ノ議決ヲ爲シタル場合ニ於テ第一項ノ解散ヲ爲サザルトキ又ハ

解散後初テ招集セラレタル府縣會ニ於テ再ビ府縣知事不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ府縣

知事ハ辭任スルコトヲ要ス

第一項及前項

前二項ノ議決ニ付テハ議員數ノ三分ノ一以上出席シ其ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要

ス

第八十六條第一項申「報告スベシ」を「報告シ其ノ承認ヲ求ムベシ」に改める。

第八十五條第二項中「第一項」を削る。

四分ノ三

第八十八條ノ二 監査委員ハ府縣知事ノ監督ヲ承ケ府縣ノ經營ニ係ル事業ノ管理、府縣ノ出納其ノ他府縣ノ事務ノ執行ヲ監査ス

府縣知事ハ監査委員ヲシテ毎會計年度少クトモ一回以上期日ヲ定メテ前項ノ規定ニ依ル監査ヲ爲サシムベシ

府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ

府縣知事ニ對シ第一項ニ規定スル事項ニ關シ監査委員ノ監査ノ請求アリタルトキハ府縣知事ハ其ノ請求ニ係ル事項ニ付監査委員ヲシテ監査ヲ爲サシムベシ

府縣知事ハ監督官廳ノ命令アルトキ、第四十三條ノ二第二項ノ規定ニ依ル府縣會ノ要求アルトキ其ノ他必要アリト認ムルトキハ臨時ニ監査委員ヲシテ第一項ノ規定ニ依ル監査ヲ爲サシムベシ

府縣知事ハ監査委員ヲシテ監査ノ結果ヲ府縣會ニ報告セシムベシ

府縣知事ハ監査ノ結果ヲ府縣住民ニ公表スベシ

第七十九條第四項ノ規定ハ第三項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ、同條第五項ノ規定ハ第三項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス

第三項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十條中「府縣吏員」を「第七十七條ノ「ノ吏員」に改める。

「第三款」を「第四章ノ二」に改める。

四四

第九十三條 府縣會議員、府縣會議員選舉管理委員、府縣參事會員、府縣會議員ノ中ヨリ選任セラレタル
セラレタル監査委員及委員ニハ報酬ヲ給スルコトヲ得

前項ノ者

府縣會議員、府縣會議員選舉管理委員、府縣參事會員、府縣會議員ノ中ヨリ選任セラレタル
監査委員、委員、投票管理者、投票立會人、開票管理者、開票立會人、選舉長及選舉立會人ハ職

務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

報酬額及費用辨償額並ニ其ノ支給方法ハ府縣條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

第九十四條 前條ニ規定スル更員以外ノ更員並ニ府縣會議員選舉管理委員會、府縣會及府縣參事會ノ書記ニハ給料及旅費ヲ給ス

給料額及旅費額並ニ其ノ支給方法ハ府縣規則兼例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

前項ノ府縣規則ヲ設ケ又ハ改廢セントスルトキハ府縣會ノ議決ヲ經ベシ

第九十五條 中「有給府縣吏員」を「前條第一項ノ吏員」に、「前條第二項ノ例ニ依リテ之ヲ定

ム」を「府縣條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ」に改める。

第九十六條第二項を次のやうに改める。

前項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタルトキハ府縣知事ハ府縣參事會ニ諸リテ之ヲ決定スベ

シ

府縣參事會ハ前項ノ規定ニ依ル諸間アリタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ答申スベシ

第二項ノ規定ニ依ル府縣知事ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一百四條第二項中「二十回」を「一百回」に改める。

第一百五條第二項を次のやうに改める。

前項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタルトキハ府縣知事ハ府縣參事會ニ諸リテ之ヲ決定スベ

シ

府縣參事會ハ前項ノ規定ニ依ル諸間アリタル日ヨリ二十日以内ニ意見ヲ答申スベシ

前項ノ規定ニ依ル府縣知事ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二項ノ規定ニ依ル府縣知事ノ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第百十六條第六項を次のやうに改める。

府縣知事ノ委任ヲ受ケタル官吏及吏員ガ爲シタル前二項ノ規定ニ依ル處分ニ異議アル者ハ之ヲ府縣知事ニ申立フルコトヲ得
前項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタルトキハ府縣知事ハ府縣參事會ニ諮リテ之ヲ決定スベシ

府縣參事會ハ前項ノ規定ニ依ル諮詢アリタル日より二十日以内ニ意見ヲ答申スベシ

第七項ノ規定ニ依ル府縣知事ノ決定又ハ府縣知事ノ處分ヲ受ケタル者其ノ決定又ハ處分ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一百二十四條第一項〔を次のやうに改める。〕中「決算ハ」の下に「監査委員ヲシテ之ヲ審査セシメ其ノ意見ヲ附シテ」
を加ヘ、「之ヲ」を削る。

決算ハ之ヲ監査委員ノ審査ニ付シ其ノ意見ヲ附シテ翌翌年度ノ通常豫算ヲ議スル會議ニ於テ府縣會ノ認定ニ付スベシ

第一百二十四條ノ二、府縣知事ハ府縣會ノ指定シタル府縣ノ經營ニ係ル事業ニ付其ノ經營狀況
ヲ明ナラシムル爲定期ニ貸借對照表其ノ他必要ナル書類ヲ作製シ監査委員ヲシテ之ヲ審査
セシメ其ノ意見ヲ附シテ次ノ府縣會ニ提出スベシ

第一百二十六條ノ六中「意見ヲ徵シ」を「議決ヲ經テ」に改める。

第一百三十一條第一項を次のやうに改める。

○〔第一百三十一條〕府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一(其ノ數十萬ヲ超ユルトキハ十萬以下之
ニ同ジ)以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ内務大臣ニ對シ府縣會ノ解散ノ請求アリタル
場合ニ於テ選舉管理委員會之ヲ府縣會議員ノ投票ニ付シ其ノ過半數ノ同意アリタルトキハ府縣會ハ解散ス
ルトキ、第一百二十四條第一項ノ規定ニ依ル府縣會ノ解散ノ請求アリタルトキ其ノ他特別ノ事
情アルトキハ内務大臣ハ府縣會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第一百四條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

同條第三項及び第四項を次のやうに改める。

第七十九條第四項ノ規定ハ第一項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ、同條第五項ノ規定ハ第一項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ五分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百三十二条中「府縣吏員」の下に「及府縣會議員選舉管理委員會」を加ヘ、同條に次の二項を加へる。

第八十一條ノ規定ハ府縣會議員選舉管理委員ノ懲戒ニ之ヲ準用ス
(及府縣會議員選舉管理委員會ノ書記)

第一百三十三條中「有給吏員」を「府縣吏員」に改める。

第一百三十三條ノ二 府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ、其ノ代表者ヨリ府縣知事又ハ府縣會議員ニ付テハ内務大臣ニ對シ監査委員又ハ府縣會議員ノ選舉人ノ投票ニ付スベシ
府縣會議員選舉管理委員會ニ對シ府縣知事ノ退官ニ付請求アリタルトキハ選舉管理委員會ハ之ヲ府縣會議員選舉管理委員ニ付テハ府縣知事ニ對シ此等ノ者ノ解職(府縣知事ニ付テハ其ノ免官)ノ請求アリタルトキハ内務大臣又ハ府縣知事ハ關係者ノ出頭ヲ求メテ之ヲ審査シ其ノ理由アリ

ト認ムルトキハ府縣知事ニ付テハ其ノ旨ヲ内閣總理大臣ニ報告シ其ノ他ノ者ニ付テハ之ヲ解職スベシ

府縣會議員ノ所屬選舉區ニ於テ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ選舉管前項ノ報告アリタルトキハ内閣總理大臣ハ其ノ免官ヲ奏請スベシ

理委員會ニ對シ府縣會議員ノ解職ノ請求アリタルトキハ選舉管理委員會ハ之ヲ當該選舉區ノ選舉人ノ投票ニ付スベシ
府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ一以上ノ者ノ連署ヲ以テ其ノ代表者ヨリ府縣知事ニ對シ府縣會議員選舉管理委員又ハ監査委員ノ解職ノ請求アリタルトキハ府縣知事ハ之ヲ府縣會議員會ニ付議スベシ

第一項及第二項ノ投票ニ於テ其ノ過半數ノ同意アリタルトキ又ハ前項ノ場合ニ於テ議員數ノ三分ノ二以上出席シ其ノ四分ノ三分以上ノ同意アリタルトキハ前三項ニ掲タル者ハ其ノ職(府縣知事ニ付テハ其ノ官以下之ニ同ジ)ヲ失フ

第一項ノ府縣知事ノ退官又ハ第二項ノ府縣會議員ノ解職ノ請求ハ其ノ就職後一年間及第一項又ハ第二項ノ投票後一年間ハ之ヲ爲スコトヲ得ズ第三項ノ選舉管理委員又ハ監査委員ノ解職ノ請求ニ付其ノ就職後六月間及府縣會議員會ニ付議シタル後六月間ハ亦同

ジ

第七十九條第四項ノ規定ハ第一項ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ニ、同條第五項ノ規定
乃至第三項

六第一項。ノ府縣會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ一五分ノ一ノ數ニ之ヲ準用ス。

第八十一條第二項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ解職(府縣知事ニ付テハ免官以下之ニ同ジ)ヲ行ハントスル場合ニ、同條第三項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ解職セラレタル者ニ之ヲ準用ス但シ府縣知事ノ免官ニ付テハ同條第二項中府縣知事トアルハ内閣總理大臣、報酬又ハ給料トアルハ俸給トス。

第一項。ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム。

第一百三十六條中「勅令ノ規定ニ依リ」の下に「報告ヲ以テ許可ニ代ヘ又ハ」を加へる。

第一百三十八條 烏嶺ニ關スル行政ノ特例ニ付必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第一百三十九條 削除

第一百四十三條中「市長ニ關スル規定ハ區長」を「市會議員選舉管理委員ニ關スル規定ハ市會議員區選舉管理委員ニ、市會議員選舉管理委員會ニ關スル規定ハ市會議員區選舉管理委員

會」に改め、同條但書を削る。

第一百四十四條 町村組合ニシテ町村事務ノ全部ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合會議員選舉管理委員會ハ之ヲ町村會議員選舉管理委員會、其ノ組合會議員選舉管理委員ハ之ヲ町村會議員選舉管理委員、其ノ組合吏員ハ之ヲ町村吏員、其ノ組合役場ハ之ヲ町村役場ト看做ス

町村組合ニシテ町村ノ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者選舉管理委員會ハ之ヲ町村會議員選舉管理委員會、其ノ組合管理者選舉管理委員ハ之ヲ町村會議員選舉管理委員、其ノ組合吏員ハ之ヲ町村吏員、其ノ組合役場ハ之ヲ町村役場ト看做ス

第一百四十五條 従前郡長又ハ島司ノ管轄シタル區域内ニ於テ市ノ設置アリタルトキ又ハ其ノ區域ノ境界ニ涉リテ市町村ノ境界ノ變更アリタルトキハ其ノ區域モ亦自ラ變更シタルモノト看做ス

從前都長又ハ島司ノ管轄シタル區域ノ境界ニ涉リテ町村ノ設置アリタル場合ニ於テハ本法ノ適用ニ付其ノ町村ノ屬スペキ區域ハ内務大臣之ヲ定ム

附 則

この法律中議員の選舉に關する規定(附則第十五項、第十四項及び第十六項)は、次の總選舉から、これを施行し、北海道に關する規定及びその他の規定の施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。

この法律により府縣知事(北海道廳長官を含む。以下これに同じ。)を選舉する場合において、この法律中議員の選舉に關する規定がまだ施行されてゐないときは、その規定は、この法律中府縣知事の選舉に關する規定の適用については、既に施行されたものとみなす。

この法律により議員又は府縣知事を選舉する場合において、昭和二十一年の市制の一部を改正する法律又は同年の町村制の一部を改正する法律中公民権及び議員の選舉に關する規定

(町村制第六十一條ノ三第二項、第三項及び第五項の規定を含む。以下これに同じ。)がまだ施行されてゐない市町村においては、その規定は、この法律中議員又は府縣知事の選舉に關する規定の適用については、既に施行されたものとみなす。

昭和二十一年の市制の一部を改正する法律又は同年の町村制の一部を改正する法律中公民権及び議員の選舉に關する規定は、これを施行した市町村においては、府縣制中議員の選舉に關する規定の適用については、次の總選舉までの間、まだ施行されてゐないものとみなす。

前三項の場合において必要な選舉人名簿に關しては、命令で特別の規定を設けることができる。

府縣知事は、改正憲法施行の日まで官吏とする。

第七十四條ノ二乃至第七十四條ノ二十一^{第七十四條ノ二十一}の改正規定施行の際現に在職する府縣知事は、これらの規定による府縣知事が任命されるまでの間は、これらの規定の施行によつては、その地位

を失はない。

北海道會法及び北海道地方費法は、これを廢止する。

この法律施行の際現に北海道地方費に屬する財産、營造物、事業及び権利義務は、道がこれを承継する。

附則第七項の規定施行の際現に北海道會議員又は北海道名譽職參事會員の職にある者は、この法律により道會議員又は道參事會員に選舉されたものとみなし、道會議員の任期は、昭和二十一年八月三十一日^{十月三十日}までとする。但し、道會議員は、その任期満了後も、この法律により初めて行はれる議員の選舉の期日までの間は、なほ、その職にあるものとする。

前項の場合において、道參事會員の職にある者の數が、道府縣制第六十五條の定數を超えてゐても、その數を以て道參事會員の定數とする。但し、道參事會員に闕員を生じたときは、これに應じて、その定數は、同條の定數に至るまで減少するものとする。

他の法律中「北海道地方費」とあるのは、「道」と讀み替へるものとする。

他の法律中北海道會法又は北海道地方費法の規定を掲げてゐる場合においては、勅令で特別の定をした場合を除き、各道府縣制中のこれに相當する規定を指してゐるものとする。

現任府縣會議員は、その任期満了後も、この法律により初めて行はれる議員の選舉の期日までの間は、なほ、その職にあるものとする。

戸籍法の適用を受けない者の北海道會議員の選舉權及び被選舉權並びに府縣知事の被選舉權は、當分の間、これを停止する。

前項の者は、これを選舉人名簿に登録することができない。

鹿兒島縣大島支廳管内十島村中黒島、竹島及び硫黃島は、道府縣制第四條第二項の規定の適用については、當分の間、鹿兒島縣鹿兒島郡に屬するものとみなす。

この法律の施行に關し必要な規定は、勅令でこれを定める。

裏面あり

甲乙ノ種別

決判

月 日 文書課長

局受

月 日 審定

月 日

日

案起

昭和二十九年七月一日

日付

局受

月 日 審定

月 日

日

大臣庭人局長

次官

主査

書類

印

印

印

印

第三〇號請議案

内務省内臨時職員就業制の御改
案を提出する。

規格 B5

日 月
第 第
號 號
月 月 月 月
日 日 日 日

右閣謹乞請
年 月 日
内閣總理大臣
奏

大

臣

朕は、内務部内監時職員訃呈制の一部を改定する
事の勅令を裁可し、ニニにこれを公布せしめす。

御名 内閣

年一月八日

内閣總理大臣

内務大臣

勅令第

號

第一條 内務部内監時職員訃呈制の一部を改
定する事の御内に改定する。

第二條 東京都官制の一部を次のやうに改定する。
第一條 一二中、事在二万九千人以内を事在二万

九千人以内へ、事在四千四十人以内を事在四
千五百人以内へ改める。

第三條 兵海道、府官制の一部を次のやうに改定す
る。

第一條 一二中、事在三十人以内を、事在三十
二人以内へ、事在二万九千人以内を、事在二万

九千人以内へ改めよ。

第四條 地方官官制の一部を次のやうに改定する。
第一條 第二條 中、事在千九十九人以内を、事在千

百十人以内へ、事在二萬一千二百人以内を、事
在二萬一千二百人以内へ改めよ。

第五條 都道府縣事監時職員訃呈制の
一部を次のやうに改定する。

第一條 中、事在三十二人以内を、事在三十二人
以内へ。

事在二人し、事在八人し、事在五百六十人し
と事在五百九十九人しに改めよ。

第一隊、三中、事在三十八人を、事在三十九人

に改めよ。

第二隊、四第、一間、事在五百八十人しを、
事在七百十一人しに、事在五百十四人しを、事在五
百八十八人しに、事在五千四百二十四人しを、事在五
千四百四十三人しに改めよ。

附則

左令は、公事の日から、これを施行す。

内務省

理

其道地の他要聞者減ひ特殊凶威の開考、轉
換に因る事務等と、地方官署所の事務の上に因つ、群々
其事の実の後と併行して総合的、合理的に構立するためニ
而務局に、二級の事務員二人、科員三人又は三級の事務員
又は科員十人を配置するを、地方役法の改定に伴つて
役制改定の趣旨の御、改定をより堅めに實現を期す
ため、御道行歸口二級の事務員四十人又は二級の事務
員の半数人を調査する所と、駿駿軍の内閣運送の開
拓品中で不足の事務を、精選する事務員の供給確
保の事務員をうち上記の内に、御道行歸口二級の事
務員十人、科員五人又は三級の事務員又は科員二十人を
各の調査する大要があるべく改めよ。

裏面白紙

99

内務部内臨時職員設置制

大正九年九月十日
勅令第三百六十五號

内務省行政事務官

内務事務官
事務官三十人

内務技官

事務官二人

事務官二人

内務事務官以八内務技官
事務官三十人

昭

東京都官制

昭和十八年六月十九日
勅令第444號

第一條 東京都 = 左ノ職員ヲ

是次長官書局長一人

地方事務官
事務主任人

專任立人一人
可使之

地
方
行
官

事務官人等

專任
人三級

第一條

九

地

地

第一條) 二 前條、走員外ニ於テ東京都ニ
左) 職員ヲ置クコトヲ得
地方事務官
事務官三百九十九人以内
地方技官
事務官四百九十五人以内
地方事務官又ハ地方技官
事務官四千四十九人以内
三級

北海道廳官制

大正二年六月十三日
勅令第百五十號

第一條 北海道廳ニ左、職員ヲ置ク

地長官
地方事務官

人

專任
地方技官

人

第一條 前條、定員外ニ於テ北海
道廳ニ左、職員ヲ置クコトヲ得

專任
地方事務官

人

專任
地方技官
專任百三十三人以内
地方事務官又ハ地方技官
專任百九十九人以内

二級
二級

地方官官制

大正十五年六月四日
勅令第百四十七號

第一條 府縣ニハ通ジテ左ノ職員ヲ置ケ

地部知事
地方事務官

專任

地方技官

專任

人

人

三級

人

第二條 前條、定員外ニ於テ府縣ニ通ジ

テ左ノ職員ヲ置クコトヲ得

地方事務官

地方技官

專任

專任

人

人

三級

專任
地方技官
専任四千三百人以下人以内

二級
二級

地方事務官又ハ地方技官
専任
専任四千三百九十九人以下人以内

都廳府縣等臨時職員等設置制

昭和二年八月二十九日
新令第二百八十五號

第一條 東京都二丘ノ職員ヲ置ク

地方事務官專任司十一人

地方技官專任八人

二級

地方事務官又ハ地方技官專任九百六十五人

三級

第一條 警視廳二丘ノ職員ヲ置ク

地方事務官專任人

二級

地方事務官又ハ地方技官

二級

地方事務官專任人

二級

地方事務官又ハ地方技官專任人

二級

第一條) 四 府縣ニ通ジテ左ノ職員ヲ置

ク

地方事務官

九百九十一人

地

方技官

五百五十八人

二級

專任自立四人

地

方事務官

五百四十三人

二級

專任土官四百三十四人

地

方技官

五百四十三人

二級

專任土官四百三十四人

前項職員

各府縣内に定員八内務大臣

之ヲ定ム

警視

人

警部

人

合計 四六八四

冲能宮佐大福高榮香燒和山廣國島鳥富石福秋山
元
繩島崎本質分岡知媛川島山口島山根取山川井田形

四三四三三九三四三三三四二五三三三三三四

青岩福宮長岐滋山靜愛三奈柄茨千群村新長兵神大京北豐東
森手島城野阜賀梨岡知重良木城葉馬王潟崎岸川阪都道麿原

三三九四五九三三九江四三四九九四五九四五五五五

模制圖解 風景の変遷

裏面白紙

國土局發第三二七號

昭和二十一年九月六日

國 土 局 長

人事課長殿

内務部内臨時職員設置制の改正について

國土局計量課職係定員を次のやうに着置致したいから、至急増配方御取
計を頼ひたい。

記

事務官	二級	三級	二級	三級	官
二名			二名		
四名					
三名			三名		

分擔その他別表の通り

裏面白紙

埋 由 書

北海道その他の開拓地域及び特殊地域の開発、轉換に關する對策を、地方計画的考慮の下に、且つ綜合土木の實施と併行して綜合的、合理的に樹立し、平和國力の增强に資する爲、必要な最少限度の人員である。

一 地方綜合開發對策の概要

制約された諸條件の下に八、〇〇〇萬人口を完全に收容し、民生の安定と平和國力の速かる復興を期する爲には、綜合的地方開發の構想を以て北海道その他の要開發地域に於ける土地と資源の積極的且つ急速な開發を促し、國土の完全利用、生活領域の割期的擴充を圖る必要があるから、地方計畫の大所、高所の見地から開發地域及び開發事業の重點を明確にさせ、同時にその爲に必要な資金、資材、労務等の效率的活用と鐵道、道路、港灣、動力、用水等の立地條件の綜合的重點的整備を期せんとするものである。

裏面白紙

89

		事務分層	
		事務官	技官
		二級	三級
計	總括	二級	事務官
	都市關係	二級	事務官
	產業關係	二級	事務官
	人口關係	二級	事務官
	公共施設關係	二級	事務官
	資源關係	二級	事務官
二	○	二級	事務官
二	一	二級	事務官
四	一	二級	事務官
一	○	二級	技官
三	一	二級	技官
六	一	二級	技官
〇印は現員	人口、文化、厚生 農林、畜水產、礦工業 交通、通信、運輸、港灣、治山 治水、利水 氣象、土壤、地質、電力	三級	技官

裏面白紙

三 地方綜合開發對策に要する經費

款	項	金額	摘要
臨時部			昭和二十二年九月から昭和二十一年三月までの七ヶ月分
一般費	臨時諸要務費	一四一、八七九四	内詳別表の通り

地方綜合開發對策二要不經費內譯

考

1

算額(七月份)

金
額

費部分
人員一人年額

臨時一般部分

內
卷

調查費	普通	雜費	特務費	通報費	事務費	技術費	雇員給	福利金	喚記手費	組與	特殊
三〇	一五	一五	一九六	一五	一五	一五	一五	一五	一五〇〇	一六〇〇四	二〇〇〇
五〇	一一〇	一一〇	一二〇	七二〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	一〇〇八〇	一〇〇〇
二五七一四	二五七一四	二六〇	二六〇	二七三〇四	五〇七八	五〇七八	五〇七八	五〇七八	五〇七八	一〇〇四〇	一〇〇〇
一五〇〇〇	一五〇〇〇	一七五	一七五	一九六二	三一〇三七	一五九二二	一五九二二	一五九二二	一五九二二	一七五	七〇〇〇〇

府政國帝日本大

地號乙第四五五號

昭和二十一年九月五日

內務省地方局長

大臣官房人事課長 殿

都道府縣等臨時職員等設置官制中
改正に關する件

今般地方稅法改正に伴ふ府縣職員左記の通り増置いたしたいので
標記官制中改正方取計はれたい

二級事務官

記
四六名

内譯別紙の通り

三級事務官

一八四名

裏面白紙

府政國帝日本大

一配當標準

二級事務官

都道府縣

各一名

一増置理由

三級事務官

同

各四名

改正の直なるものは府縣民稅の新設、法定外獨立稅の創設、及

市町村民稅の擴充等で相當廣範囲且つ復雜な内容をもつてゐる。これがため地方廳では市町村民稅の擴充に伴ふ最高賦課額の撤廢に關する指導並に地方稅全般の運營について特別な指導監督の撤廢を期することは喫緊の要務である。

又終戰後漸く沿納の弊風は其の兆を現してゐる。

右の様な状態にあるので地方廳に府縣費負擔の職員を増置して稅制改正の宗旨の徹底、運營の完璧を期する要がある。尚これは地方費負擔の職員であるので國費豫算を伴はない。

地方局職員定數異動狀況調查（昭二十九·四）

現 在		現 在		現 在		現 在		現 在		現 在		現 在		現 在	
昭和八年内政費總額	△	昭和七行政簡化減	△	昭和六年農業政策	△	昭和五年財政政策	△	昭和四年賦稅分派	△	昭和三年稅制改正令增	△	昭和二年財政政策	△	昭和一年財政政策	△
一	一	二	一	三	一	三	一	三	三	三	三	一	一	一	一
三	一	四	一	四	一	四	一	四	一	四	一	一	一	一	四
大	大	一	一	三	九	二	二	九	立	足	一	一	三	一	七
一	一	一	一	二	一	二	一	二	二	二	一	一	二	一	二
三四	七	四一	大	一大	大三	四	四	大三	四〇	四〇	一	一	一九	一九	四二
三二	一四	四大	三	二九	大九	一	一	大九	五〇	五〇	一	一	二〇	二〇	五四
七七	二三	一〇四	九	一四一	一五〇	六	一	一	一五〇	一〇一	一	一	四五	四五	一〇九

備考 本表員數、系局長一及駕記數名了。

府縣に稅務課を設くることを否とする理由

今回の稅制改正に基く、之が趣旨の徹底及び運營の圓滑を期する
事より府縣に稅務課を設けよと思は勢ひ現在の稅務課の實態で
ある府縣稅の事項と地方課の所管である市町村稅の事項との兩面を
所掌することとしなければならぬ。ところが稅務課なり稅の部分
を割くこととしなければならぬ。又これが稅務課なり稅の部分
である、即ち府縣財政の歲出を割するには常に歲入面の狀況を把握し
て之に善處しなければならぬのであるが稅の部分が分課するとさばきの運營
が跛行的となる度々多分に存し運營の完きを期することが出来ない。又地方
課かり市町村稅の部分を割くときは財政の指導監督が二元的となる。
尚又地方課の能力が實質的に弱にして、終局この何よりも弱の課が徹
底した指導監督を負うことを期待することが出来ない。

右の事實は嘗つて稅務課を設置したが永續のしなかつたことによつて
十分證明されるべく、寧ろ稅務課又は地方課に稅務係長式のものを
置いて稅務事務の全般を統轄せらる方の適當と認められる。

二級官を各府縣を通じて一人定置く理由

今回の税制改正に伴つて特に指導監督の徹底を期さねばならぬことは、府縣民税の創設及び市町村民税の大巾引上げの結果之外、賦課方法の合理化、即ち府縣民税と市町村民税との調整の問題、最高最底賦課額に關する問題、法人と個人との負担の調整の問題、及び府縣に法定外獨立税を認りること、した結果、國税及從來の市町村獨立税との關係性並びに其の他帶納の弊及消除等地方税全般の指導監督について現實に即應する施措を講ずさせられたる要があつたのである。

このことは質的に各府縣共通の性質を有し又量的にも現實の指導面であります市町村数等のう見て根本的の立場もばかりで此の點における多大の相違を認めざるより向に對しては三級事務官の配置につき按配すること、として右の特徴事情を特に考慮して二級事務官は各府縣一人定の配置とすよとが必要である。

尚指導運営の両面に當する關係より身分は官吏として經費は地方貢支兼とするのが適當と認められるのである。

内務省發地第二三八號

昭和二十一年九月一日

内務次官

府縣民稅の創設及び市町村民稅の擴充についての依命通牒

府縣に對する新なる財源賦與の必要と一般の擔稅力捕捉を適當とする情況とに鑑み、且は府縣の自治的性格の強化せられやうとするに伴ひ、府縣に直接課徵の人稅を設け府縣住民の負擔分任の途を擴充することを適當とするため、新に府縣に府縣民稅が設けられると共に、市町村並びに國庫財政の現況に鑑み、市町村住民に對する負擔分任の精神の徹底を期しつつ、市町村をして、自主的に財政收入の増加を圖らしめるため、市町村民稅が擴充せられることになつたので、左記各項を諒知せられると共に、管下市町村に對しても所要の事項を指示せられたい。

記

一、府縣民稅の納稅義務者は、市町村民稅の納稅義務者と全く同一であること。

一

二

二、府県民税及び市町村民税は、ともに自治の基本である負擔分担の精神を税制の上に顕現せしめることを主要な目的としてゐるものであるので、その三分の一を下らない程度のものは、納稅義務者に平等に負擔せしめること。

三、納稅義務者一人に對する最高賦課額は、府県民税及び市町村民税を合せ、個人については、資産所得に對する所得稅引所得額（別紙「資産所得の所得稅引所得額調」）を參照すること、尙所得額は現實の所得稅の課稅標準によらないで、當該年度の情況によつて差支へないのは勿論であること）の一割を超えない程度とし、法人については、その平均賦課額に對する割合が從前の賦課額の平均賦課額に對する割合を超えない程度とすること。但し、個人については、高額所得者に對する課稅について資産所得の稅引所得額の一割を超えないやうにその他の所得者の負擔額を按配することとし、低額所得者についても一律に稅引所得額の一割を課稅するやうなことを避けること。法人については、資產及び収益の情況を斟酌してこの最高制限額によることが負擔過重とならないやう注意すること。

尚、市町村民税について最高賦課額の制限が撤廢せられたのは、賦課額が著しく引上げられた結果地方の實態如何を問はぬ絶對額による一律な制限規定を存置することが適當でなくなつたからであつて、この税の性質並びに所得稅との關係からみて、この税には自から最高賦課額の限度があるものであること。

四、課稅標準に所得を探る場合には、綜合所得稅の累進割合が極めて高くなつてゐる點に鑑み、住民税の所得に對する

割合を累減的ならしめること。

五、課稅標準に資產を探る場合には、財產收入の相對的減少並びに財產及び財產收入に對する國稅増徵の情況に鑑み、これに重點を置かないこと（少くとも金額の二割以下とすること）。

六、府県民税について配當課稅の方法を用ひるときは、所屬市町村を異にする納稅義務者間の負擔の均衡に特に工夫すること。

七、數市町村に課稅事實のある納稅義務者に對しては、負擔の過重を來さないやう留意すること。

八、住民税の制限外課稅と三收益稅附加稅の標準率超過課稅の何れかを選擇する場合は、充當經費の性質、擔稅者の擔稅力の情況等を精査の上決定すること。本年度は住民税の負擔が急騰する際であるので、その制限外課稅には特に慎重を期すること。

九、府縣民税に關する條例の規定については、別紙要綱を參照すること。
その條例は單行のものとしても差支へないこと。

府縣民稅に關する條例の規定に關する要綱

第一、免稅の範囲を規定すること。

一、神社、寺院及び教會に對しては、府縣民稅はこれを免除すること。

二、前號に掲げるものの外、府縣民稅を免除するものの範囲は、府縣に於て任意にこれを定めることのできるのは勿論であるが、本稅創設の趣旨に稽へ、その範囲を擴張しないことが適當であること。

三、府縣民稅の賦課總額を市町村に配當する場合は、市町村も亦その條例の定めるところに依り、特別の事情のあるものに限り、府縣民稅を免除することができるものとして差支へないこと。然し、その場合においても、その市町

村に對する府縣民稅の配當額は、これを減額しない旨の規定を設けることが適當であること。

第二、賦課總額を市町村に配當する場合は、その方法を規定すること。

地域又は納稅義務者の種別を限つて直接課稅の方法に依り、爾餘の地域又は納稅義務者についてのみ配當課稅の方法を採つても差支へないこと。

一、配當額の算定期日を定めること。

二、配當額の市町村に對する告知期日を定めること。

告知期日は、府縣民稅の賦課期日より少くとも六十日以前に定めることが適當であること。

三、配當標準を定めること。

配當標準は、府縣民稅の納稅義務者數を用ふる均等割と綜合所得稅額（又はその課稅標準たる所得額）、家屋稅額、法人營業稅額、三收益稅額等適當のものを組合せて用ふる資力割との二本建とすることが適當であること。

府縣民稅の納稅義務者數を標準とする配當額は、なるべく府縣民稅賦課總額の百分の五十程度とすること。

（註）府縣民稅の賦課總額の一部は、特別の事情を斟酌して配當することとしても差支へないこと。

四、市町村に對する配當額を當該市町村の府縣民稅の納稅義務者數を以て除した額が、他の市町村に較べて著しく多額であるときは、特別の事情のない限り、これを減額すること。

減額した額は他の市町村に再配當するものとすることが適當であること。

五、配當額の算定期日後において、市町村の廢置分合又は境界變更のあつた場合の關係市町村に對する配當額の變更方法を定めること。

六、市町村における府縣民稅の賦課額の總額が、當該市町村に對する府縣民稅の配當額を超過しても、一定の範圍を

超えない限りは、その賦課額の合計額を以て配當額と看做す旨の規定を設けることが適當であること。

七、府縣民稅の配當額は、配當標準に異動があつても配當後はこれを改定しないこととし、ただ配當標準に錯誤のあつたときは、當該市町村に限り、當初の配當率を以て、その配當額を變更することができるものとすることが適當であること。

第三、賦課方法を規定すること。

その一、直接課稅の方法をとるとき。

一、賦課方法は、一定額の均等割を設け、これに次のやうなものを用ひて等級を設け増課するのが適當であること。

（1）所得額又は純益額

（註）

（イ）個人については所得額、法人については純益額に依るものであること。

（ロ）同一納稅義務者に對し數市町村において府縣民稅を賦課する場合においては、當該納稅義務者の所得額又は純益額を重複して課稅標準に用ひないやう工夫する必要があるが、特に個人については、一の市町村においてのみその總所得額を課稅標準にとり、他の市町村においてはそのものの所得額は課稅標準に加へないことにす

ることが適當であること。

八

(2) 財産額又は資本金額、出資金額若しくは基金

(註)

(イ) 個人については財産額、法人については、資本金額等に依るものであること。

(ロ) 同一納稅義務者に對し數市町村において府縣民稅を賦課する場合においては、(1)の(註)(ロ)に準じ負擔が過重とならないやう工夫すること。

(3) 家屋賃貸價格

(註)

(イ) 家屋の賃貸價格は、當該市町村内にある家屋の賃貸價格に依ること。

(ロ) 家屋の賃貸價格は、家屋稅の課稅標準となるべき家屋の賃貸價格に依り、家屋稅の課稅標準となるべき家屋の賃貸價格のないとき、又は納稅義務者が一個の家屋の一部を使用するものであるときは、その家屋の賃貸價格は、知事の定めるところに依ること。

(ハ) 二以上の家屋を使用する者の家屋の賃貸價格は、その合計額に依ること。

(4) 前各號のものを適當組合せたもの

(註) (1)乃至(3)の(註)參照のこと。

二、均等割の額は本稅の性質に鑑み、餘り低く定めぬことが適當であること。

(註) 納稅義務者の種別によつて差等を設けても差支へないこと。
三、高額所得者に對する課稅については、分類及び綜合所得稅並びに市町村民稅の負擔額を充分考慮に容れ、過重とならぬやう留意すること。

その二、配當課稅の方法をとるとき

一、府縣民稅の賦課方法は、府縣條例を以て大綱を規定し、細目を市町村條例をして定めしめることも出来るが、市町村條例に總べてを委ねることも出来る。

(註) 後者の場合には、當該市町村の市町村民税の賦課額に比例して賦課されることとなる場合が多い。

二、府縣民税の納稅者一人に對する賦課額について、その最低額を定めると共に、高額所得者について負擔の過重を來さないやう適當な制限を定めることが必要であること。

(註)

(イ) 此の場合市町村民税の賦課についても同様の指導を爲すことが必要であること。

(ロ) 負擔の過重を防止し、併せて所屬市町村を異にする納稅義務者間の負擔の均衡をも圖るため、數個の所得段階別に最高賦課額を定めることが、適當であること。

第四、徵收方法を規定すること。

配當課稅の方法をとるときは、納期は府縣自らこれを定め、市町村にもその特例を定めさせる途を設けることによるのが適當であること。

「別
紙」

資產所得ノ所得稅引所得額調

(昭二一、九、二)

所得金額	分類	総得	合計	稅	稅引所得額
四〇〇	内	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
六〇〇		一五〇	一五〇	一五〇	四五〇
八〇〇		二〇〇	二〇〇	二〇〇	六〇〇
一〇〇〇		二五〇	二五〇	二五〇	七五〇
一二〇〇		三〇〇	三〇〇	三〇〇	一、四〇〇
一三〇〇		三六〇	三六〇	三六〇	二、一〇〇
一四〇〇		四〇〇	四〇〇	四〇〇	三、五〇〇
一五〇〇		四四〇	四四〇	四四〇	五、六〇〇
一六〇〇		四八〇	四八〇	四八〇	七、七〇〇
一七〇〇		五二〇	五二〇	五二〇	九〇〇
一八〇〇		五六〇	五六〇	五六〇	一、五〇〇
一九〇〇		六〇〇	六〇〇	六〇〇	一、五〇〇
二〇〇〇		六四〇	六四〇	六四〇	一、五〇〇
二一〇〇		六八〇	六八〇	六八〇	一、五〇〇
二二〇〇		七二〇	七二〇	七二〇	一、五〇〇
二三〇〇		七六〇	七六〇	七六〇	一、五〇〇
二四〇〇		八〇〇	八〇〇	八〇〇	一、五〇〇
二五〇〇		八四〇	八四〇	八四〇	一、五〇〇
二六〇〇		八八〇	八八〇	八八〇	一、五〇〇
二七〇〇		九二〇	九二〇	九二〇	一、五〇〇
二八〇〇		九六〇	九六〇	九六〇	一、五〇〇
二九〇〇		一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
三〇〇〇		一〇四〇	一〇四〇	一〇四〇	一〇四〇
三一〇〇		一〇八〇	一〇八〇	一〇八〇	一〇八〇
三二〇〇		一一二〇	一一二〇	一一二〇	一一二〇
三三〇〇		一一六〇	一一六〇	一一六〇	一一六〇
三四〇〇		一二〇〇	一二〇〇	一二〇〇	一二〇〇
三五〇〇		一二四〇	一二四〇	一二四〇	一二四〇
三六〇〇		一二八〇	一二八〇	一二八〇	一二八〇
三七〇〇		一三二〇	一三二〇	一三二〇	一三二〇
三八〇〇		一三六〇	一三六〇	一三六〇	一三六〇
三九〇〇		一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇
四〇〇〇		一四四〇	一四四〇	一四四〇	一四四〇
四一〇〇		一四八〇	一四八〇	一四八〇	一四八〇
四二〇〇		一五二〇	一五二〇	一五二〇	一五二〇
四三〇〇		一五六〇	一五六〇	一五六〇	一五六〇
四四〇〇		一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇
四五〇〇		一六四〇	一六四〇	一六四〇	一六四〇
四五〇〇		一六八〇	一六八〇	一六八〇	一六八〇
四五〇〇		一七二〇	一七二〇	一七二〇	一七二〇
四五〇〇		一七六〇	一七六〇	一七六〇	一七六〇
四五〇〇		一八〇〇	一八〇〇	一八〇〇	一八〇〇
四五〇〇		一八四〇	一八四〇	一八四〇	一八四〇
四五〇〇		一八八〇	一八八〇	一八八〇	一八八〇
四五〇〇		一九二〇	一九二〇	一九二〇	一九二〇
四五〇〇		一九六〇	一九六〇	一九六〇	一九六〇
四五〇〇		二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
四五〇〇		二〇四〇	二〇四〇	二〇四〇	二〇四〇
四五〇〇		二〇八〇	二〇八〇	二〇八〇	二〇八〇
四五〇〇		二一〇〇	二一〇〇	二一〇〇	二一〇〇
四五〇〇		二一四〇	二一四〇	二一四〇	二一四〇
四五〇〇		二一八〇	二一八〇	二一八〇	二一八〇
四五〇〇		二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇
四五〇〇		二二四〇	二二四〇	二二四〇	二二四〇
四五〇〇		二二八〇	二二八〇	二二八〇	二二八〇
四五〇〇		二三〇〇	二三〇〇	二三〇〇	二三〇〇
四五〇〇		二三四〇	二三四〇	二三四〇	二三四〇
四五〇〇		二三八〇	二三八〇	二三八〇	二三八〇
四五〇〇		二四〇〇	二四〇〇	二四〇〇	二四〇〇
四五〇〇		二四四〇	二四四〇	二四四〇	二四四〇
四五〇〇		二四八〇	二四八〇	二四八〇	二四八〇
四五〇〇		二五〇〇	二五〇〇	二五〇〇	二五〇〇
四五〇〇		二五四〇	二五四〇	二五四〇	二五四〇
四五〇〇		二五八〇	二五八〇	二五八〇	二五八〇
四五〇〇		二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇
四五〇〇		二六四〇	二六四〇	二六四〇	二六四〇
四五〇〇		二六八〇	二六八〇	二六八〇	二六八〇
四五〇〇		二七〇〇	二七〇〇	二七〇〇	二七〇〇
四五〇〇		二七四〇	二七四〇	二七四〇	二七四〇
四五〇〇		二七八〇	二七八〇	二七八〇	二七八〇
四五〇〇		二八〇〇	二八〇〇	二八〇〇	二八〇〇
四五〇〇		二八四〇	二八四〇	二八四〇	二八四〇
四五〇〇		二八八〇	二八八〇	二八八〇	二八八〇
四五〇〇		二九〇〇	二九〇〇	二九〇〇	二九〇〇
四五〇〇		二九四〇	二九四〇	二九四〇	二九四〇
四五〇〇		二九八〇	二九八〇	二九八〇	二九八〇
四五〇〇		三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇
四五〇〇		三〇四〇	三〇四〇	三〇四〇	三〇四〇
四五〇〇		三〇八〇	三〇八〇	三〇八〇	三〇八〇
四五〇〇		三一〇〇	三一〇〇	三一〇〇	三一〇〇
四五〇〇		三一四〇	三一四〇	三一四〇	三一四〇
四五〇〇		三一八〇	三一八〇	三一八〇	三一八〇
四五〇〇		三二〇〇	三二〇〇	三二〇〇	三二〇〇
四五〇〇		三二四〇	三二四〇	三二四〇	三二四〇
四五〇〇		三二八〇	三二八〇	三二八〇	三二八〇
四五〇〇		三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇
四五〇〇		三三四〇	三三四〇	三三四〇	三三四〇
四五〇〇		三三八〇	三三八〇	三三八〇	三三八〇
四五〇〇		三四〇〇	三四〇〇	三四〇〇	三四〇〇
四五〇〇		三四四〇	三四四〇	三四四〇	三四四〇
四五〇〇		三四八〇	三四八〇	三四八〇	三四八〇
四五〇〇		三五〇〇	三五〇〇	三五〇〇	三五〇〇
四五〇〇		三五四〇	三五四〇	三五四〇	三五四〇
四五〇〇		三五八〇	三五八〇	三五八〇	三五八〇
四五〇〇		三六〇〇	三六〇〇	三六〇〇	三六〇〇
四五〇〇		三六四〇	三六四〇	三六四〇	三六四〇
四五〇〇		三六八〇	三六八〇	三六八〇	三六八〇
四五〇〇		三七〇〇	三七〇〇	三七〇〇	三七〇〇
四五〇〇		三七四〇	三七四〇	三七四〇	三七四〇
四五〇〇		三七八〇	三七八〇	三七八〇	三七八〇
四五〇〇		三八〇〇	三八〇〇	三八〇〇	三八〇〇
四五〇〇		三八四〇	三八四〇	三八四〇	三八四〇
四五〇〇		三八八〇	三八八〇	三八八〇	三八八〇
四五〇〇		三九〇〇	三九〇〇	三九〇〇	三九〇〇
四五〇〇		三九四〇	三九四〇	三九四〇	三九四〇
四五〇〇		三九八〇	三九八〇	三九八〇	三九八〇
四五〇〇		四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇
四五〇〇		四〇四〇	四〇四〇	四〇四〇	四〇四〇
四五〇〇		四〇八〇	四〇八〇	四〇八〇	四〇八〇
四五〇〇		四一〇〇	四一〇〇	四一〇〇	四一〇〇
四五〇〇		四一四〇	四一四〇	四一四〇	四一四〇
四五〇〇		四一八〇	四一八〇	四一八〇	四一八〇
四五〇〇		四二〇〇	四二〇〇	四二〇〇	四二〇〇
四五〇〇		四二四〇	四二四〇	四二四〇	四二四〇
四五〇〇		四二八〇	四二八〇	四二八〇	四二八〇
四五〇〇		四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇
四五〇〇		四三四〇	四三四〇	四三四〇	四三四〇
四五〇〇		四三八〇	四三八〇	四三八〇	四三八〇
四五〇〇		四四〇〇	四四〇〇	四四〇〇	四四〇〇
四五〇〇		四四四〇	四四四〇	四四四〇	四四四〇
四五〇〇		四四八〇	四四八〇	四四八〇	四四八〇
四五〇〇		四五〇〇	四五〇〇	四五〇〇	四五〇〇
四五〇〇		四五四〇	四五四〇	四五四〇	四五四〇
四五〇〇		四五八〇	四五八〇	四五八〇	四五八〇
四五〇〇		四六〇〇	四六〇〇	四六〇〇	四六〇〇
四五〇〇					

一五、〇〇〇	四、五〇〇	一、七五〇	六、二五〇	八、七五〇
二〇、〇〇〇	六、〇〇〇	三、七五〇	九、七五〇	一〇、二五〇
三〇、〇〇〇	九、〇〇〇	八、二五〇	一七、二五〇	一二、七五〇
五〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一八、二五〇	三三、二五〇	一〇、二五〇
八〇、〇〇〇	二四、〇〇〇	三四、七五〇	五六、七五〇	一一、二五〇
一〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	四五、七五〇	七五、七五〇	一六、七五〇
一一〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一〇五、七五〇	一六五、七五〇	二四、二五〇
一三〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	二六九、七五〇	二五九、七五〇	三四、二五〇
一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	三〇三、七五〇	四五三、七五〇	四〇、二五〇
一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	六二八、七五〇	九三八、七五〇	四六、二五〇
			六一、二五〇	

備考

一、分類所得稅 免稅點三百圓、稅率百分ノ三十（千二百圓以下百分ノ二十五）扶養扣除一人當年額七十二圓

二、綜合所得稅 課稅最低一限一萬圓、稅率一萬圓超百分ノ三十五乃至三十萬圓超百分ノ六十七

内務省發地第二三七號

昭和二十一年九月一日

内 務 次 官

地方税制財政制度改正についての依命通牒

終戦後的地方財政の現況に鑑み、地方財源の擴充、地方財政の自主性の強化、地方財政調整の適正化の三つを主要な目標として、別紙「地方税制財政制度改革の要領」の通り、地方税制及び財政制度一般に亘る改正が行はれ、別紙「地方税法及び地方分與税法中改正事項」の通り、地方税法及び地方分與税法の一部を改正する法律が本日公布せられたので、左記各項に留意の上、地方財政の再建整備を圖るやう格段の努力を拂はれたい。

追つて、管下の市町村に對しても、此の旨を示達せられたい。

記

一、地方財源は大幅に擴充せられたが、財政全般に亘る需要の増加を見込でるわけではないので、これだけでは猶現在の地方財政の窮迫を救けるといふ目的を充分に達するわけには行かない。然し、これも國力の實相に倣へるときは、

地方税制財政制度改革の要領

(第五回) (昭和二十九年)

改 正 の 目 標

改 正 の 方 法

一、地方財源の擴充

(1) 戰災に因る地方財源の喪失を補填すること
 四、〇五七、七六〇
 (四、一九二、六八二)

(2) 地方職員待遇改善に要する財源を賦與すること
 九五五、八九二
 こと

(3) 國庫補助金の廢止に伴ふ代り財源を賦與すること
 二、四九二、九三九

(4) 新規財政需要に対する財源を賦與すること
 一九六、一六六
 こと

(イ) 生活保護法の實施
 (五三九、六八五)

(ロ) 配付税の増額
 (四五七、七六三)

(ハ) 配付税繰入割合の増率
 (一、六七七、四二二)

(ニ) 三收益税附加税の増税
 (七四一、八五七)

(一) 稅收入の増加を圖ること
 (三、七七四、七七〇)
 (三、九〇九、六九二)

(イ) 還付税の増税
 (二四、七四六)
 (七五、四六七)

地租(3)
 $\frac{100}{\downarrow 4}$
 100
 家屋税(2.5)
 $\frac{100}{\downarrow 3.5}$
 100
 (昭和二十一年度分は2.5
 据置)

營業税(2)
 $\frac{100}{\downarrow 2.5}$
 100

已むを得ないことである。従つて、地方財政の運営に當つては、安易な從來の觀念を一擲して、所謂重點主義を徹底して行くことが必要である。

二、地方税は大幅に増税せられた。然も、國民の生活上の困難さは増加してきてゐる。それだけに、地方税制の運営に當つては、地方住民の理解と協力を得るに特段の努力を拂ふと共に、公費の使途については厘毫と雖も忽にすべきではない。滞納の弊風を起すは易く、これを打破することは難かしい。納税の精神の徹底については、充分努力せねばならない。

を凝らして行かねばならない。然し他面、或は財政經理が濫に流れて漫然その彈力性を喪失し、或は稅制財政の運用が獨斷に失して住民負擔の過重又は不均衡を招くが如きことのないやう、充分注意して行かねばならない。

ら、徒らに配付税制に依存することなく、進んで自立の工夫を講ずる必要がある。

(ロ) 國民學校書記の新設

八、〇〇〇

道府縣	(100 100 ↓ 200 100)	市町村	(200 100 ↓ 300 100)
-----	---------------------------------	-----	---------------------------------

昭和二十一年度分家屋税附加税

道府縣 (320
100) 市町村 (420
100)

(ニ) 府縣民稅の創設

八八〇、〇三一

納稅義務者一人當 六〇圓

(ホ) 市町村民稅の増稅

四八〇、七六四

大都市(12回)、都市(9回)、町村(6回)、一律四〇圓

(ヘ) 獨立稅の増稅

一七九、八二九

三倍程度に引上げ

(二) 税外收入の增加を圖ること

二三三一、四三九

(イ) 使用料手數料等の増徵(公營事業分を含まず)

一六五、〇〇〇

三倍程度に引上げ

(ロ) 國費地方費負擔區分の是正

六七、四三九

(ミ) 行政整理を行ひたる餘裕財源を充用すること

五〇、五五一

二、地方財政の自主性の強化

(1) 地方團體の創意に基く行政運營を強化する爲

地方財源を擴充すること

- (一) 一般財源を擴充すること
 - (イ) 戰災による減收額の補填、從來財源の確保
 - (ロ) 財政需要増加額の充足
- (二) 府縣法定外獨立稅制度の創設及住民稅制限外課稅權の賦與等に依る財源の強化

(二) 補助金を整理すること

イ) 書年學校教育費國庫補助の廢止

(ロ) 町村吏員充實助成の廢止

(ハ) 生活必需品切符制實施費補助の廢止

(ニ) 警察費特別助成の廢止

(ホ) 緊時手當臨時家族手當勤績手當等國庫補助の廢止

(三) 負擔區分を是正すること

(イ) 警察費連帶支辨金交付割合の引上げ、三割五分↓六割

(ロ) 警部補、消防士補、消防機關士補費の國費移管

(ハ) 國民學校義務教育關係職員一般旅費の二分の一國庫

負擔

- (ニ) 府県道改良費補助率の引上げ(三分の一→二分の二)
(ホ) 衆議院議員選舉立會人費用辨償等の國費移管

(4) 地方税に伸縮性を持たしめ地方財政に對する

地方團體自體の機能を強化すること

- (イ) 府縣民稅制限外課稅制度の創設 百分の五十以内
(ロ) 市町村民稅制限外課稅制度の創設 百分の五十以内

(ハ) 府縣に法定外獨立稅設定の機能賦與

- (ニ) 電柱稅、不動產取得稅以外の獨立稅に對する制限の廢止

(五) 府縣民稅を創設すること

(5) 府縣住民の負擔分任に依る自治參加の途を擴充すること

三、地方財政調整の適正化

(1) 地方團體の財政需要の増嵩に應じ其の必要とする財源を賦與すること

(二) 配付稅制の財政調整力を強化すること

配付稅總額の增加 (昭和二十一年度、八九六百萬圓)
(平年度 一二、二〇九百萬圓)

(三) 財政需要測定の基準を變更すること

(2) 戰災に因り激化した地方團體間財政力の凹凸の調整を強化すること

- (イ) 單純なる人口按分を大都市人口三倍、都市人口二倍、町村人口一倍、に按分することに改正
(ロ) 割増定數の增加

(3) 終戰後に於ける地方團體間の財政事情の複雜なる變化に對應する調整を圖ること

- (イ) 道府縣配付稅中に第四種配付額の設定
(ロ) 市町村配付稅中に臨時特別配付稅の設定

(四) 分與額算定基準の彈力性を強化すること

- (イ) 道府縣配付稅中に第三種配付額の設定
(ロ) 市町村配付稅中に特別配付稅の設定

備考
本表中の數字は昭和二十一年度分の金額を示すものなること但し括弧内の數字は平年度分の金額なること

地方税法及び地方分與税法中改正事項

(昭二一・九・二)

その一 地方税法に關する部分

第一 三收益税附加税に關する事項

一 地租、家屋税及び營業税の附加税の標準賦課率を道府縣百分の二百（現行百分の百）、市町村百分の三百（現行百分の二百）に引上げること

備考 還付税である地租、家屋税及び營業税の賦課率については、現行百分の三、百分の二・五、百分の二を別途夫々百分の四、百分の三・五、百分の二・五に引上げるものであること。

二 災害應急又は復舊の爲費用を要するとき、その他法定する特別の場合に於て、標準賦額率を超えて課稅し得る不要許可の限度は、道府縣百分の二百四十（現行百分の百二十）、市町村百分の三百六十（現行百分の二百四十）とすること。

三 昭和二十一年度分の家屋税附加税及び家屋税割に限り、特にその賦課率を引上げ、本税の増稅分も地方税に於て合せ徵收することとすること。

第二

府県民税に関する事項

一〇

- 一 市町村民税に準じ、新に府県に府県民税を設けること。
 - 二 府県民税の納稅義務者一人に對する平均の賦課制限額は六十圓とすること。
特別の必要あるときは、内務大臣の許可を受け、前項の制限額を超えて、その百分の五十以内に於て、増課することができるものとすること。
 - 三 府県民税の賦課總額は、府縣條例の定める所に依り、市町村に配當することができるものとすること。
前項の場合に於ては、法律、命令及び府縣條例に定めるもの以外、府縣民税の課稅方法は、關係市町村の條例を以て規定せしめることができるものとすること。
 - 四 市町村は、府縣民税の賦課總額の配當に關し、違法又は錯誤があると認めるときは、府縣知事に異議の中立をすることができるものとすること。
- 第三 市町村民税に関する事項
- 一 市町村民税の納稅義務者一人に對する平均の賦課制限額は、四十圓（現行大都市十二圓、都市九圓、町村六圓）に引上げること。
- 第四 その他に關する事項
- 一 府縣は、内務大臣及び大藏大臣の許可を受け、別に稅目を起して獨立稅を課することができるものとすること。
市町村は前項の獨立稅に對し附加稅を課することができるものとすること。
 - 二 東京都制の改正に伴ふ區の課稅については、東京都の課することのできる稅を區稅として課する場合には、東京都條例の定める所に依るものとし、別に稅目を起して獨立稅を課する場合には、東京都の同意を要するものとすること。
 - 三 地方稅の賦課徵收一般に關し科することのできる過料の限度を二百圓（現行二十圓）に引上げること。
 - 四 日滿地方稅徵收事務共助法を廢止すること。

その二 地方分與税法に關する部分

第一 配付税全體に關する事項

一 配付税の繰入率及び分與率を改訂し、戦災に因る地方税の減収額を補填すると共に、地方財政需要の増加額を充足すること。

二 配付税の道府縣分と市町村分との割合を改訂し、財源所要額と稅源配分額との調整を行ふこと。

三 昭和二十一年度及び昭和二十二年度に於ては、配付税の分與額は、當該年度初日（現行前年度初日）の現在に依り、各道府縣及び市町村について、これを算定することとする。

第二 道府縣配付税に關する事項

一 道府縣配付税中に、特別の事情のある道府縣に對し、その事情を斟酌して分與する第三種配付額を設けること。

第三種配付額の總額は、道府縣配付税總額の百分の五とし、その分與方法は、命令の定める所に依るものとすること。

二 第二種配付額の分與基準である割増人口は、大都市部人口の三倍、都市部人口の一倍及び町村部人口の合算額に百五十萬を加へたものとし、國民學校兒童數に依る人口割増の制は、これを廢止すること。

第三 市町村配付税に關する事項

一 市町村配付税中に大都市、都市、町村を通じ特別の事情のある市町村に對し、その事情を斟酌して分與する特別配付税を設け、都市配付税及び町村配付税中の第三種配付額を廢止すること。

特別配付税の總額は、市町村配付税總額の百分の五とし、その分與方法は、命令の定める所に依るものとすること。

二 市町村配付税總額を、財政需要を標準として、大都市、都市及び町村の三ブロックに分割する場合に於ては、大都市總人口の三倍、都市總人口の二倍及び町村總人口に按分すること。

三 大都市配付税、都市配付税及び町村配付税中第二種配付額の分與基準である割増人口は、人口に一定數（大都市九十萬、都市四萬五千、町村三千）を加算したものとし、その加算人口は現行加算人口（大都市六十萬、都市三萬、町村二千）を五割宛増額したものと共に、現行の國民學校兒童數に依る人口割増の制は、これを廢止すること。

四 大都市及び都市の區分は命令を以て定めることとすること。

第四 配付税の臨時特例に關する事項

一 嘗分の間、道府縣配付稅中に、戰災に因り稅收入の減少する道府縣に對し、その減收額を標準として分與する第四種配付額を設けること。

第四種配付額の總額は、道府縣配付稅總額の百分の十以内に於て、命令を以て定める額とすること。

二 嘗分の間、市町村配付稅中に、戰災に因り稅收入の減少する市町村に對し、その減收額を標準として分與する臨時特別配付稅を設けること。

臨時特別配付稅の總額は、市町村配付稅總額の百分の二十以内に於て、命令を以て定める額とすること。

裏面白紙

大日本帝國政府

裏面白紙

配置零領

一五人

配四區布施隊

一八

人口二十万以上のもの

(一〇種類)

市町村數三十以上のもの
六千九百六十種類

(一〇種類)

二三人

配四區布施隊

一八

① 人口一〇万未満のもの (一八)

三四人

配四區布施隊

一八

② 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

③ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

④ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

⑤ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

⑥ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

⑦ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

⑧ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

⑨ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

⑩ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

⑪ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

⑫ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

⑬ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

⑭ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

⑮ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

⑯ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

⑰ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

⑱ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

⑲ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

⑳ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

㉑ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

㉒ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

㉓ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

㉔ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

㉕ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

㉖ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

㉗ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

㉘ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

㉙ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

㉚ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

㉛ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

㉜ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

㉝ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

㉞ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

㉟ 人口一〇万未満のもの (一八)

(一〇種類)

人

111

裏面あり

國立公文書館
National Archives of Japan

National Archives of Japan

四
卷

五
四
三
二

88

合	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
合	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
合	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
合	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

裏面あり



地元乙第四四六號

昭和二年一月二十四日

人手洋長便

ハハハ

ハ

米井殿、生金確ほつろくす地方職員設置
の為支利改め直営をえむ事ある事ま
精食(京都市)司令部の精食(京)精工承継司
店舗主共食事と連絡する事、なつてか、未加料零漫料の内
精食(京)精食事の間を除く。米井の生金はつりてはその内種加
料を予とせ。精食事は零用金も石舟取扱事務所主事代況とえ
少把後し得るに城加手どきの際、米井の生金、精工主及少太

河安本種の供給破綻をうなづく。昇進予算成り上本
一家の負担が重い職員を増やすことなく、別代相当額
は設立済めども地方種までも取扱事務等へは且つ御み
重ひい之様方程へて是れ至る所必も、歩取手入取へまつ
る。而この革本あ工有あるより中板の革であるゆゑ

一、地方廳職員設置案

別
系

地方廳職員設置規

種別圖
事務官
技官

種別事務技定員

級五五宮

— 1 —

一一五

國費備

考

防空總本部

大熊長福廣岡兵大京 滋愛靜岐長新神
奈計 分本崎岡島山庫阪都 賀知岡阜野鴻川

三、増員すべき地方廳職員の事務分擔

(イ) 中央割當に依く各都道府縣内の家具の生産指示

(ロ) 中央割當に依く家具生産用所要資材等供給確保並に右の現物化の指導幹旋

(ハ) 家具生産工場の生産促進に必要な一切の指導

(ニ) 製品の出荷輸送の指導並に關係機關との連絡

(ホ) 生產品目の試作實施其の他の技術的指導

(メ) 生產數量の確保及指定納入期日確守の爲の生産進捗狀況の調査報告

四、宣制公布期日

昭和二十一年九月一日の豫定

五、地方廳職員を増員する理由

聯合軍最高司令部の覺書により、進駐軍の將士家族用宿舍並に兵舎等の建設を指令して來たが、之が所要資材に關しては自下商工省に於て生産及供給確保を圖りつゝあるも特に右宿舍等の調度品中家具の生産に付ては、其の品種多數であると共に、業者の零細なもののが多數あるため、從來より、中央地方共其の生産狀況を把握し得ない状況であるから、此際家具の生産、指導及び右所要原料料の供給確保に當らせる爲關係都道府縣に職員を増置し本事業完遂を期そうとするものである。

防空總本部

占領軍及其の家族用住宅建設許可スル件

一九四五年三月六日附

聯合國軍最高司令部覺書

一、日本帝国政府ニ対シ約二萬家族ノ使用ニ供スル為ノ住宅ニ肉スル要求カ本年中ニ烏ナルベコトヲ予想セラル。此等ノ要求ハ本年間ニ逐次烏サルベシ。此等ノ要求ヲ充足スル為、住宅集團、建設並ニ日本、請負業者及労務者ヲ使用シテ現ニ実施中及実施者ノ如キ既存建物ノ補修ハ継続セラルベシ。

提供セラル、住宅ヲ聯合軍ノ使用ニ適スルモノタクシムル為、米国英八軍司令官ハ右、如マ住宅集團及既存建物ノ修理修繕ニ肉スル許可及細目ヲ批示スベシ。

二、日本帝国政府ハ住宅建設ノ要求ニ応スルタメ左記事項ヲ実施スルノ用意アルベシ。

一 軍 需 省

a. 必要ナル資材及製品ヲ生産スルコト

b. 右ノ資材及製品ヲ集積場所ヘ運搬スルコト

c. 右ノ呂目ヲ建設担当者ニ交付スル迄貯藏及保管スルコト

d. 建設担当者ノ要求ヲ充足スル如ク資材及製品ノ生産ヲ促進スルコト

e. 第一項ノ要求領ニ依ル全許可ヲ実施スルニ必要ナル請負業者又ハ他ノ建設担当者ヲ定メ住宅反附帶施設、建設ヲ遂行スルニ必要ナル監督者並ニ旁観者ヲ集ムルコト

f. 補修スハ新築セラルベキ合同宿舎、住宅群及住宅集團ヲ維持シ且サージスヲ提供スルコト

日本帝国政府ハ本事業ノ急速ナル実施ヲ計画シ指導スル能力アル組織又ハ機関ヲ設置スバシ。此ノ組織又ハ機関ハ聯合國軍最高司令部、代表者ト常ニ連絡シ得ルカ如キ事務所ヲ設ケ更ニ主要ナ建設地若ハ

其附近地方部隊指揮官ト直接連絡ニ当レバヤ
地方事務所及施設ヲ設シヤシ
該機関ハ日本帝國政府ノ各首ニ於テ本土事ニ必要
ナルヨリ且、生産、輸送及貯藏並ニ勞務者、在
備又監督ヲ統轄スル最高責任者ト直接スレ如
ク組織セラルベシ

住宅ニ対スル早期ノ需要ニ備ヘ最大、限度ヲ以テ建
設設ヲ用給シ且完成スルタメ資材及興工品、生産、
集積及貯藏ヲ出来レ限り速ニ用給スバシ・取得
スヤキ物ノ種類及数量、概要ヲ示ス資材
概算表ニ添付ス、此等ノ表ハ最後的ノモ
ニ非ニズ軍ニ直ニ生産ヲ用給スルヲ得シメンが為所
要、生産ノ概要ヲ提示スルニ止マルモノアリ。

本文書、要領ニ依ル生産計画、準備地実施
司令官ニ提出シ、且其ノ字ヲ聯合軍最高
司令部一提松スパン

特殊建築資材確保ニ要スル経費 (内務省所掌)

聯合軍最高司令部、覺書ニ依リ進駐軍、將士家旅
用宿舎並ニ兵舎、飛行場、建設ヲ指令シ來リシ處之ガ
前要資材ニ閑シテハ目下商工省ニ於テ生産及ニ供給
確保ヲ圖リシ、アルモ本、覺書、實施ニ萬全ヲ期セシ
ム爲ニハ中央、地方ハ一層ノ緊密ナル連繫、下ニ特ニ
地方出先機関、活潑ナル活動ニ俟ツコト多大ナルヲ以テ
仍テ左、経費ヲ要ス

特殊建築資材確保ニ要スル経費

(地方商工局分)

科 目	金 額	區 算	出	内	譯
臨時部					
一般費	八八、四四四				
臨時地方應費					
接待費	六八、五七一	一三七、一四三。	入 六八、五七一	二 (二ヶ月)	月 額
旅費	四〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇		
宿食費	二八、五七一	五七、一四三。	五七、一四三。	五 (五月)	割 増

特殊建設資本確保二要不外經費
(地方廳分)

計画、大要

聯合軍最高司令部、覺書ニ依ル、進駐軍將士用宿舎並ニ其舍飛行場、建設ハ莫大ナル資材ヲ要スルト共ニ其品種ハ數百、多キニ上ル處之ゲ急速ナル生産並ニ供給、確保ヲ圖ラシガ爲左記ニ依リ地方商工局及各地方廳、一緊密ニ連絡シ之ゲ實施ニ遺憾無キヲ期セントス。

記

一、商工省ニ於テハ主要建設資材、各種調度品資材等、需給計画樹立要求資材、生産計画、樹立並ニ生産指示及製品出荷輸送ニ關スル關係機関ト、連絡等ニ當レト共ニ各地方商工局及各地方廳ヨシテ大要左、業務ヲ担当セシム

(1) 中央制當ニ基ノ所要、原材料石炭副資材等、供給確保並ニ關係配給統制及、關及關係各生産工場ニ對スル右現物化、爲、指導

(2) 關係各生産工場、生産促進ニ必要ナル一切、指導特ニ指定納期嚴守、爲、強力ナル督勵

(3) 製品、出荷輸送ニ關スル關係各生産工場、指導並ニ關係機関ト、連絡

(2) 要求品目、試作実施其他、技術的指導

(3) 要求数量、確保及指定納入期日遵守、爲、生産進捗
狀況、調査報告

地方事務官、地方技官配置表

府縣名	事務官	技官	事務官、地方技官配置表									
			北海道	青森県	岩手県	宮城県	福島県	新潟県	長野県	岐阜県	愛知県	滋賀県
北海道	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
青森県	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岩手県	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
宮城県	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
福島県	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
新潟県	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
長野県	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岐阜県	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
愛知県	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
滋賀県	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

計	大分	熊本	長崎	福岡	廣島	岡山	兵庫	大阪	京都	神奈川	東京	埼玉
分	五	一										
本	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
崎	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
開	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
島	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
庫	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
阪	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
都	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

一 内國旅費算出内訳 (地方商工局分)

豆	分員	支費	差價	旅額	票額	備考
汽船旅費	三〇四	一三〇	一三三八	二七九〇	一一九三	近二、〇四四
鐵道旅費	一四六五	一四六五	一三八六	三九八九	一九三五	總計八、五三九四
計	四六五五	四六五五	四六五五	八、四〇四	八、四〇四	計上項八、四〇四
						元二上

一 連絡會議出張旅費内訳

豆	開	船	通	日	當	宿	組	計	合	計	備
札幌—東京	大	六	六	八	八	甲	七	二	九	四	
仙台—東京	六	八	八	八	八	甲	七	二	五	九	
名古屋—東京	六	八	八	八	八	甲	七	二	五	四	
大阪—東京	六	八	八	八	八	甲	七	二	五	四	
廣島—東京	六	八	八	八	八	甲	七	二	五	四	
福岡—東京	六	八	八	八	八	甲	七	二	五	四	
計	四六五五										

(地方商工局分)

月四年十二月

豆	房	支	收	金	額
鶴	旅費	二二八	三〇	一八六	一〇
鶴	旅費	二二八	三〇	一八六	一〇
鶴	旅費	二二八	三〇	一八六	一〇
鶴	旅費	二二八	三〇	一八六	一〇

備考
支那新嘉坡及大連
支那上海及大連
支那上海及大連
支那上海及大連

支那上海及大連
支那上海及大連
支那上海及大連
支那上海及大連

めくれず

裏面あり

案起 昭和二十一年十月七日

付

局長

主査

施行

月日

大臣

次官

人局長

請議案

内務省下り

改正す。要が有る。別紙勅令案を

提出す。

月	月	
第	第	第
號	號	號
受	送	送
月	月	月
日	日	日

内閣總理大臣室
年 月 日

内
閣
大
臣
省

朕は、内務省官制の一部を改正する等の勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

昭和二十一年十月一日

内閣總理大臣
内務大臣

勅令第 四八二號 一月一日公布

第一條 内務省官制の一部を次のやうに改正する。

第三條中「専任三十人」を「専任三十人」に、「専任九十八人」を「専任百十人」に改める。

第二條 内務部内臨時職員設置制の一部を次のやうに改正する。

「専任七百六十二人」を「専任七百五十八人」に改める。

内務省

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

附則

内務省

理由

會計事務促進のため、二級の内務事務官一人、三級の内務事務官十人及び都廳府縣市町村職員等の給與に關する事務その他地方公共團體職員に關する事務に從事させるため二級の内務事務官二人、三級の内務事務官十人を各増員する必要があるからである。

第三條

内務官制(抄)

明治三十一年十月二十日
第二百五十九號

内務事務官

内務省、左、職員、置、

專任三人

一級

專任三十人

二級

内務事務官又ハ内務技官

專任九十八人

三級

略

裏面白紙

128

内務部内臨時職員設置制(抄一九一九年九月十九日
所管行政事務ニ從事セレムル為内務省、左職員ヲ置)

内務事務官又ハ内務技官
略正五丁八人

内務事務官又ハ内務技官
略正五丁八人

略

裏面白紙

129

説明文三六三號

昭和二十一年九月十六日

内務大臣官房會計課長



内務大臣官房人事課長殿

会計事務促進に關する増員方について
時局の並移に伴ひ会計事務幅擴せる爲之か事務の圓滑かつ促進を以
る必要があるので左記の通り十月一日より本省に増員せらるる様至
急御取り計り申ひ候いたい

内務本省

二級事務官

十一名

三級事務官

内務省	内政部	内政部	内政部
内政部	内政部	内政部	内政部
内政部	内政部	内政部	内政部
内政部	内政部	内政部	内政部

獨
内政部の経費は、
本支と皆博監視の経費、下の二

一會計事務促進に要する経費の増加
時局の推移に伴つて會計事務が膨大したのでニ川が事務の圓滑
且へ促進を図る事ががあるのでニ川が事務の圓滑

前計事務促進に要する經費の賃細内訳

卷	人名	年	月	日	時	事
一	一人無類	二十二	九月	廿六	午	賈通買鹽
二	五	二	十月	廿一	未	鹽
三	一〇五	三	十一月	廿一	未	大六
四	五二五	四	十二月	廿一	未	大一
五	五二五	五	正月	廿一	未	一七〇〇
六	通信達	六	二月	廿一	未	五
七	同書天印副費	七	三月	廿一	未	四〇〇

大日本帝国政府

地發乙第四九四號

昭和二十一年十月三日

地方局



裏面白紙

132

人事課長殿

記

内務部内臨時職員設置制中の一項改正について
都道府縣職員及び市町村職員等の給與を政府職員に準ずる給與に改
めるために、諸般の措置を講ずる必要があるから、左の通り定員を
増加し事務の迅速確確な處理を期したいので、標記の官制の改正を
數く御取計ひ願ひたい。

内務事務官 専任二人 二級
内務事務官 専任一〇人 三級

職員課事務分担表

区

分

二級官

三級官

課長

A.

地方公共團體職員，任免、給與、分限

二開之ル事項

一、公職員法、制定二開之ル事項

1. 外國人公務員、制定、調查研究

2. 現行公務員、制、外管、料、及調查

3. 公務員、制、服務、考課、立案

更易方

二、地方公共團體職員，給與二開之ル事項
概要、制、及調查立案

1. 給與、制、及改善二開之ル事項

2. 根本的給與、制、改善二開之ル事項

3. 恩給並其清制及改善二開之ル事項

4. 給與、改善二開之ル豫算事務

5. 給與、寒熊調査

B. 地方公共團體職員；敎養二開之ル事項

1. 研修制及、調查立案
2. 敎養機関設置二開之ル調査立案
3. 敎養計画、立案指導等

内

務

省

西

三

二

一、職員課設置に要す了経費

都道府縣職員及市町村職員等の給與一般を管掌する爲地方局に一課を設けて政府職員に準ずる給與の爲に諸般の措置を講ずることは緊急の要務であるのでこの経費を要する

一、職員課設置に要す了経費

款	項	金額
一般費	内務本省	五三九、〇〇〇

内訳別紙の通り

内務本省	人員一人年額金
内務本省	一七七、〇〇〇

内務本省	人員一人年額金
内務本省	三六二、〇〇〇

職員課設置に要す了経費内訳

二十一年度追加

備

考

四

内務本省

一、職員課設置に要す了経費

内務本省

當手記慰勞金	雇薪額領事事	貴費廉地 方 調查費						
六.四〇〇	六.九五〇	一.一〇〇	二.一〇〇	四.二〇〇	六〇〇	七	三	九二
六.四〇〇	六.九三〇	一.一〇〇	二.一〇〇	四.二〇〇	六〇〇	一	一	一
一.一〇〇	一.一〇〇	一.一〇〇	一.一〇〇	一.一〇〇	一.一〇〇	一	一	一
六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	七	三	九二
六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	九五〇	五〇	五〇
六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	一五〇.〇〇〇	一五〇.〇〇〇	一五〇.〇〇〇
六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	四七三.〇〇〇	四七三.〇〇〇	四七三.〇〇〇
六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	一一六.四〇〇	一一六.四〇〇	一一六.四〇〇
六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	二二〇.八〇〇	二二〇.八〇〇	二二〇.八〇〇
六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	一五二.二〇〇	一五二.二〇〇	一五二.二〇〇
六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	一三二.二〇〇	一三二.二〇〇	一三二.二〇〇
六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	一一三.〇〇〇	一一三.〇〇〇	一一三.〇〇〇
六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	九五〇	九五〇	九五〇
六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六六一	六六一	六六一
六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	一五一.一七〇	一五一.一七〇	一五一.一七〇
六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	一三二.二〇〇	一三二.二〇〇	一三二.二〇〇
六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	一	一	一

內務部

課課出決豫書謂
付二級事務長
國有財產度納算記
計齊林掛掛林室長

會計課定員調
二〇〇〇〇〇一〇〇一
九一二四三四四一〇〇
一〇〇〇〇〇〇〇〇〇一〇〇
一〇〇〇一一二二五〇〇〇〇
三〇〇〇〇〇〇〇〇一〇〇〇
九一二二五五六九一〇〇〇
一〇〇〇〇〇〇〇〇〇一〇〇〇
六〇〇一一二二半〇〇〇〇〇
一〇〇〇〇〇〇〇〇〇一〇〇〇
四〇〇〇〇〇〇〇〇〇四〇〇〇〇

試算掛帳務分擔

二級

三級

額括

内帑本省、災害關係、北海道拓殖費
地方分與稅關係（特別會計ヲ含ム）
物品取扱

治水舉業費、海防課要務費以外
營繕課系

道路橋梁費、地方商工局、
地方行政事務局、警察費

臨時賄補助金、政府職員給與特別指
定費、臨時節補充費

警察費連帶支辨金、切資調商工省所管

調查部、勞務調、月別支出見込調
(經常部)

般人核算、現金現給調
(臨時部)

經常部補助金、月別支出見込調
(臨時部)

學生省所管、農林省所管、

經常部補助金

公共事業關係、文部省所管、職災復興院所管、統計局所管

一 内務省

大算譜

人員(三級事務官)

分担事項
括及諸規程改定
復興事業清算令及許可内情

一般會計歳入決算及諸報表
會計執行處同上

一般會計歳入決算及諸報表
特別會計決算及諸報表

清、清出、支、收

内務省

收支見之列、開収支、(支用有理外局
内契才首分)及算及計算、度明

支去消額、報表
行年本旨、計算、度明

會計課出納掛事務分担

一、總括

- 一、俸給諸給與例規 二、支件 三、警察共濟組合金
- 一、旅費規則 二、歲入金及所得稅 三、內務職員共濟組合金
- 一、會計關係例規 二、歲末金支出 三、土木共濟組合金
- 一、俸給諸給與の支本 二、小切手告知書 三、保管金

内務省

調 度 部

總括

監禁事務に關する事項

火舍各種設備維持に關する事項

電信電話設備維持に關する事項

物苗購入貯貯下修繕に關する事項

貨物車の設備維持に關する事項

傭人・賃與に關する事項

物品出納保管に關する事項

物資納薄及公庫係帳帳簿に關する事項

支給料開支に關する事項

内務省

(枝)

支給(被許置替)に關する事項
各種修繕に關する事項
部屋割當に關する事項

國有財產掛

總括

- 一、國有財產の管理並に整理に関する事項
- 一、御料地讓與、國有財產の交換、寄附等納のに関する事項
- 一、訴願、訴訟、陳情に関する事項

換

- 一、各省所管國有財產の管理に関する事項
- 一、國有財產増減報告書同計算書並

現在額報告書の審査、調製に関する事項

- 一、國有財產貸付、使用收益用途変更、用途禁止、失毀損、土地の買入、收用地上権の取得に関する事項

内務省

共濟掛事務分担

一 内務職員共濟組合、内務職員共濟組合
内務省支部及土木共濟組合二 関スル

總括事項

二 事業成績及收支決算二 関スル事務
三 組合員、療養二 関スル診療契約二 関
スル事務

一 紙行金支給決定二 関スル事務

二 内務職員共濟組合及内務職員共濟組合
内務省支部、各種年報、月報、審查

調製、報告二 関スル事務

三 組合員證及家族診療券、出納保管

二 関スル事務

計

内務省

備

考

國立公文書館
National Archives of Japan

National Archives of Japan

裏面あれ

扶助月日文書課長施行月日
昭和元年十一月十五日局受付第號
月日局註月日

人書局長

大田

七

卷之三

受及號局議合日月有受						
第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受
月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日

政治部官印
1923年正月廿三

卷之三

1

卷之三

二

卷之二

1

卷之二十一

內閣副書記官長

中華書局影印
小説高就医記

物語
譚長

解説

14

四

正義

十一
廿九
二三

張載

。 23.7

五

日 月
新 第 二
製 造 優
月 月 月 月
日 日 日 日

請

議

案

國土計畫之審議會上審議足夠了
必要加列之，列於初合策之提出方
子。

不開議之請為。

午

14

18

内閣總理大臣
内務大臣

内閣總理大臣

狀は、國土計畫審議會議長を承可し、ここにこれを公布せしめ
る。

御名稱

年月日

内閣總理大臣

内務大臣

制令第

號

國土計畫審議會議長

第一條 國土計畫審議會は、内閣總理大臣の房物に屬し、内閣總理大臣の議題に隨じて、國土計畫（城外復興町區を含む。）監督事務を決定審議する。

防空總本部

審議會は、海軍の學級について、該係各大臣に建議すること

がでしる。

第一條 審議會は、官兵五十人以内で、これを組織する。

國境の定員の外必設かめる箇所においては、隨時官兵を置くことと/or/である。

第二條 審議會に官式を置き、其員の互選によりこれを定める。

第四條 公典及び臨時公典は、國家會議の二以上上の官吏又は學政監督の者の中から、内閣總理大臣の委請により、内閣で、これを選ずる。

守護幹事の者の中から選せられた委員の任別は、一年とす。但し、官制の守護幹事の初當においては、任期中にこれを

開往する二月
期のない。

第五課 實長は、實務を總理する。

實業に參政かめりとは、實業の相名する委員か、その職務を代理する。

第六課 営繩實に參門安貞を區くことかでとる。内閣總理大臣の奏請により、内閣で、これを仰する。

參門安貞は、實業の趣を承けて、參門の學識を調查する。
お七課 営繩實は、公文かめりと認めるとは、參門安貞での他
通説と認める旨を、實業に傳聞せし處見を述べることかで
ある。

第八課 営繩實は、公文かめりと認めるとは、開源會議に付し

防空總本部

て實行の実績入は此例を以て承ることかである。

第九課 営繩實に呼むを區く。内閣總理大臣の奏請により、内閣
で、これをしてする。

呼むは、上司の指揮を承けて、施設を整備する。

第十課 営繩實に書記を置く。内閣總理大臣か、これをしてする。

國 稽

この別管は、公文の日から、これを施行する。
土木實業實は、これを廢止する。

地圖

國土計畫に關する重要事項を該本部が定めたのに、國土計畫審議會を以てのものからである。

防空總本部

内務省官制

第一條 内務大臣ハ地方行政、議員選舉、警察、土木、國土計畫、地方計畫、地理、出版、著作權及拓殖ニ關スル事務ヲ管理シ東京都長官、警視總監、北海道廳長官及府縣知事ヲ監督ス

第二條 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲クルモノノ外褒賞及所管行政ノ考査一般ニ關スル事務ヲ掌ル

第三條 内務省ニ左ノ職員ヲ置ク

内務事務官

専任三人 一級
專任三十人 二級

内務技官

専任一人 一級
専任六人 二級

内務事務官又ハ内務技官

専任九十八人 二級

第四條 内務省ニ左ノ三局ヲ置ク

地方局

警保局

國土局

第五條 地方局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 議員選舉ニ關スル事項

二 東京都府縣市町村公共組合ノ制度其ノ他一般ノ行政ニ關スル事項

三 東京都府縣市町村公共組合ノ財政其ノ他經濟ニ關スル事項

四 北海道ニ於ケル林野及拓殖ニ關スル事項其ノ他北海道ニ關スル事項ニシテ他局ノ所掌ニ屬セサルモノ

第六條 警保局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 警察ニ關スル事項

二 圖書出版著作権ニ關スル事項

第三條 國土局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國上計畫、地方計畫及都市計畫ニ關スル事項

二 本省直轄ノ土木工事ニ關スル事項

三 東京都府縣經營ノ土木工事其ノ他公共土木工事ニ關スル事項

四 直轄工費及土木工費補助ニ關スル事項

五 軌道、特許及監督ニ關スル事項

六 河川、道路及砂防ニ關スル事項

七 公有ノ水面（港灣内ノ水面ヲ除ク）及水流ニ關スル事項

八 土地收用ニ關スル事項

九 地理調査ニ關スル事項

十 承ケ行政ノ實況ヲ監察ス

第九條 内務大臣ハ必要ニ應シ土木出張所又ハ土木試驗所ヲ置キ直轄土木工事並河川、道路及砂防ノ調查試驗等ニ關スル事務ヲ分掌セラムルコトヲ得。

土木出張所又ハ土木試驗所ニ所長ヲ置キ一級又ハ二級ノ内務技官ヲ以テ之ニ充ツ

第十條 内務省ニ地理調査所ヲ置キ國土ノ測量及地圖ノ調製等ニ關スル事務ヲ掌ラシム

地理調査所ニ所長ヲ置キ一級又ハ二級ノ内務技官ヲ以テ之ニ充ツ

附 則

本令ハ明治三十一年十一月一日ヨリ施行ス

臺灣事務局官制及明治二十七年勅令第六十六號ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

附 則（大正九年勅令第三百六十八號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ警保局事務官ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサル
トキハ内務事務官ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

附則（昭和十八年勅令第八〇四號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前發生シタル災害ニ因ル港湾災害土木ニ關スル事務（運輸ニ
係ルモノヲ除ク）ニ付テハ運輸通信省官制第一條ノ規定ニ拘ラス仍從前ノ
例ニ依ル

附則（昭和二十年勅令第五百二號）抄

本令ハ昭和二十年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

陸地測量部令ハ之ヲ廢止ス

土木會議官制

(昭和八年八月
勅令第二百二十五號)

第一條 土木會議ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ道路、河川、港灣其ノ他土木ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

土木會議ハ前項ノ事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條 土木會議ハ議長一人及議員四十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時議員ヲ置クコトヲ得

第三條 議長ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

議員及臨時議員ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 議長ハ会務ヲ總理ス

議長事故アルトキハ内務大臣ノ指名スル議員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 土木會議ニ道路部會、河川部會及港灣部會ヲ置ク

部會ニ部會長ヲ置ク議長之ニ當ル

議員及臨時議員ノ所屬部會ハ議長之ヲ指定ス

議長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ二ノ部會ノ合同會議ヲ開クコトヲ得

第六條 議長ニ於テ特ニ總會ヲ開クノ必要アリト認メタル場合ヲ除クノ外部

會又ハ合同會議ノ議決ヲ以テ土木會議ノ議決トス

第七條 土木會議ニ幹事ヲ置ク内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
幹事ハ議長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八條 土木會議ニ書記ヲ置ク内務大臣之ヲ命ズ
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

裏面あり

番號

月 日 月 日 月 日
月 日 月 日 月 日
月 日 月 日 月 日
月 日 月 日 月 日

國土計畫審議會設置ニ關スル件

時勢、進運ニ禱、一國家再建、方途ヲ講
ズル爲ニ、先以テ國土、綜合的經營計畫ヲ
樹立シ之ヲ基準ヒテ國力、涵養、民生、
安寧ヲ圖ル、要切ハセノアリニガ基本計畫
審議機関トヒテ國土計畫審議會ヲ
設置セントス、仍テ別紙國土計畫審議
會官制案ヲ提出ス

右閣議ヲ請フ

昭和

年月日

内閣總理大臣宛 内務大臣

理由書別紙

朕國土計晝審議會官御ヲ取可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和 年 月 日

内閣總理大臣

朝令狀

誠

内務大臣

國土計晝審議會官御

第一 權 國土計晝審議會一以下審議會ト稱スハ内務大臣ノ監督ニ
屬シ内務大臣長ノ認可亦行政廳ノ請問ニ應ジア國土計畫並進方計
畫ニ關スル重要事項ヲ審査審議ス

内務省

審議會ハ前項ノ事項ニ付請示行政廳ニ連絡スルコトヲ得

第二 權 審議會ハ會長一人及委員^(三)十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
請示定員ノ外必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三 權 會長ハ内務大臣ノ委請ニ依リ内務ニ於テ之ヲ命ス

委員及臨時委員ハ兩様各據向守官、貢賦院職員及學
識經驗アル者ノ中ヨリ内務大臣ノ委請ニ依リ内務ニ於テ之ヲ命ズ

第四 權 貢賦院職員、水政院職員及學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラ
レタル委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合はニ於テハ任
期中之ヲ解任スルコトヲ助ケス

第五 權 會長ハ會期ヲ規定ス

會長年故アルトキハ會長ノ指名スル委員長ノ職務ヲ代理ス
六 論 計議會ニ幹事ヲ置ク
幹學ハ内務大臣ノ密請ニ依り内閣ニ於テ之ヲ命ス
幹事ハ會長ノ相傳ヲ承ケ職務ヲ掌理ス
七 論 計議會ニ監査フ置ク
監査ハ内務大臣之ヲ命ス
監査ハ上司ノ指令ヲ奉ケ監査ニ依頼ス
土木會計官帳ハ之ヲ受取止ス

内
務
省

地 田

カナダム直吉文詒ニ伴ナ國工皮工ヲコル總承辦設ヒ御アル全面的
のニ相應シ人口、産業、交通、文化、學生其ノ配各般ノ加設多至
アリテテ國分要事ヲ爲スルアリス。此等は舞台的モトヨリテ、要事の一
箇所アリテ、其處ニ於ケル事務、其處ニ於ケル事務、其處ニ於ケル事務、
行燈ノ基礎的安撫ニシテ、現下ノ志操タル堅実復興對策ノ指針亦茲ニ
告スベク民生ノ安定効シナ侍ツベキナリ

故ナ在來ノ土不善誠ラ變改的ニ、勝利シ賴タニ各國關係官及民間有識
者ヲ以テ組織スル開土計畫會議團ラ中央ニ設置シ之ヲ活潑ナル運営
ヲ期セントスルニ由ル

内 務 省

國土計畫審議會運營要領

一 目標

國土計畫審議會二於六國一計畫並二地方計畫兩
スル重要事項、企畫立案及之が審議ニ當リ其
一企圖、目標ヲ左、二トス

1 應急的目標（戰災復興對策）

2 恒久的目標

二 應急的目標

國土計畫的見地ヨリ戰災都市復興上考慮入干事項
（一）戰災都市ニ於乞人ノ決定

戰災都市ニ於乞計画人以ハ罹災前ニ於乞都市人
口ヨリ相当裁減シテノ目盛トシニ恒久的目標、而ト
下ニ併考慮スルコト

（二）復負工業及學園、抑止

復負工業園、戰災都市ノ後歸、極力抑制し出
來得ル限リ地方園内ニ再配置スルコト

特ニ學園、地方園内、再配置ニ付ニハ軍港、軍都、於
ル軍用施設、利用ニ付特ニ考慮スルコト

三 疫開拓、地方定位

疫開拓者、戰災都市ヘ、復開ニ付ハ木灰豈富ル地
方ニ建材工業等ノ配置シ又ハ輸出工業ノ立地等ヲ考
慮シ地方ニ出來得ル限リ疫開拓者ナ定着セレルコト

三 恒久的目標

（一）大都市ヲ對象トシ

不人口、再配分（人口限度、決定）

又工業、再配分

八學園、再配分

二復負工業及學園、抑制

木既存工業及學園、説出

(二) 地方都市ヲ對象トシテ

1. 地方中小都市ト農村ト、再組織化
2. 地方中小都市、經營、活化
3. 生活品工業、再配分

二 農地開拓

木水力發電需要關係

ヘ觀光事業計畫

(三) 全面的

1. 交通調整

1. 國府縣道、能率化
2. 交通整理、都市于廻線、配布
3. 可能水路、改修

二 府縣プロツク、調整

大日本帝政政府

内務省官制

第一條 内務大臣ハ地方行政、公債選舉、警察、土木、國土計画、
地方計画、都市計画、地理、田畠、著作権及出版ニ關スル事務ヲ
管轄シ東京都長官、普視總監、北海道總督、憲太總長官及所轄
知事ヲ監督ス

第二條 内務大臣ハ明治總督府及臺灣總督府ニ關スル事務ヲ統ス

第三條 大臣官房ニ於テハ通則ニ拘クルモノノ外委實及所管行政ノ
考査一収ニ關スル事務ヲ掌ル

第四條 内務省ニ左ノ四局ヲ置ク

地方局 警保局 國土局 管理局

裏面白紙

府政國帝本日大

裏面白紙

158

第五條 地方局ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 調査、監督ニ關スル事項

二 東京都、縣市町村公共組合ノ制度其ノ他一般ノ行政ニ關スル事項

三 東京都、縣市町村公共組合ノ財政其ノ他の經濟ニ關スル事項

四 政兵文書監査ニ關スル事項

五 北海道ニ於ケル林野及地租ニ關スル事項其ノ他北海道ニ關スル事項ニシテ同局ノ所掌ニ關セザルモノ

六 横太ニ於ケル地租ニ關スル事項其ノ他横太ニ關スル事項ニシテ同局ノ所掌ニ關セザルモノ

七 行政監察ニ關スル事項

八 審理、審査ニ關スル事項

九 諸田畠人者作權ニ關スル事項

大日本帝政政府

裏面白紙

- 第七條 國土局ニ於テハ左ノ事ヲ掌ル
一 國土計量、地方計量、都市計量ニ關スル事項
二 本省直轄ノ土木工事ニ關スル事項
三 東京都府縣營公ノ土木工事其ノ他公共ノ土木工事ニ關スル事項
四 直轄工費及土木工費補助ニ關スル事項
五 航道ノ特許及監督ニ關スル事項
六 河川、道路及砂防ニ關スル事項
七 公有ノ水面ハ港内ノ水面ヲ除ク一从水流ニ關スル事項
八 土地收用ニ關スル事項
九 地權司至ニ關スル事項
十 裁決
十一 内務省ニ專任内務官百十人从専任内務官一百四人ヲ置ク

府政國帝本日

裏面白紙

奏任トス上官ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス
第十一條 内務省ニ専任監査官一人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ
地方行財政ノ監査ニ附スルコトヲ掌ル
第十一條ノ二 内務省ニ専任調査官四人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ
承ケ調査ヲ掌ル
第十二條 内務省ニ専任役員八人ヲ置ク内一人ヲ幼任トスコトヲ
侍 務
内務省ニ専任職又専任役手ヲ置シテ百三十六人ヲ置ク
第十二條ノ二 内務大臣ハ必安ニ置ジ土木出張所又ハ土木試験所ヲ
置キ直轄土木工事並河川、道路及砂防ノ爲金試験寺ニ附スル事ヲ
ヲ分掌セシムルコトヲ特
土木出張所又ハ土木試験所ニ所長ヲ置キ技師ヲ以テ之ニ充ツ
第十二條ノ三 内務省ニ地政調査所ヲ置キ國土ノ測量及地圖ノ調査

裏面白紙

161

府政國帝木日大

寺ニ歸スル事給ヲ申ラシム

地盤調査所ニ所長ヲ置キ内務省に官ヲ以テ之ニ充ツ

附 則

第十三條 本令ハ明治三十一年十一月一日ヨリ施行ス

農商事務局官制及明治二十七年勅令第六十六號ハ本令施行ノ日ヨ

リ廢止ス

附 則

ハ天正九年勅令第三百六十八號

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ經る事務官ノ職ニ就ル者別ニ本令書ヲ交付セラ

レサルトキハ内閣事務官ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

兩則ハ昭和十八年勅令第八百四十一

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前既生シタル災害ニ因ル港湾災害土木ニ關スル事務へ直轄

工事ニ係ルモノヲ除クニ付テハ運輸通信省官制第一條ノ規定ニ依

府政國帝本日大

ラズ仍處前ノ例ニ底ル

裏面白紙

土木會議名簿

(昭和十二年七月十三日現在)

議長

官職	氏名	住所	電話番號
内務大臣	馬場鎌一	芝原二本榎町二ノ二三	高輪44 八八

議員

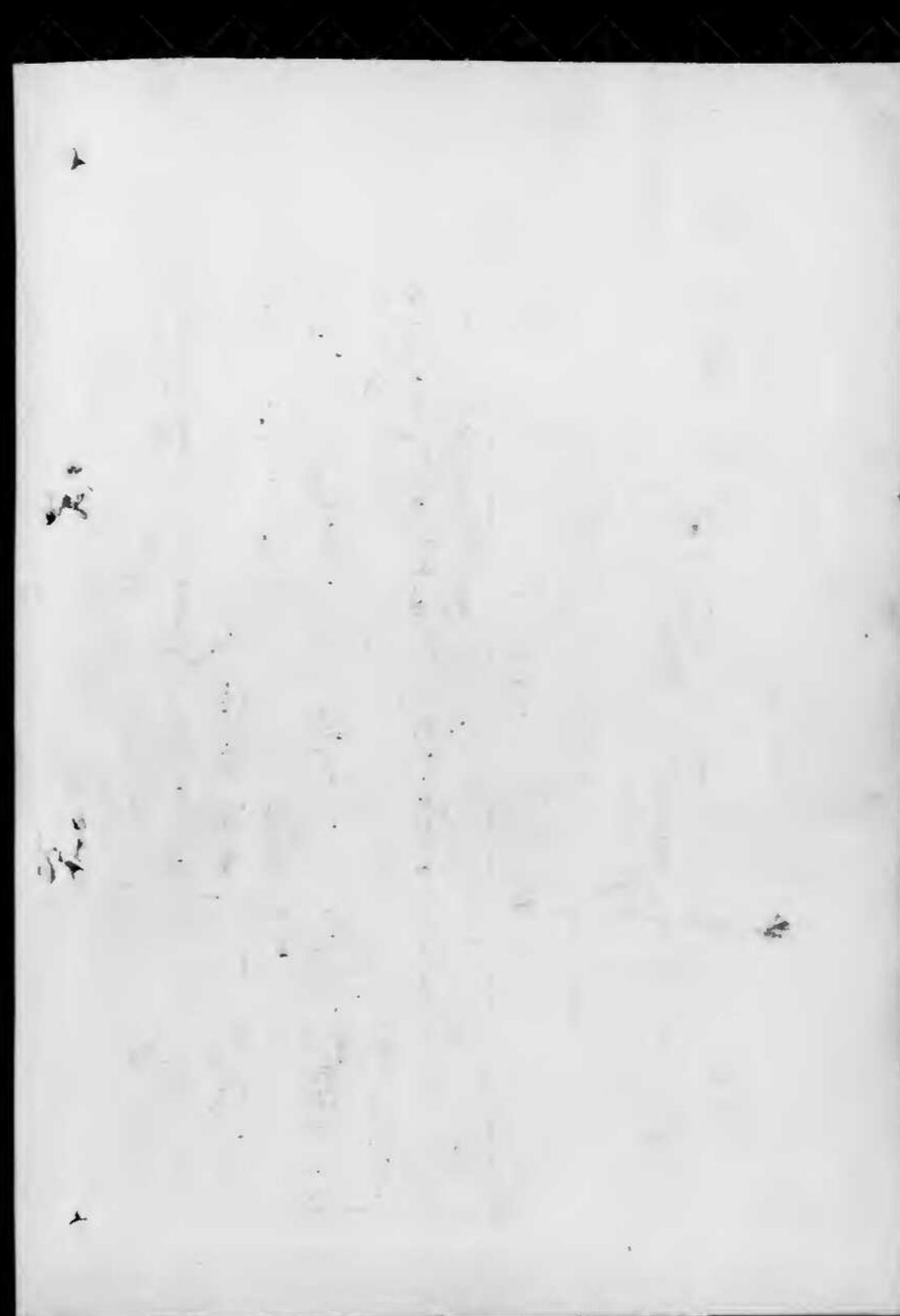
番號席	所屬部會	官職	氏名	住	所	電話番號
一	河川、道路 港灣、道路	内閣書記官長	風見 章	麹町區永田町二ノ一	銀座57 一、五〇九	
二	同	法制局長官	瀧 正雄	麻布區筍町一〇六	赤坂48 二一〇	
五一	同	内閣東北局長	桑原幹根	神奈川縣鎌倉町材木座上河原一〇一	七四七	
一一	同	内務政務次官	勝田 永吉	芝原下高輪町四八	高輪44 八、一九〇	
五七	同	内務次官	廣瀬 久忠	濱谷區綠ヶ丘一六	鎌倉36 七、二三七	
五六	同	内務參與官	木村 正義	豊島區目白町四ノ四三	青山36 高輪44 三、二〇八	
五五	同	内務省土木局長	赤松 千秋	牛込區藥王寺町四五	塚原36 三、四九四	
五五	同	内務技監	坂 千秋	澁谷區原町三六	二、三六〇	
五五	同		牛込區辨天町一五六		三、八一三	

臨時議員		官職	氏名	住所	電話番號	議席番號	所屬部會	議員
一九河	一五港	川	帝室林野局長官	資源局事務官	植村甲午郎	三矢宮松	農島區目白町四ノ四三	伊江朝助
					瀧谷區千駄ヶ谷三ノ四九六		瀧谷區千駄ヶ谷三ノ四九六	中野二、一九〇
					牛込區若松町二二一		牛込區若松町二二一	小石川35二、〇八二
					牛込區余丁町九六		牛込區余丁町九六	青山36二、三六一
					中井川浩		中井川浩	男爵伊江朝助
					清瀬一郎		清瀬一郎	金光庸夫
					麁町區紀尾井町三八		麁町區紀尾井町三八	金光庸夫
					小石川喜三郎		小石川喜三郎	瀧谷區猿樂町三一
					小石川喜三郎		小石川喜三郎	瀧谷區北埼玉郡須影村
					小石川喜三郎		小石川喜三郎	出井兵吉
					小石川喜三郎		小石川喜三郎	出井兵吉
					中川中		中川中	中野區高根町三〇
					原田貞		原田貞	中野區高根町三〇
					中川吉造		中川吉造	中野區高根町三〇
					池田宏		池田宏	中野區高根町三〇
					瀧谷區原宿三ノ二五三		瀧谷區原宿三ノ二五三	中野二、一九〇
					大塚36一、〇〇三		大塚36一、〇〇三	中野二、一九〇
					青山36六、一三七		青山36六、一三七	中野二、一九〇
					青山36一、六四二		青山36一、六四二	中野二、一九〇
					荻窪三、五二八		荻窪三、五二八	中野二、一九〇
					牛込34一、八〇一		牛込34一、八〇一	中野二、一九〇
					牛込34一、六四二		牛込34一、六四二	中野二、一九〇
					小石川35三、五三〇		小石川35三、五三〇	中野二、一九〇
					小石川35三、五三〇		小石川35三、五三〇	中野二、一九〇
					九段33五五〇		九段33五五〇	中野二、一九〇
					九段33五五〇		九段33五五〇	中野二、一九〇
					青山36一、八〇六		青山36一、八〇六	中野二、一九〇

幹事

官職	氏名	住所	電話番號
内務書記官	大臣官房人事課長	麁町區外櫻田町一	銀座 57 三、二〇二
内務書記官	土木局河川課長	灘谷區千駄ヶ谷二ノ四五〇	青山 36 七、六五〇
内務書記官	土木局道路課長	荏原區中延町一〇七一	高輪 44 六、〇〇九
内務書記官	土木局港灣課長	杉並區西荻窪一ノ七八	荻窪 44 四、四七六
内務技師	土木局第一技術課長	大森區田園調布三ノ九一	田園調布 二、七三四
内務技師	土木局第二技術課長	杉並區天沼一ノ二七九	荻窪 2、三九二

四九 同 河川、道路、港灣、道路、内務省警保局長	安倍源基 韮町區隼町一三ノ一	九段 33 二、三〇四
二三 同 港灣 大藏省主税局長	牛込 34 五、五六八	牛込 34 五、五六八
二六 港灣 大藏省主税局長	松澤 3、六〇九	松澤 3、六〇九
二九 道路、港灣 陸軍少將	落合長崎 二、四三二	落合長崎 二、四三二
三八 港灣 海軍少將	太田垣 富三郎 攻	太田垣 富三郎 攻
三三 同 河川、農林省農務局長	赤坂區青山南町五ノ三五	赤坂區青山南町五ノ三五
四一 同 河川、農林省水產局長	中野區住吉町四四	中野區住吉町四四
五四 港灣 農林省電氣局長	澁谷區榮町通一ノ三二	澁谷區榮町通一ノ三二
四〇 道路 鐵道省運輸局長	牛込區西五軒町七	牛込區西五軒町七
四五 港灣 鐵道省工務局長	本郷區代々木大山一、〇七一	本郷區代々木大山一、〇七一
四五 同 河川、道路	大和田悌二 猛	大和田悌二 猛
四五 同 港灣 小野猛	澁谷區西片町一〇イノ四六	澁谷區西片町一〇イノ四六
四五 同 港灣 新井堯爾	大森區新井宿二ノ一、五八八	大森區新井宿二ノ一、五八八
四五 同 港灣 山田隆二	大森區山王一ノ二、六九七	大森區山王一ノ二、六九七
四五 同 港灣 三橋信三	品川區五反田五ノ六〇	品川區五反田五ノ六〇
四五 同 港灣 加藤直法	兵庫縣武庫郡本庄村青木堯三	兵庫縣武庫郡本庄村青木堯三
四五 同 港灣 田島房太郎	赤坂區台町一八	赤坂區台町一八
四五 同 港灣 佐藤利恭	芝區車町三五	芝區車町三五
四五 同 港灣 石井政一	兵庫縣武庫郡精道村打出字下宮塚四	兵庫縣武庫郡精道村打出字下宮塚四
四五 同 港灣 鈴木雅次	高輪 44 三、七八八	高輪 44 三、七八八
四五 同 港灣 阿部邦一	御影 三、一二八	御影 三、一二八
四五 同 港灣 新野與吉郎	大森 二、六五〇	大森 二、六五〇
四五 同 港灣 新居善太郎	小石川 35 一、二二〇	小石川 35 一、二二〇
四五 同 港灣 中野與吉郎	高輪 44 二、三七〇	高輪 44 二、三七〇
四五 同 港灣 鈴木政一	赤坂 44 三、二二八	赤坂 44 三、二二八
四五 同 港灣 佐藤利恭	芦屋 2、二一〇	芦屋 2、二一〇



- 一 國土計畫審議會運營に關する覺書及び一般庶務の準備行為は内務省、戰災復興院兩者協議の上、これを行ふこと。
- 二 國土計畫の策定に關する審議會の運營は内務省がこれにあたるものとすること。但し國土計畫策定事項中、戰災都市復興計畫に關する事項に付ての審議會の運營は内務省、戰災復興院兩者協議の上、これにあたるものとすること。
- 三 戰災地の市街地計畫に關する審議會の運營は、戰災復興院がこれにあたるものとすること。但し國土計畫に關する事項に付ての審議會の運營は、戰災復興院、内務省協議の上、これにあたるものとすること。
本覺書はこれを參照作製し各一通を保有する。

昭和三十一年十月十二日

法制局長官

内務次官

戰災復興院次長

昭和三十一年十月十二日

國土計畫審議會運營に關する意見書
に付ての諒解事項

一、内務取扱上意見書一及二の但書に付ては内務省
事務當局が、意見書三の但書に付ては戦災復興院
事務當局が各原案を作製し相互に十分打合せ
上記を行ふものとする。

本諒解事項は、これを二通作製し各一通を保有する。
昭和二十一年十月十二日

内務省 國土局長
戰災復興院計畫局長

昭和二十一年度國土計畫審議會
二委先生主費

二要元經費

卷之三

1

三

金

卷之三

七

一
四

一
般
費

歐陽文忠公集

內國旅費
總

卷之三

幹事手書

事節考

雜廳
卷一

大日本帝國政府
委員會年大田萬事會
年十二月廿八日
一四一〇日

裏面白紙

別紙を内務省へ送達候方此御覺
致します。

大日本

三月制

内閣總務課長

乙第三號

昭和二十一年十月十日

內編大臣大冊

内閣總理大臣 吉田 茂殿

國土計畫審議會官制を制定する必要があるので別紙勅令案を提出する。

內
務
省



國土十一監審議公委員會

委員

天馬 錦嶽 (上木開保、元內務技監)
吉井賀一 (工農二般、被父也シト常務)

村上 龍太郎 (農業二般、開拓協会會長)

高田 保馬 (人口二般、前民族研究所長)

河田 辻忠男 (國計畫經濟學、元東大教授)

赤田 釜加村 紹 (農業二般、元運輸大臣)

上原 勉 (建築)

川木 代壽雄 (鉱業)

朝治 (社會政策)

一即 (日本產業協議會)

一 内務省

新井 章治 (日本發送電)

柳川宗左衛門 (全國農業會)

徳川 宗敬 (國土計画協会)

潮 恵之助 (都市計画協会)

井川宗左衛門 (商務部中央機關、翁)

貴族院議員

衆議院議員

一名

内閣副書記官長

法制局次長

經濟安全部第一部長

戰災復興院次長

減災復興院政務官二名

內務政務次官

二十九

臨時委員

有澤康己(經濟二年大教授)
金森義之(土木關係、九州土木系長)

内務省

農商工次官
運輸次官
學生次官
文部次官
大藏次官
内務省
戰災復興院計画局長
遞信次官
内務省國土局長

芦田貞三(社會學、東大教授)
野田卯一(大藏省主計局長)
邵祐一(内務省地方局長)
木田精一(農業經濟、東大教授)
梶原宗彦(農業開拓監督團)
松尾邦松(都市問題)
矢部三志郎(商業、日本商業會理事長)
片岡正孝(水產一般水產研究會會長)
河口直方(供給施設瓦斯、貴院)
片岡正孝(水產一般水產研究會會長)
進藤武左衛門(關東配電理事)
折下吉延(公園都市計画協会理事)
岸田日出力(建築、東大教授)
鈴木雅徵(港湾、元内務政監)

内務省

木 寛 之 (都市計画)
木 清 玄 (三幸建設工業)
木 正 堆 (治水砂防協会)
本 和 義 (鐵維協会会長)
中 村 清 一 (富士製作所社長)
田 太 刃 宽 (日本交通公社)
高 田 三 杉 (電気機械)
前 田 桀 (元勸銀理事)

裏面あり

甲

判

う

月 日文書課長

主

仕

内務省

金木行政課長

行

月

19

日

地方局長

主査行政課長

大臣了

次官

文書課長

審査委員

請議案

發給第250號
9.19

受取人
月日

號受達
月日

地方制度調査會官制に関する件

改正憲法の施行及ぶ府県知事等の身分等

に伴ひ現行地方制度の

徹底的文運化を圖るに至る。

公更とするに伴ひ、現行地方制度の全般大更り

根本的改革を加へると共に、大都市における特別

制度を確立する所れ調査検討して速く成案を得る

制度を全面的に調査検討して速く成案を得る

必要があるりて、附紙勅令案を提出する。

右閣議一請。

裏面白紙

年月日

内務大臣

氏

名

内閣總理大臣免

勅令第四六二

地方制度調査會官則

十一月五日

第一條 地方制度調査會は、内務大臣の指名に依り、その諮問に應じて、地方行政に關する事項を調査審議する。

第二條 調査會は、委員三十人以内でこれを組織する。専別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第三條 委員及び臨時委員は、内務大臣の奏請により、内閣でこれを命ずる。

第四條 調査會に會長及び副會長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

第五條 會長は、會務を總理する。~~は、命令を執行し、會務に事務を代理する。~~

補

~~會長に事故があるときは、副會長が、その職務を代理する。~~

第六條 會長は、必要に~~す~~じて、調査會に部會を置き、その所管事項を分掌させることができる。

防空總本部

都會に部會長を置き、會長の指名する委員を以て、これに當てる。部會所屬の委員は、會長が、これを指名する。

第七條 調査會に幹事を置き、内務大臣の奏請により、内閣でこれを命ずる。

幹事は、上司の命を承けて、庶務を管理し、會議事項について調査及び立案を掌る。

第八條 調査會に書記を置き、内務大臣がこれを命ずる。書記は、上司の指揮を承けて、庶務に從事する。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

（B.4）

勅令第

地方調査調正會官制案

十一月二十九日

第一條 地方調査調正會は、内務大臣の督理に屬し、その監視に應じて、地方行政に關する事項を調査審議する。

第二條 調査會は、委員五十人以内でこれを設置する。

特別の事項を調査審議するため必要があるときは、該時委員を置くことが得とする。

第三條 委員たゞ一時委員候、内務大臣の建議により、一回でこれを命ずる。

第四條 調査會に會長及び副會長一人を置き、委員の互選によつてこれ

れを定める。

第五條 會長は、會務を總導する。

會長に事故があるときは、副會長が、その職務を代行する。

第六條 會長は、必要に依じて調査會に分會を置き、その所管事項を分掌させることができること。

防空總本部

調査會に調査會長を置き、會長の署名する要請を以てこれに充てる。

調査會所屬の委員は、會長がこれと署名する。

第七條 調査會に幹事会を置き、内務大臣の委嘱により、内閣でこれを命ずる。

幹事は、上司の命令を承けて、権限を發揮し、會員等に於いて調査及び立案を掌る。

第八條 調査會に幹事会を置き、内務大臣がこれを命ずる。

書記は、上司の指揮を承けて、幹事に從事する。

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

大日本帝国政府

理由

改正憲法の施行及び府県知事等の身分と公吏と十数人
併し、現行地方制度の全般に亘り根本的改革を加へると
共に大都市における特別制度を確立するため調査會を設置
し、現行地方制度を全面的に調査検討して速に成案を得る
必要があるからである。

裏面白紙

Local System Inquiry Commission

Imperial Ordinance, No.

180

Article 1. The Local System Inquiry Commission shall, under the jurisdiction of the Minister of Home Affairs and at his request, investigate and deliverate on matters relating to local administration.

Article 2. The Commission shall be composed of commissioners less than 50 in number.

Temporary commissioners may be appointed, if necessary for investigation and deliberation of special matters.

Article 3. Commissioners and Temporary Commissioners shall be appointed by the Cabinet upon the recommendation of the Minister for Home Affairs.

Article 4. There shall be a President and a Vice President in the Commission, to be chosen by mutual election from among the Commissioners.

Article 5. The President shall preside over the affairs of the commission.

The Vice President shall assist the President; and in case of the latter's disability, shall act in his place.

Article 6. The President may set up in the Commission such Divisions as are required, and allocate the affairs to them.

Each Division shall have a Director, who is nominated by the President from among the Commissioners.

The members for each Division shall be nominated by the President.

裏
面
白
紙

Article 7. There shall be Secretaries in the commission, to be appointed by the Cabinet upon the recommendation of the Minister of Home Affairs.

The Secretaries shall under the direction of their superiors dispose of miscellaneous affairs.

Article 8. There shall be Clerks in the Commission, to be appointed by the Minister of Home affairs.

The Clerks shall under the direction of their superiors take charge of miscellaneous affairs.

Supplementary Rule

The present Imperial Ordinance shall come into effect as from the day of its promulgation.

裏面白紙

地方制度調査會官制

勅令第
四二二號

十四年五月五日

第一條 地方制度調査會は、内務大臣の所轄に屬し、その諮詢に應じて、地方行政に關する事項を調査審議する。

第二條 調査會は、委員五十人以内でこれを組織する。特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を或くことができる。

第三條 委員及び臨時委員は、内務大臣の委嘱により、内閣でこれを命ずる。

第四條 調査會に會長及び副會長一人を置き、委員の互選によつてこれ

れを定める。

第五條 會長は、會務を總理する。

副會長は會長を佐し、又、會長に事故があるときは、副會長が、その職務を代理する。

第六條 會長は、必要に據にて調査會代議會を設き、その所掌事務を

分掌させることができる。

部會に部會長を置き、會長の指名する委員を以てこれに充てる。

部會長の委員は、會長がこれを指名する。

第七條 調査會に幹事会を置き、内務大臣の委嘱により、内閣でこれを

命ずる。

幹事は、上記の命を取けて、幹事會を監理する。

第八條 調査會に書記を置き、内務大臣がこれを命ずる。

書記は、上記の指揮を取けて、幹事會に從事する。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

裏面あり

決算

案 告白 年 月 日 文書課長

付受

第

月

主

査

月

施

行

月

183

大臣 次官

大蔵局長

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

省及委付日月合議局驗及受

第一 第二 第三 第四 第五 第六

號受 號受 號受 號受 號受 號受
號送 號送 號送 號送 號送 號送
月月月月月月月月月月月月
日日日日日日日日日日日日

要があるのと別段勅令案を提出する。

東京都官制の一部を改定する事の下
右閣議を請ふ。

年 月 日

大臣

規格 B5

341

内閣總理大臣
御文書
明治廿九年九月
廿九日

内閣總理大臣

照は、東京都官制の一部を改定する事より勅令を
裁定し、之を公布せしめす。

内閣名印
昭和年十一月二日

勅令第十一號 内閣總理大臣

内務大臣

第一條 東京都官制の一部を改めしるに及
ぶる。

第一條中、事務四百八十九人を、事務四百八
十八人に改めしる。

第二條中、事務四千四十八人以内を、事務四
千五十二人以内に改めしる。

第三條 北海道官制の一部を改めしるに及
ぶる。

内務省

3.
第一條中、事務四百六十人を、事務四百九十一人
に改めしる。

第一條中、事務三百三十人以内を、事務三百三
人以内に改めしる。

第一條中、事務九千八百六十八人を、事務九千九
百二人に改めしる。

第三條 地方官官制の一部を改めしるに及
ぶる。

第一條中、事務一千百十人以内を、事務一千百四十人
以内に改めしる。

第一條中、事務四千三百八十九人以内を、事務四千
五百零三人以内に改めしる。

第一條中、事務二萬八千九十九人以内に改めしる。

第四條 郡、府、縣等臨時職員等四百五十九人、郵
便局員等三百九十四人に改め止す。

第一條 中、零、住、三、十、三、人、を、零、住、三、十、八、人、に、零、住、
八、人、を、零、住、十二、人、に、零、住、七、百、九、十、人、を、零、住、
七、百、九、十、二、人、に、改める。

第一條 一、二、中、零、住、三、十、九、人、を、零、住、四、十、二、人、に、
零、住、百、三、十、七、人、を、零、住、百、三、十、九、人、に、零、住、
二、千、百、八、十、九、人、を、零、住、二、千、百、八、十、六、人、に、改め
る。

内務省

第一條、四、第一、項、甲、零、住、七、百、八、十、人、を、零、住、
六、百、二、九、人、に、零、住、百、九、十、八、人、を、零、住、二、百、十、
一、人、に、零、住、七、千、百、四、十、三、人、を、零、住、七、千、
七、百、二、十、四、人、に、改める。

第二條 郡、市、計、畫、委、員、會、審、查、制、の、十、部、七、津、八、
九、年、正、月、一、日、零、住、十、九、人、を、零、住、三、三、
人、に、零、住、十、人、を、零、住、百、九、十、人、に、零、住、
六、十、人、を、零、住、六、十、人、に、零、住、一、百、三、人、を、零、
五、百、十、三、人、に、改める。

附則

ニ、ウ、勅、令、は、公、布、の、日、午、二、九、を、起、行、す、

雅
本

府縣に於ける能古木事務より增加に伴つて土本尙徳事務
に近寄る二つの地方事務官三十人ないばか村及漁夫
十人並に三つの地方事務官又は該万村友人百三十人
を、聯合軍國勦撫局公使の要水に基く勤労統計調査
事務に従事する三つの地方事務官四十人を、聯合軍
の兵舎、宿舎を歴り建設物ないか備用の軍需に備當
の調達に因る者筋に此事業を二つとし、該事務官十人
又は該方主及三十人並に三つの地方事務官人は即ち技
官百六十人を、文書運送令の施行に伴い改めて委員の指
導に附する事務に従事する三つの地方事務官一百三十人
を、中央衛生課調停法の施行に伴い三水か半務に従事する
三つの地方事務官三十人ない三つの地方事務官の五
人を、麻薬の取締機関を整備するため三つの地方事務

卷之三

地方事務所四十九人を、農務省はい是の處の
駕除、内閣より事務に足りず、はの如く役官二十九人を、
水産業用意自伐薪葉に因る事務官十四人を、
方林官一人を、傷亡生糞源流施設に因る事務官
従事官三名の如き方は官十四人はいはの如く役官二十九
人を、魚業業者監理はるる對策室に因る事務官
従事官三十人を、以て役官十八人を、はの如く役官
六十人を、ひがせぬに於ける総合運営課に因る事
務官及び傍門關係事務に附事務官二十九人を、
務官一人及び三名の如く事務官十人を、ひがせぬに都市
計画に因る事務の機構を二十六つあるが如く役
務官事務官十四人及び四十九役官十五人を、ひがせぬに
務官三人人を、はの如く役官十人を、各署員する事務官
をうりめす。

四 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十

1 : 28

めくれす

裏面白紙

めくれず

裏面白細

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

東京都官制

昭和十八年六月十九日
都令第百四號

第一條 東京都左ノ職員ヲ置ク

農事次長 一人

地方稅局長 一人

地方稅書官 事務官 一人

地方稅官 事務官 人

第一條 署任四百八十人 入三級

左ノ職員ヲ置クコトヲ得

地方事務官 事務官 人以内 二級

地方稅官 事務官 人以内 二級

地方事務官 又ハ 地方稅官

署任四千四十八人以内

1 : 25

北海道廳官制

第一條 北海道廳ニ左ノ職員ヲ置ク

卷之二

大正二年六月十三日
勅令第百六十號

長官事務局

卷之二十一

專任四百六十人
地方役官

卷之三

十一

卷之三

修)) = 前條、定員外二於元外
廳 = 左ノ職員ヲ置クコトヲ得

原二月取易之

專任三十六人以下
地方技官

地方役官

地方事務官又八級地方技官
專任一百九十七人以內

卷之九十一

地方官官制

大正十五年六月四日

第一

府縣ニハ通ジテ左ノ職員ヲ置ケ
社選事ノ外勅令第百四十二號

地政處
事務官

方輿錄

地方技官

1

第二條

前條

地方事務官

府縣二通

北齊書

卷一百一十八

專任「萬人千日」以內

三級 = 二級

都廳府縣等臨時職員等設置制

昭和二年八月二十九日
新令第三百八十五號

第一條

東京都二丘、職員ヲ置ク

地方事務官
專任三十三人

二級

地方技官
專任八人

二級

地方事務官又ハ地方技官
專任五百六十人

三級

第一條

警視廳二丘、職員ヲ置ク

地方事務官
專任一人

二級

地方技官
專任一人

二級

地方事務官又ハ地方技官
專任二人

三級

警視
專任一人

二級

地方事務官
專任三十三人

二級

北海道廳二丘、職員ヲ置ク

二級

地方事務官
專任三十九人

二級

地方技官
專任二千八十七人

三級

二級内
人ヲ一級ト

地方事務官又ハ地方技官
專任三百丈人

二級

警視
專任一人

二級

192

第一條) 四 府縣ニ通ジテ左ノ職員ヲ置ク

地方事務官

專任者九土人

地方技官

專任百七十人

地方事務官又ハ地方技官

專任五千四百四十三人

人

二級
二級

警視

前項職員、各府縣内、定員ハ内務大臣
之ヲ定ム

大日本帝国政府

局發第一〇四〇號

昭和二十一年十月十日

内閣統計局長 川島幸彦

内務次官 碩

裏面白紙

194

勤労統計調査に從事すべき三級官配置に就て

今般本局に於て柳台軍總司令部の指令に依り本年七月以降勤労統計調查を施行して居りますが之に關聯して別紙の近都府縣に官更配置の必要かありますので就ては地方官官制、東京都官制及び北海道廳官制の改正御取計方圖係書類を添へて御依頼致します

65 二〇一
立行(書)立行

別
府政國帝本日大紙

千金件序次書印次署青九

方
海
助
方
机
計
五
に
公
する
二
版
四
甘
地
方
公
行
文
書

裏面白紙

府政國帝本日大

京 滅 三 実 静 政 長 田 福 右 審 新 輯 東

示

都 貨 重 知 岡 早 野 采 升 川 田 瑛 川 京

裏面白紙

府政國帝木日大

福高愛音德田廣同助馬和宗兵大

歌

岡知坂川島口馬山根取山良輝阪

一一一一一一一一一一一一

裏面白紙

大日本帝國政府

佐長熊大宮記

合元計

貲崎分本崎質

四六一一一一

裏面白紙

大日本帝國政府

次 藩山 伏 須 石 内 藩
所 墓 田 墓 田 墓 田
母 墓 田 墓 田 墓 田
坂 墓 田 墓 田 墓 田
城 墓 田 墓 田 墓 田
一 一一一 一一一
二 一二二二二二二

官職職員増員に就け
始末二十一年六月七日勅諭旨奉司令旨の指令に依る勅令執事部主官
一 増員擬定に於ける所長官
她の職務方に職員を増員するものとす
所長官
母 墓 田 墓 田 墓 田
坂 墓 田 墓 田 墓 田
城 墓 田 墓 田 墓 田

裏面白紙

府政國帝本日大

新嘉坡十馬路

不熟土基草木山河川并野華開

裏面白紙

大日本帝國政府

明治二十二年九月八日 大本頭司公報

卷八

知事 勅使 山長 岩松 長山 勅使 知事

裏面白紙

大日本帝国政府

元治二年十一月一日
午前九時十一分、川内知牧、本間寅吉、佐藤長蔵、白石義之、大庭五郎の五人を乗せた船が、島根県の宍道湖で沈没した。この事故は、島根県の宍道湖で発生した最初の大型船難である。

面白白紙

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section

APO 500

004.06 (8 June 1946) ESS/RS

(RS-3) SUBJECT: Instructions Relating to 1946 Census of Labor by Establishments.

TO : Cabinet Bureau of Statistics.

1. Reference is made to Memorandum for the Imperial Japanese Government from General Headquarters Supreme Commander for the Allied Powers, file AG 091.3 (27 May 46) ESS/RS (SCAPIN-1337A), dated 27 May 1946, subject: "Economic Data to be Furnished to General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers".

2. It is directed that:

a. The Cabinet Bureau of Statistics conduct the 1946 Census of Labor by Establishments in consultation with the Research and Statistics Division, Economic and Scientific Section, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers.

b. The 1946 Census of Labor by Establishments be conducted in the same manner as previous censuses of this type with modifications as follows:

- (1) To enter in Romaji or in Kana the names and addresses of reporting establishments.
- (2) To include within the scope of the Census basic information on production from all manufacturing plants and mines.
- (3) To exclude from the scope of the Census domestic workers and farming and fishing household.

c. The Cabinet Bureau of Statistics:

- (1) Insure complete and accurate enumeration of the census by providing for the employment, thorough instruction and adequate supervision of competent enumerators.
- (2) Insure rapid central tabulation of schedules and prompt transmission of all data required to the Research and

BASIC: Memo, Cabinet Bureau of Statistics, file 004.06 (8 June 46) ESS/RS (RS-3), dated 8 June 46 subject: "Instructions Relating to 1946 Census of Labor by Establishments".

Statistics Division, Economic and Scientific Section, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers.

FOR THE CHIEF OF THE ECONOMIC AND SCIENTIFIC SECTION:

EMERSON ROOS
Chief, Research and
Statistics Division

蓋 日 國

金匱要略卷之三十一
寒熱病脉證第十一
目次
寒熱病脉證第十一

卷之三

一、遇運船來，同人上岸，易可令其等叫今為二是也。又、船主問又、諸事安也。
二、船主答曰、此月日，正月廿三日，客船參過，十日後之，二月廿三日，廿六日，以至
客船參過，同令可津同令而至。八政府二官一牒，上牒，覺尤吉，三金，可也。七月中，十一日。

此乃、令合せ、上昭和二十一年事、未だ、公為考調査、遂行ス。ミノトス。
此年十二月、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二月、又テ、西行ス。

卷之三

内之二十一、古文書二、鑑三、金、英、子、識六、
十、文、人、與、人、為、金、奇、道、其、適、裕、國、以、子、

内閣統計局実業課参考書類 509-1-1 (八一六三六) E.O.S./R.S. (R.S.-3) 昭和二十二年六月八日附類二四昭和二十一年事業場別年次勤労調査、簡便化指名表

計合軍最高司令官時司令部，經有支科學局統計課

調査及統計部長
エマーソン ロス

昭和二十一年

勤勞統計調查關係法規

內閣統計局

目 次

- 一 大正十一年法律第五十二號（統計資料實地調査ニ關スル法律） 三
二 勤勞統計調查令 一
三 勤勞統計調查施行規則 二
四 勤勞統計調查施行心得 七
五 勤勞統計調查令第二十二條ノ規定ニ依リ勤勞統計調查員ニ交付スベシ證票様式ノ指定 六
六 勤勞統計調查令第三十一條ノ規定ニ依リ調査ヲ行フベキ官營ニ屬スル事業場ノ指定 七

一 大正十一年法律第五十二號（統計資料實地調査ニ關スル法律）

（大正十一年四月十九日）

改正 昭和四年法律第一號、昭和十五年法律第二號

第一條 政府ハ農業、勞働及技術ニ關スル統計資料蒐集ノ爲必要アルトキハ特ニ期日ノ定メ全國ニ涉リ又ハ一定ノ区域ニ關シテ本法ニ依ル實地調査ヲ行フコトヲ得
前項ノ實地調査ノ期日、範囲、方法其ノ他必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第二條 實地調査ニ依リテ蒐集シタル個々ノ資料ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得
第三條 實地調査ニ關スル事務ニ從事シタル者其ノ職務執行ニ關シ知得タル個人、法人、組合ハ其ノ業務ニ關スル事項ヲ故ナク他ニ漏洩シダストキハ百圓以下ノ罰金又ハ料料ニ處ス
第四條 實地調査ニ際シ漏洩ノ忌諱シ、申告ノ拒ミ又ハ故意ハ不實ノ申告ノ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ料料ニ處ス
第五條 虛偽ノ眞偽ノ流布シ又ハ横計言ハ威力、用ヒテ實地調査ヲ妨ケタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

二 勤勞統計調查令

（昭和十九年四月十五日）

改正 昭和十九年五月六日勅令第五百二十五號、昭和二十年十月二十日勅令第五百八十九號、昭和二十一年十二月三

十一日勅令第七百三十七號、昭和二十一年月 日勅令第 號

第一章 総則

第一條 大正十一年法律第五十二號（昭和十六年勅令第三百七十九號ニ於テ依ル場合ヲ含ム）ニ基ク労働及技術ノ統計ニ關スル實地調査（労働統計調査）ノ施行ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル。

勤労統計調査ヲ分ツテ年次勤労統計調査、毎月勤労統計調査及毎週勤労統計調査トス。

第二條 本令ニ於テ工業事業場ト稱スルハ左ノ各號ノニ該當スル事業場ヲ謂フ。

一 定ノ場所ニ於テ物ノ製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業ノ營ムモノ（工場）

二 一定ノ場所ニ於テガス、電氣若ハ各種勤力ノ發生、變更若ハ傳導ノ爲ス事業又ハ水道ノ事業ノ營ムモノ（ガス電氣水道事業場）

三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、破壊又ハ其ノ準備ノ事業ノ營ムモノ（土木建築事業場）

本令ニ於テ鐵業事業場ト稱スルハ左ノ各號ノニ該當スル事業場ヲ謂フ

一 鐵業法又ハ砂鐵法ノ適用ヲ受クル事業ノ營ムモノ（採鐵事業場）

二 土石ソ採取スル事業ヲ營ムモノ（土石採取事業場）

本令ニ於テ交通事業場ト稱スルハ左ノ各號ノニ該當スル事業場ヲ謂フ

一 地方鐵道法ノ適用ヲ受クル事業ノ營ムモノ（地方鐵道）

二 軌道法ノ適用ヲ受クル事業ヲ營ムモノ（軌道）

三 東道事業規則ノ適用ヲ受クル事業ヲ營ムモノ（架空東道）

四 自動車交通事業法ニ依ル旅客自動車運輸事業ヲ營ムモノ（乗合自動車事業場）

五 自動車交通事業ニ依ル旅客自動車運送事業ヲ營ムモノ（旅客自動車事業場）

六 自動車交通事業法ニ依ル貨物自動車運送事業ヲ營ムモノ（貨物自動車事業場）

七 小運送業法ノ適用ヲ受クル事業ノ營ムモノ（小運送事業場）

八 前各號ノ事業以外ノ陸上運輸又ハ運送取扱ノ事業ヲ營ムモノ（其ノ他ノ陸上運輸事業場）

九 港灣運送業ヲ營ムモノ（港灣運送事業場）

十 通信事業ヲ營ムモノ（通信事業場）

本令ニ於テ其ノ他ノ事業體ト稱スルハ左ノ各號ノニ該當スル事業體ニシテ使用從業者（家族及之ニ準ズベキ者ヲ除ク）ヲ有スルモノヲ謂フ

一 工業、鐵業又ハ交通業ヲ營ムモノニシテ工藝事業場、鐵業事業場又ハ交通事業場ニ非ザルモノ（工藝交通業事務所）

二 工業、鐵業及交通業以外ノ事業ヲ營ムモノニシテ農家及漁家以外ノモノ（其ノ他ノ事業體）

本令ニ於テ事業體ト稱スルハ第一項乃至第三項ノ事業場及前項ノ其ノ他ノ事業體ヲ謂フ

本令ニ於テ調查船舶ト稱スルハ帝國臣民又ハ帝國法人ニ使用セラルル船舶法ノ適用ヲ受クル總噸數二十噸以上ノ船舶又ハ之ニ準ズル日本船舶ニ非ザル船舶ヲ謂フ

第三條 本令ニ於テ事業主ト稱スルハ事業體又ハ船舶ヲ使用スル事務所ヲ事實上管理スル者ヲ謂フ

第四條 二以上ノ都府縣又ハ二以上ノ地方商工局ノ管轄區域ニ跨ル事業體ニ付テハ主タク事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官、地方商工局長第十二條若ハ第十三條、第二十六條、第二十九條若ハ第三十條又ハ第三十七條若ハ第三十
八條ノ職權ヲ行フ

第五條 本令中市町村及市町村長ニ關スル規定ハ東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ區及區長ニ、都府縣支廳長、都府縣支廳長、市町村政ニ市町村長及町村長ニ關スル規定ハ市制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ各市、市長、區及區長ニ之ノ適用シ本令中市町村トアリ又ハ市町村長トアリ若ハ町村長トアルハ町村又ハ町村長ニ準ズベキモノノ包含ス

第六條 本令ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ開令ヲ以テ之ヲ定ム

第二章 年次勤労統計調査

第七條 調査ハ毎年六月末現在ニ依リ之ヲ行フ

各年ノ調査ノ名稱ニハ之ヲ行フ年次毎ニ其ノ年號ヲ冠ス

第八條 調査ハ官營ニ屬セザル事業體又ハ船舶ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付之ヲ行フ

- 一 工業事業場
- 二 鑄造事業場
- 三 交通事業場
- 四 其ノ他ノ事業體
- 五 調査船舶

第九條 調査ハ事業體又ハ船舶ニ付從業者ノ内譯、異動其ノ他勤勞ニ關聯アル事項ニシテ開令ヲ以テ定ムルモノヲ調査ス

第十條 調査ハ事業體又ハ船舶ヲ使用スル事務所ニ就キ之ヲ行フ

第十一條 事業體ノ事業主又ハ船舶ヲ使用スル事務所ノ事業主ハ第九條ノ事項ヲ申告スル義務アルモノトス

第十二條 地方長官ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ其ノ管轄區域内ノ採餉事業場ヲ除キタル他ノ事業體ニ關スル調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第十三條 地方商工局長ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ其ノ管轄區域内ノ採餉事業場ニ關スル調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第十四條 海運局長ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ其ノ管轄區域内ニ在ル事務所ニ於テ使用スル船舶ニ關スル調査ヲ執行ヲ指揮監督ス

第十五條 都府縣支廳長ハ地方長官ノ命ヲ承ケ其ノ管轄區域内ノ採餉事業場ヲ除キタル他ノ事業體ニ關スル調査ヲ執行ヲ指揮監督ス

第十六條 市町村長ハ採餉事業場ヲ除キタル他ノ事業體ニ付テハ地方長官（都府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ハ當該支廳長）採餉事業場ニ付テハ地方商工局長、船舶ニ付テハ海運局長ノ指揮監督ヲ承ケ其ノ管轄區域内ノ事業體及船舶ヲ使用スル事務所ノ調査ヲ執行ヲ管掌ス

第十七條 調査ノ事務ノ執行ヲ指導セシムル爲必要アルトキハ都府縣、地方商工局、海運局、都府縣支廳又ハ市ニ勤勞統計調査指導員（以下指揮員ト稱ス）ヲ置クコトヲ得

第十八條 調査ノ事務ヲ執行セシムル爲市町村ニ勤勞統計調査員（以下調査員ト稱ス）ヲ置ク

第十九條 指導員ハ毎年地方長官、地方商工局長又ハ海運局長ノ指薦ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第二十條 調査員ハ毎年地方長官之ヲ命ズ

第二十一條 指導員及調査員ハ名譽職トス

第二十二條 調査員ニハ内閣總理大臣ノ宛ムル證票ヲ交付シ職務執行ノ際之ヲ持帶セシム

第二十三條 調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ調査票用紙ノ配付、調査票ノ記載其ノ他之ニ伴ノ諸般ノ事務、執務ス

二十四條 官營ニ屬スル事業體及船舶ニ關シテハ各其ノ主務大臣本令ニ準ジテ其ノ調査ヲ行ノ其ノ手續ハ主務大臣内閣總理大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第三章、毎月勤労統計調査

第二十五條 調査ハ毎月末現在ニ依リ之ノ行ノ

第二十六條 調査ハ官營ニ屬セザル左ノ事業場ニシテ地方長官ノ指定スルモノ、官營ニ屬セザル採集事業場ハシテ地方商工局長ノ指定スルモノ及官營ニ屬セザル船舶運輸事務所ニシテ海運局長ノ指定スルモノニ使用セラル運輸ニ從事スル調査船舶ニ付之ヲ行フ

工場

二 ガス電氣水道事業場

三 地方鐵道

四 軌道

五 乗合自動車事業場

六 旅客自動車事業場

七 貨物自動車事業場

八 小汽船事業場

九 港湾運送事業場

第二十七條 調査ハ事業場又ハ船舶ニ付從事者ノ内謀、未勤其ノ他勤労ニ關スル事項ニシテ開令ノ以テ定ムルモノノ調査ス

第二十八條 事業場ノ事業主義ハ船舶運輸事務所ノ事業主ハ前條ノ事項ヲ申告スル義務アルモノトス

第二十九條 地方商工局ハ内閣總理大臣ノ命ヲ受ケ其ノ管轄區域内ノ第二十六號各號ニ掲タル事業場ノ調査ニ關スル事務ノ執行ヲ管掌ス

第三十條 地方商工局長ハ内閣總理大臣ノ命、承ケ其ノ管轄區域内ノ採集事業場ノ調査ニ關スル事務ノ執行ヲ管掌ス

第三十一條 海運局長ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ其ノ管轄區域内ニ在ル船舶運輸事務所ニ使用ヒラル運輸ニ從事スル調査船舶ノ調査ニ關スル事務ノ執行ヲ管掌ス

第三十二條 内閣總理大臣ノ指定スル官營ニ屬スル事業場ニ關シテハ各其ノ主務大臣本令ニ準ジテ其ノ調査ヲ行フ其ノ手續ハ主務大臣内閣總理大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第四章、毎月勤労統計調査

第三十三條 調査ハ毎月月末現在ニ依リ之ノ行ノ

第三十四条 調査ハ官營ニ屬セザル左ノ事業場ニシテ地方長官ノ指定スルモノ及官營ニ屬セザル某鐵工場ニシテ地方商工局長ノ指定スルモノニ付之ソ行フ

一 工場

二 ガズ電氣水道事業場

三 地方鐵道

四 軌道

五 乗合自動車事業場

六 貨物貿易事業場

七 小汽船事業場

前項ノ指定ハ第二十六條ノ規定ニ依リ指定アリタル事業場ノ中適當アルモノニ付之ソ行フ

第三十五條 調査ハ事業場ニ付從業者ノ内調、製動其ノ他勤労ニ關スル專項ニシテ調査ヲ以テ定ムルモノヲ調査ス

第三十六條 事業場ノ事業主ハ前條ノ專項ヲ申告スル義務アルモノトス

第三十七條 地方長官ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ其ノ管轄區域内ノ第三十四條各款ニ掲タル專項場ノ調査ニ關スル事務ノ執行ノ管掌ス

第三十八條 地方商工局長ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ其ノ管轄區域内ノ採種事業場ノ調査ニ關スル事務ノ執行ノ管掌ス

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十一年年次勤労統計調査は、第七條第一項の規定にかかはらず昭和二十一年七月末現在により、これを行ふ。

三 勤労統計調査施行規則

(昭和十九年四月十五日)

改正 昭和十九年五月六日閣令第十五號、昭和二十年四月四日閣令第五號、昭和二十年十月二十日閣令第四十九號、昭和二十年十二月三十一日閣令第七十四號、昭和二十一年 月 日 閣令第 号

第一章 年次勤労統計調査

第一條 勤労統計調査令（以下「本令」と稱す）第八條第一號乃至第四號ニ掲タル事業場ニ付テハ左ノ專項ヲ調査ス

一 事業體ノ名

二 事業體ノ所在地

三 事業ノ種類

四 従業者ノ内調、就業人員、就業時間及給與

五 常備從業者ノ雇入及解雇

令第八條第一號及第二號ニ掲タル事業場（土木建築事業場ヲ除ク）ニ付テハ前項ノ專項ノ外生産類ニ關スル專項ヲ調査ス

令第八條第一號乃至第三號ニ掲タル事業場又ハ同條第四號ニ掲タル其ノ他ノ事業體ニ付前二項ノ專項ノ調査ニ用フ

ベキ調査票用紙ハ官給シ其ノ様式ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

令第八條第五號ニ掲タル調査船類付テハ左ノ事項ヲ調査ス

一、總體ノ船舶ニ關スル事項

イ、事務所ノ名

ロ、事務所ノ所在地

ハ、船舶數

ニ、高級船員

ホ、普通船員

ヘ、年齢別船員數

ト、一箇月間ノ給與

二、個別ノ船舶ニ關スル事項

イ、船名

ロ、事務所ノ名

ハ、事務所ノ所在地

ニ、船舶ノ種類

ホ、總噸數

ヘ、航行區域又ハ從業制限

ト、船舶使用ノ目的

チ、高級船員個人別

リ、普通船員

前項第一號又ハ第二號ノ事項ノ調査ニ用フベキ調査票用紙ハ官給シ其ノ様式ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

第二條 勤勞統計調査員（以下調査員ト稱ス）其ノ職務又執行スル期間ハ毎年六月二十日ヨリ七月十日迄トス但シ調

査事項ニ關シ質問ヲ要スル場合ハ此ノ限り在ラズ

第三條 調査員故障アルトキハ市町村長ハ之ニ代ルベキ適當ノ者ソ選任シ其ノ職務ヲ執行セシムベシ

第四條 天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事故ノ爲調査員第二條ノ期間内ニ其ノ職務ヲ執行シ又ハ之ヲ完結スルコト能ハ

ザルトキハ市町村長ハ該事變アル事業體又ハ船舶ヲ使用スル事務所ニ限り其ノ期間ヲ十日以内延長スルコトヲ得

第五條 事業體ノ所在地ニ以上ノ市町村ニ跨り調査ニ關スル所屬分明ナラザルモノアルトキハ關係市町村長ハ協議ノ

上其ノ所屬ヲ定ムベシ協議ハザルトキハ工業事業場、土石採取事業場、交通事業場及其ノ他ノ事業體ニ關シテハ

地方長官、採掘事業場ニ關シテハ地方商工局長之ヲ指定ス

第六條 事業主ハ調査票用紙ヲ調査事項ヲ記入シ記名捺印ノ上調査期日後五日以内ニ之ヲ調査員ニ提出スペシ

メ又ハ便宜ノ方法ニ依リ之ヲ調査スペシ

第八條 令第五條ノ規定ハ本章ニ之ヲ準用ス

第二章 每月勤勞統計調査

第九條 令第二十六條ノ規定ニ依リ、地方長官、地方商工局長又ハ海運局長（以下指定官廳ト稱ス）ノ指定スベキ事業

場又ハ船舶運輸事務所（以下調査事業體ト稱ス）ノ數ハ内閣總理大臣ノ定ムル所ニ依ル。

令第二十六條ノ指定ハ事業主ニ對スル通知ニ依リ之ヲ行フ

第十條 令第二十六條各號ニ掲タル事業場及同様ニ規定スル採礦事業場ニ付テハ左ノ事項ヲ調査ス

一 事業場ノ名

二 事業場ノ所在地

三 事業ノ種類

四 常備労務者ノ一箇月間ノ異動

五 常備労務者ノ一箇月間ノ就業人員、就業時間及貨金

前項ノ事項ノ調査ニ用フベキ調査費用紙ハ官給シ其ノ様式ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

令第二十六條ニ規定スル調査船舶ニ付テハ左ノ事項ヲ調査ス

一 事務所ノ名

二 事務所ノ所在地

三 航行區域及其ノ船舶數

四 累積費過船員ノ一箇月間ノ異動

五 累積費過船員ノ一箇月間ノ延乗組人員及給與

前項ノ事項ノ調査ニ用フベキ調査費用紙ハ官給シ其ノ様式ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

第十一條 調査期日を休業スル調査事業體ハシテ前月ノ調査期日ノ翌日ヨリ引継ぎ休業中ノセノニ關シテハ其ノ月分ノ調査ノ行ハズ

調査事業體ニシテ天災等變故ノ事由ノ傳ガル事由ニ因リ調査ヲ行フコト能ハズトキ完管圖ニ於テ認ムルモノニ關シ亦前項ニ同ジ

第十二條 調査事業體ニシテ前項第一項ノ規定ニ該當スルモノナルトキハ事業主ハ調査期日後五日以内ニ其ノ旨ヲ指

病官圖ニ報告スベシ前項ノ報告ハ其ノ月分ノ調査費用紙ハ休業中ノ旨ヲ附屬シタルモノノ提出ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第十三條 調査事業者ノ名、所在地若ハ事務所種類ニ付特更アリタルトキ又ハ事業ノ廢止アリタルトキハ事業主ハ直ニ其ノ旨ノ指定官圖ニ報告スベシ

第十四條 事業主ハ調査費用紙ニ調査期日、調査年月及調査事項、記入シ記名捺印ノ上、月十日迄ニ指定官廳ニ之ヲ提出スベシ

第三章 従事労務統計調査

第十五條 令第二十四條ノ規定ニ依リ地方長官又ハ地方商工局長ノ指定スベキ事業場（以下調査事業場ト稱ス）ノ數

ハ内閣總理大臣ノ定ムル所ニ依ル

令第二十四條ノ規定ハ事業主ニ對スル通知ニ依リ之ヲ行フ

第十六條 調査事業場ニ付テハ左ノ事項ヲ調査ス

一 事業場ノ名

一五

三 事業ノ種類

四 常備労務者ノ一週間ノ就業人員及賃金

五 常備労務者ノ一週間ノ異動

前項ノ調査ニ用フベキ調査票用紙ハ官給シ其ノ様式ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

第十七條 調査期日ニ休業スル調査事業場ニシテ前週ノ調査期日ノ翌日ヨリ引續キ休業中ノモノニ關シテハ其ノ週分ノ調査ヲ行ハズ

第十八條 調査事業場ニシテ天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ調査ヲ行フコト能ハズト地方長官又ハ地方商工局長ニ於テ認ムルモノニ關シ本條項ニ同ジ

第十九條 調査事業場ノ名、所在地若クハ事業ノ種類ニ付轉頁アリタルトキ又ハ事業ノ廢止アリタルトキハ事業主ハ直ニ其ノ旨ノ地方長官又ハ地方商工局長ニ報告スベシ

第二十條 事業主ハ調査票用紙ニ調査番號、調査年月日及調査事項ヲ記入シ捺印ノ上次ノ水曜日迄ニ地方長官又ハ地方商工局長ニ之、提出スベシ

附 期

本令は、公布の日から、之を施行する。

四 勤労統計調査、施行心得

(昭和十九年四月十五日)

昭和二十一年年次勤労統計調査に付ては、第二條本文の改正規定により調査員が其の職務を執行する期間は同規定にかかるらず七月二十日より八月十日迄とする。

改正 昭和十九年五月六日内閣調令第四號、昭和二十年十月二十日内閣調令第六號、昭和二十一年十二月三十一日内閣調令第八號、昭和二十一年一月一日内閣調令第一號

第一章 年次勤労統計調査

第一節 地方長官、地方商工局長又ハ海運局長

第一條 地方長官ハ調査員ヲ任命シタルトキハ其ノ氏名ヲ市町村長ニ通知スベシ

第二條 地方長官ハ内閣統計局長ヨリ調査事務ニ要スル調査票用紙其ノ他ノ調査用品ノ交付ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ市町村長（都道府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ニ對スル分ハ都道府縣支廳長）ニ交付スベシ

地方長官調査用品ヲ市町村長（都道府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ニ對スル分ハ都道府縣支廳長）ニ交付スルニ當リテハ地方商工局長及海運局長ノ意見ヲ參照シ交付數ニ過不足ナキヲ期スベシ

第二條ノ二 地方長官ハ市町村長ヨリ提出シタル（都道府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村ニ關スル分ハ都道府縣支廳長ヨリ提出シタル）調査票ニ依リ別ニ定ムル様式ノ統計表ヲ作成シ八月十日迄ニ内閣統計局長ニ提出スベシ

第三條 地方長官ハ市町村長ヨリ提出シタル（都道府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村ニ關スル分ハ都道府縣支廳長ヨリ

（逃亡シタル）市町村要計表ニ依リ工業事業場、土石採取事業場、交通事業場及其实ノ他ノ事業體ニ關シ別表第一號様式甲ノ府縣要計表ヲ作成シ調査票及市町村要計表ト共ニ八月十日迄ニ之ヲ内閣統計局長ニ送付スベシ

第四條 地方商工局長ハ市町村長ヨリ提出シタル市町村要計表ニ依リ採礦事業場ニ關シ別表第一號様式乙ノ府縣要計表ヲ作成シ調査票及市町村要計表ト共ニ八月十日迄ニ之ヲ内閣統計局長ニ送付スベシ

第五條 海運局長ハ市町村長ヨリ提出シタル市町村要計表ニ依リ船舶ヲ使用スル事務所ニ關シ別表第一號様式丙ノ府縣要計表ヲ作成シ調査票及市町村要計表ト共ニ八月十日迄ニ之ヲ内閣統計局長ニ送付スベシ

第六條 都道府縣支廳長ハ地方長官ヨリ調査事務ニ要スル調査用紙其ノ他ノ調査用品ノ交付ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ町村長ニ交付スベシ

第七條 都道府縣支廳長ハ管轄區域内ノ町村長ヨリ提出シタル調査票及市町村要計表ヲ検査シ地方長官ノ定ムル期限迄ニ之ヲ地方長官ニ送達スベシ

第三節 市町村長

第一款 總 則

第八條 年次労統計調査ニ關スル市町村長ノ職務ハ左ノ如シ

- 一 調査員ノ氏名告示
- 二 調査區域ノ設定及調査員ノ擔當調査區域ノ指定
- 三 調査員ノ指導

- 四 準備調査
- 五 調査票用紙ノ交付
- 六 調査票ノ検査

七 市町村要計表ノ作成、調査票ノ整理及調査書類ノ提出

八 以上ノ附帶事務

第九條 市町村長ハ適當ノ方法ニ依リ管内ニ調査ノ運営ノ普及ヲ圖ルベシ

第十條 市町村長ハ労統計調査施行規則（以下規則ト稱ス）第四條ノ規定ニ依リ規則第二條ノ期間ヲ延長シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ地方長官 地方商工局長又ハ海運局長ニ報告スベシ

第十一條 市町村長ハ必要アルトキハ事業主ヲシテ事業體又ハ船舶ヲ使用スル事務所ノ職員中ヨリ調査擔當者ヲ設ケシメ之ヲシテ調査票作成ノ補助及調査員トノ事務ノ連絡ニ當ラシムベシ

第二款 調査員ノ氏名告示

第十二條 市町村長ハ地方長官ヨリ調査員ノ氏名ノ通知ヲ受ケダルトキハ之ヲ告示スベシ

第三款 調査區域ノ設定及調査員ノ擔當調査區域ノ指定

第十三條 市町村長ハ管内ヲ適當ノ調査區域ニ分割シ之ニ第一號ヨリ始マル番號ヲ附スベシ但シ特別ノ事情アルトキハ一町村ヲ一調査區域ト爲スコトヲ得

前項ノ調査區域ハ一人ノ調査員一日中ニ調査票用紙ノ配付及記入方ノ説明又ハ調査票ノ蒐集及検査ヲ完結シ得ルヲ程度トスベシ

第十四條 市町村長ハ調査員ノ任命アリタルトキハ直ニ各調査員ノ擔當調査区域ヲ定メ其ノ旨本人ニ通知スベシ擔當

調査区域ノ變更ヲ爲シタルトキ亦同ジ

前項ノ通知ニ際シテハ準備調査簿用紙ニ欄外所定ノ事項ヲ記入ノ上證票、調査提要其ノ他調査上必要ナル書類ト共ニ之ヲ本人ニ交付スベシ

第四款 調査員ノ指導

第十五條 市町村長ハ調査員ノ擔當調査区域ヲ指定シタル後適當ノ時期ニ於テ調査員ヲ招集シ準備調査ノ方法、調査票ノ記入其ノ他調査上心得ベキ要項ヲ指示スベシ

第五款 準備調査

第十六條 市町村長ハ調査員ノ調査票用紙ノ付属調査簿（以下合ト稱ス）ニ就キ同月二十五日迄ニ準備調査ヲ爲サシムベシ

第十七條 市町村長ハ準備調査後調査員ヨリ準備調査簿ノ提示アリタルトキハ之ヲ検査シ調査ニ重複、脱漏又ハ誤謬ノ疑アルトキハ之ヲ調査員ニ質シ準備調査簿ノ訂正ヲ命シ必要ト認ムルトキハ再調査ヲ命ズベシ

第十八條 市町村長ハ準備調査後調査期日迄ニ調査個所ニ異動アルコトヲ發見シタルトキハ調査員ヲシテ其ノ都度準備調査簿ヲ訂正セシムベシ

第六款 調査票用紙ノ交付

第十九條 市町村長ハ第十七條ノ検査ヲ終ヘタルトキハ調査員ニ準備調査簿ヲ渡付スルト共ニ調査票用紙ヲ交付スベシ

シ

第二十條 市町村長ハ調査票用紙ノ交付ニ際シ不足ノ生ジタルトキハ地方長官（都道府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ハ都道府縣支廳長）ニ請求シ其ノ補給ノ受ケ速ニ之ヲ調査員ニ交付スベシ

第七款 調査票ノ検査

第二十一條 市町村長ハ調査員ヨリ調査票及準備調査簿ヲ受理シタルトキハ調査票ヲ準備調査簿ト比較對照シ之ヲ検査スベシ

第八款 調査員ヲシテ之ヲ訂正セシムベシ

第二十二條 市町村長ハ前條ノ検査ノ結果調査票及準備調査簿ノ記入ニ重複、脱漏又ハ誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ調査員ヲシテ之ヲ訂正セシムベシ

第九款 市町村要計表ノ作成、調査票ノ整理及調査書類ノ提出

第二十三條 市町村長ハ検査票ヲ依リ工業事業場、土石採取事業場、交通事業場及其ノ他ノ事業體ト採鑿事業場ト船舶ヲ使用スル事務所ト、三種ニ分す別表第一號様式ノ市町村要計表ヲ作成スベシ

前項ノ要計表ハ町村組合ニ在リテハ各町村別ニ作成スベシ

都ノ區ノ存スル區域並ニ市制第六條カ第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ區ノ要計表ニ依リ市（都ニ在リテハ區ノ存スル區域）ノ要計表ヲ作成スベシ

第二十四條 市町村長ハ年次勤務調査票ヲ工業事業場、採鑿事業場、土石採取事業場、交通事業場、其ノ他ノ事業體又ハ船舶ヲ使用スル事務所毎ニ一括シ之ヲ調査区域ノ番號ト準備調査簿ノ番號頭を整頓シ地方長官、地方商工局長又ハ海運局長ノ定ムル期限迄ニ市町村要計表ト共ニ適當ノ方法ニ依リ工業事業場、土石採取事業場、交通事業場又

ハ其ノ他ノ事業體ニ闕スルモノハ（都道府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ニ在リテハ都廳支廳長ヲ經テ）地方長官ニ、採辦事業場ニ關スルモノハ地方商工局長ニハ、船舶ヲ使用スル事務所ニ關スルモノハ海運局長ニ提出スベシ
準備調査簿ハ翌年調査ノ時期迄市町村長之ヲ保存スベシ

第四節 調査員

第一款 總則

- 第二十五條 調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ調査区域ヲ擔當シ左ノ職務ヲ行フ
一 準備調査
二 調査票用紙ノ配付及記入方ノ説明
三 調査票ノ覧察及検査
四 調査票ノ整理及調査書類ノ提出
五 以上ノ附帯事務
第二十六條 調査員ハ調査個所ニ就キ職務執行ノ際證票ヲ携帶スベシ
第二十七條 調査員ハ職務執行中知得タル事項ヲ故ナク他人ニ漏洩スベカラズ
第二十八條 調査員ハ擔當調査区域ト隣接調査区域トノ間ニ重複、脱漏又ハ所屬不明ノ地域アリト認ムルトキハ貢ニ其ノ旨ヲ市町村長ニ申出テ指揮ヲ請フベシ
第二十九條 調査員ハ疾病其ノ他已ムヲ得ザル事故ノ爲調査事務ニ從事シ難キトキハ直ニ市町村長ニ其ノ旨ヲ申出ヅ
ベシ

第三十條 調査員ハ調査票及附屬書類提出後ニ於テモ市町村長ヨリ説明又ハ再調査ヲ命ぜラレタルトキハ調査ノ上連ニ答申スベシ

第二款 準備調査

- 第三十一條 調査員ハ市町村長ノ定ムル期間内ニ準備調査トシテ擔當調査区域内ヲ巡回シ調査個所ノ有無及其ノ數ヲ確メ別表第三號様式ノ準備調査履用紙ニ調査個所毎ニ所定ノ事項ヲ記入スベシ
準備調査調査日迄ニ調査個所ニ異動アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ調査履用紙ニ訂正スベシ
第三十二條 調査員ハ準備調査ヲ終ヘタルトキハ直ニ準備調査簿ヲ市町村長ニ提示シ其ノ検査ヲ受クベシ
第三款 調査票用紙ノ配付及記入方ノ説明
第三十三條 調査員ハ市町村長ノ定ムル切日迄ニ擔當調査区域内ノ調査個所ニ調査票用紙ヲ配付スベシ
第三十四條 調査員ハ調査票用紙配付ノ際豫め調査票用紙ニ調査区域ノ面積及準備調査簿ノ番號ヲ記入スルノ外年次勤労調査票甲ニ在リテハ用紙所定ノ個所ニ工業事業場（土木建築事業場ヲ除ク）、土木建築事業場、採礦事業場、土石採取事業場、其ノ他ノ事業體ノ別ニ闕スル表示ヲ爲シ且配付スベキ調査票用紙ノ種類及枚数ニ相違ナキヤ否ヤヲ確認スベシ
第三十五條 調査員ハ調査票用紙配付ノ際各調査個所ノ事業主又ハ世帯主ニ對シ七月五日迄ニ調査票ヲ作成スベシ
ヲ告グベシ
第三十六條 調査員ハ調査票作成ノ期日迄ニ擔當調査区域内ノ調査個所ヲ巡回シ調査票作成ニ必要ナル説明ヲ爲スベシ

第四款 調査票の蒐集及検査

二四

第三十七條 調査員ハ七月七日迄ニ擔當調査區域内ノ各調査箇所ニ就キ調査票ヲ蒐集スベシ。

第三十八條 調査員ハ調査票ヲ受取リタルトキヘ直ニ調査票ノ記入事項ヲ検査シ補正ヲ要スルモノアルトキヘ事業主又ハ世帯主ヲシテ訂正セシメ又ハ質問ノ上之ヲ訂正スベシ。

第三十九條 調査員ハ前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ確信調査等ト各調査票トヲ對照シ符合スルヤ否ヤア検査シ誤謬アルトキハ直ニ之ヲ訂正スベシ。

第四十條 調査員ハ前條ノ手續ヲ終ヘタルトキヘ調査票所定ノ個所ニ捺印スベシ。

第五款 調査票の整理及調査書類ノ提出

第四十一條 調査員ハ年次期別に在庫ヲ過度調査簿ノ番號欄ニ記述シ過度調査簿ト共ニ市町村長ノ定期限迄ニ之ヲ市町村長ニ提出スベシ。

第五節 檢 諦

第四十二條 令第32條ノ規定ハ本章ニウツ被用シ本章中町村トアルハ之ニ拂ズベキモノヲ包含ス。

第二章 年月勤労統計調査

第一節 総 諦

第四十三條 每月勤労統計調査ニ關スル地方長官、地方商工局長又ハ海運局長ノ職務ハ左ノ如ニ

一 調査票の提出

二 調査事業體登録ノ作成

三 事業主の指導

四 調査票用紙の交付

五 調査票の検査、送致目録の作成及調査書類の提出

六 以上ノ附帶事務

第四十四條 指定官廳ハ其ノ月分ノ調査ヲ行フコト能ハズト認ムル調査事業體アルトキハ調査ヲ行ハザル旨ヲ當該調査事業體ノ事業主ニ通告シ且其ノ旨ヲ内閣統計局長ニ報告スベシ。

前項ノ報告ハ其ノ月分ノ調査票ト共ニ調査票用紙ニ當該調査事業體ノ調査番號、調査事業體ノ名、所在地及事業ノ種類ヲ記入スルノ外調査不能ナル旨ヲ附記シタルモノノ提出ヲ以テ之ヲ爲スベシ。

第四十五條 指定官廳ハ事業主ヲシテ調査事業體ノ職員中ヨリ調査擔當者ヲ設ケシメ之ヲシテ調査票作成ノ補助及指定官廳トノ事務ノ連絡ニ當ラシムベシ。

第二節 調査事業體の指定

第四十六條 地方長官、地方商工局長又ハ海運局長ハ令第二十六條ノ規定ニ依リ内閣統計局長ノ定ムル基準ヲ參照シ調査事業體ノ指定ヲ行フベシ。

第四十七條 地方長官、地方商工局長又ハ海運局長ハ想則第九條第一項ノ通知ニ際シテハ調査番號ヲ事業主ニ通告スベシ。

第四十八條 調査事業體ニシテ慶美其ノ他ノ事由ニ因リ調査ニ適セザルニ至リタルモノアルトキハ指定官廳ハ其ノ指定ヲ取消シ其ノ旨ヲ事業主ニ通告スルト共ニ直ニ之ニ代ゼベキモノヲ補充指定スベシ。

第四十九條 指定官廳ハ調査事業體ニ付一定ノ順序ニ依リ調査番號ヲ附スベシ

第五十條 地方長官、地方商工局長又ハ海事局長ハ調査事業體ノ指定シタルトキハ其ノ調査番號、名、所在地、事業

主ノ氏名、事業之種類、勞務者総數（船舶運輸専務所ニ在リテハ就航船舶総數及乗組員総數）及指定ノ年月

第三節 調査事業體ノ指定期限

第五十二條 指定官廳ハ調査事業體ニ付別表第四號様式ニ依リ其ノ調査番號、名、取扱ノ年月日及理由ヲ内閣統計局長ニ報告スベシ

第五十三條 指定官廳ハ必ずアリト認ムルトキハ事業主ヲ招集シ調査票ノ記入其ノ勘定上心得ベキ要項ヲ指示スベシ

第五十四條 指定官廳ハ内閣統計局長ヨリ調査票用紙其ノ他ノ印刷物ノ交付ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ事業主ニ交付スベシ

第六節 調査票ノ検査、送致目録ノ作成及調査費ノ提出

第五十五條 指定官廳ハ事業主ヨリ調査票ノ提出アリタルトキハ之ヲ検査スベシ

第四節 事業主ノ指導

第五十六條 指定官廳ハ前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ調査票ヲ休業中ノモノ及調査不能ノモノト其ノ他ノモノトノ二種ニ分子之ヲ各別ニ調査番號順ニ貯不テ夫々一括シ別表第五號様式ニ依ル送致目録ト共ニ翌月十五日迄ニ内閣統計

局長ニ送付スベシ

第三章 週勤勞統計調査

第一節 総則

第五十七條 毎週勤勞統計調査ニ關スル地方長官又ハ地方商工局長ノ職務ハ左ノ如シ

一 調査事業場ノ指定

二 調査事業場帳ノ作成

三 事業主ノ指導

四 調査票用紙ノ交付

五 調査票ノ検査、送致目録ノ作成及調査費ノ提出

六 以上ノ附帯事務

第五十八條 地方長官又ハ地方商工局長ハ其ノ週分ノ調査ヲ行フコト能ハズト認ムル調査事業場アルトトハ調査ヲ行ハザル旨ヲ當該調査事業場ノ事業主ニ通告シ其ノ旨ヲ内閣統計局長ニ報告スベシ

前項ノ報告ハ其ノ週分ノ調査ト共ニ調査票用紙ニ當該調査事業場ノ調査番號、名、所在地及事業ノ種類ヲ記入スルノ外調査不能ナル旨ヲ附記シタルモノノ提出ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第五十九條 地方長官又ハ地方商工局長ハ事業主ヲシテ調査事業場ノ職員中ヨリ調査擔當者ヲ設ケシメ之ヲシテ調査

票作成ノ補助及地方長官又ハ地方商工局長トノ事務ノ連絡ニ當ラシムベシ

第二節 調査事業場ノ指定

第六十條 地方長官又ハ地方商工局長ハ合第三十四條ノ規定ニ依リ内閣統計局長ノ定ムル基準ヲ參照シ調査事業場ノ

指定ヲ行フベシ

第六十一條 地方長官又ハ地方商工局長ハ規則第十五條第二項ノ通知ニ際シアハ調査番號ヲ事業主ニ通告スベシ

第六十二條 調査事業場ニシテ該業其ノ他ノ事由ニ因リ調査ニ遭セガルニ至リタルモノアルトキハ地方長官又ハ地方

商工局長ハ其ノ指定ヲ取消シ其ノ旨ヲ事業主ニ通告スルト共ニ直ニ之ニ代ルベキモノヲ補充指定スベシ

第六十三條 地方長官又ハ地方商工局長ハ調査事業場ヲ指定シタルトキハ其ノ調査管轄、名、所在地、事業ノ種類及

指定ノ年月日ヲ、調査事業場ノ指定ヲ取消シタルトキハ其ノ調査番號、名、取消ノ年月日及事由ヲ内閣統計局長ニ

報告スベシ

第三節 調査事業場臺帳ノ作成

第六十四條 地方長官又ハ地方商工局長ハ調査事業場付別表第四號様式甲ニ依リ其ノ調査番號順ニ調査事業場臺帳ヲ作成スベシ

前項ノ調査事業場臺帳ハ毎月勤務統計調査ノ調査事業場臺帳ノ備考欄ニ毎週勤務統計調査ニ併用ノ旨ヲ記入シタルモノヲ以テ之ニ替フルコトヲ得

第六十五條 地方長官又ハ地方商工局長ハ調査事業場臺帳記載ノ所定事項ニ異鈴アリタルトキハ其ノ部度記載ヲ訂正スルト共ニ當該調査事業場ノ其ノ週分ノ調査票ニ其ノ旨ヲ附記スベシ

第四節 事業主ノ指導

第六十六條 地方長官又ハ地方商工局長ハ必要アリト認ムルトキハ事業主ヲ招集シ調査票ノ記入矣ノ他調査上心得ベキ事項ヲ指示スベシ

第五節 調査票用紙ノ交付

第六十七條 地方長官又ハ地方商工局長ハ内閣統計局長ヨリ調査票用紙其ノ他ノ印刷物ノ交付ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ事業主ニ交付スベシ

第六節 調査票ノ検査、送致目録ノ作成及調査書類ノ提出

第六十八條 地方長官又ハ地方商工局長ハ事業主ヨリ調査票ノ提出アリタルトキハ之ヲ検査スベシ

前項ノ検査ノ結果調査票ノ記入ニ誤謬又ハ脱漏アルコトヲ發見シタルトキハ事業主ヲシテ速ニ之ヲ訂正セシムベシ

第六十九條 地方長官又ハ地方商工局長ハ前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ調査票ヲ休業中ノモノ及調査不能ノモノト共ニモノト二種ニ分す之ヲ各別ニ調査番號順々重ねて夫々一括シ別表第六號様式ニ依ル送致目録ト共ニ次ノ土曜日迄ニ内閣統計局長ニ送付スベシ

附 則

この訓令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十一年年次勤務統計調査に付ては第二條の二及第三條乃至第五條中八月十日迄とあるのは九月十日迄、第十

六箇中六月二十日現在とあるのは七月二十日、現在、同條中六月二十五日迄とあるのは七月二十五日迄、第三十五條中七月五日迄とあるのは八月五日迄、第三十七條中七月七日迄とあるのは八月七日迄とする。

第一種樣式 十四

卷之二

東京都、北海道又ハ各府縣別
採種事業場數
地方商工局名

第一卷

昭和 年府縣要計表
東京都、北陸道、又ハ各府縣別
海運局名
船筋ヲ使用スル事務所數

第一號樣式

昭和	年市町村要計表
	(都廳府縣提出用)
北海道	東方都
府縣	郡
郡	市
村町	町

第三號様式記入方		第三號様式		第二號様式		第一號様式	
事業場所	事業場名	調査番号	年	昭和年	年市町村要計表	昭和年	年市町村要計表
事業主	事業主姓名	第 號		年	(地方商工局提出用)	年	(海運局提出用)
事 業 場	事 業 場	調 査 場	調 査 場	年	船 舶 フ 使 用 スル 事 務 所 數	年	船 舶 フ 使 用 スル 事 務 所 數
所 在 地	地 址	所 在 地	地 址	年	事 業 體 又 ハ 船 舶 フ 使 用 スル 事 務 所 數	年	事 業 體 又 ハ 船 舶 フ 使 用 スル 事 務 所 數
備	備	備	備	備	番 號	備	備
備	備	備	備	備	船 舶 フ 使 用 スル 事 務 所 數	備	備
備	備	備	備	備	事 務 所 ノ 名	備	備
備	備	備	備	備	所 ノ 所 在 地	備	備
備	備	備	備	備	場 工 建 土 山 碎 石 土 通 交 其 他	備	備
備	備	備	備	備	甲 乙	備	備
備	備	備	備	備	配付スペキ調査票ノ種類別枚數	備	備
備	備	備	備	備	枚 内 第 號	備	備
備	備	備	備	備	東京都	北海道	東京都
備	備	備	備	備	府縣都	府縣都	府縣都
備	備	備	備	備	市	市	市
備	備	備	備	備	村	村	村
備	備	備	備	備	町	町	町
備	備	備	備	備	區	區	區
一 番號ハ各調査員毎ニ一號ヨリ始ムルコト							
二 調査票用紙附付後終終等ニ依リ蒐集不能ノモノハ其ノ旨御苦情ニ記入スルコト							
三 用紙二枚以上ニ取ルトキハ其ノ枚数及號數ヲ開外ニ記入シ且最終ノ用紙ニ計ア記入スルコト							
第四號様式 甲 (事業場ノ分)							

三四

事務者種類	年月日	昭和年月日	人
事務所名	年月日	昭和年月日	人
調査番號	年月日	昭和年月日	人
第一號	年月日	昭和年月日	人

第四號様式 乙 (船舶運輸事務所ノ分)

事務者種類	年月日	昭和年月日	人
事務所名	年月日	昭和年月日	人
調査番號	年月日	昭和年月日	人
第一號	年月日	昭和年月日	人

電話番號()
氏名()

第五號様式

致日錄

昭和年月分

調査事業場又ハ船舶運輸事務所ノ數

調査提出事業場又ハ船舶運輸事務所ノ數

就航船舶概數

枚

就航船舶概數

枚

普通船員概數

枚

普通船員概數

枚

就航船舶概數

枚

第六號樣式

地方長官(地方商工局長又ハ測量科長)

内閣統計局長殿

右ノ通及證付候也

昭和 年 月 日

内総統計局長殿

地方長官(地方商工局長)

五 勤勞統計調査令第二十二條ノ規定ニ依リ勤勞統計調査員ニ交付スベキ證票様式ノ指定

(表面) (用紙ノ大サハ日本標準規格B列八番トス)

(昭和十九年四月十五日)
内閣告示第十一號

勤	勞	統	計	調	査	員	證	票
氏名	住所	内閣						

(裏面)

統計資料實地調査ニ關スル法律(抄)

第四條 實地調査ニ際シ調査ヲ忌避シ、申告ヲ拒ミ又ハ故意ニ不實ノ申告ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科罰ニ處ス

勤勞統計調査令(抄)

第二十二條 調査員ハ内閣總理大臣ノ定ムル證票ヲ交付シ職務執行ノ際之ヲ携帶セシム

六 勤勞統計調査令第三十一條ノ規定ニ依リ調査ヲ行フベキ
官營ニ屬スル事業場ノ指定

(昭和十九年四月十五日)
内閣告示第十一號

左ノ各處ニ屬スル工場

地方專賣局(仙臺、東京、金澤、名古屋、大阪、廣島及熊本)
造幣局

印刷局

鐵道局

左^レ掲グル郵便局、電信局及電話局

郵便局（札幌、小樽、函館、仙臺、秋田、山形、福島、高崎、浦和、東京中央、横濱、新潟、金澤、福井、長野、
福岡、名古屋、京都、大阪中央、神戶中央、鳥取、岡山、廣島、松山、福岡、長崎、熊本及鹿兒島）

電信局（東京中央、大阪中央、神戶中央及長崎）

電話局（札幌、東京中央、橫濱中央、金澤、名古屋中央、京都中央、大阪中央、神戶中央、岡山、廣島中央及福岡
中央）

左^レ掲ダル驛、車掌區、機關區及電車區

驛（旭川、室蘭、秋田、仙臺、郡山、新潟、福井、米子、東京、沼津、名古屋、大阪、廣島、門司、熊本及德島）
車掌區（札幌、仙臺、新津、沼津、名古屋、福知山、下關及門司）

機關區（函館、福島、新津、沼津、濱松、梅小路、岡山及大里）

電車區（中野及宮原）

裏面白紙

224

裁復人第六六五號

昭和廿一年十月十六日

戰災復興院次官



内務次官殿

地方官々制等改正の件

今般聯合軍最高司令官の要求に依る兵舎宿舎其の他の建造物及設備の營繕並に備品の調達に關する事務を一層圓滑適確に實施する爲、地方廳に職員を配置することになつたので別紙配置表の通、
東京都官訓、北海道廳官訓及地方官々制の改正方取り計らはれた
い

戰災復興

地 方 聽 職 員 增 員 配 當 表

	麗	宮	熊	佐	大	福	高	愛	香	德	和	山	廣
計	兒	島	崎	本	賀	分	尚	知	媛	川	島	山	口
一													
一五													
一六													
二八													
二九													
三一													
三二													
三三													
三四													
三五													
三六													
三七													
三八													
三九													
三〇													
一〇													
一一													
一二													
一三													
一四													
一五													
一六													
一七													
一八													
一九													
二〇													
二一													
二二													
二三													
二四													
二五													
二六													
二七													
二八													
二九													
二一〇													
二一													
二二													
二三													
二四													
二五													
二六													
二七													
二八													
二九													
二一〇													
二一													
二二													
二三													
二四													
二五													
二六													
二七													
二八													
二九													
二一〇													
二一													
二二													
二三													
二四													
二五													
二六													
二七													
二八													
二九													
二一〇													
二一													
二二													
二三													
二四													
二五													
二六													
二七													
二八													
二九													
二一〇													
二一													
二二													
二三													
二四													
二五													
二六													
二七													
二八													
二九													
二一〇													
二一													
二二													
二三													
二四													
二五													
二六													
二七													
二八													
二九													
二一〇													
二一													
二二													
二三													
二四													
二五													
二六													
二七													
二八													
二九													
二一〇													
二一													
二二													
二三													
二四													
二五													
二六													
二七													
二八													
二九													
二一〇													
二一													
二二													
二三													
二四													
二五													
二六													
二七													

地方秘職員前回既配當表

計	鹿兒島	熊本	大分	福岡	廣島	岡山	山形	青森	宮城	岐阜	滋賀	愛知	奈良	群馬	埼玉	長崎	兵庫	神奈川	大阪	京都	東京	北海道	縣別區分			
																							二級事務官	二級技官		
五																										
五〇	一	一	一	三	四	一	二	二	二	四	一	一														
四〇	一	二	二	二	二	二	一	二	二	二	二	一														
二〇〇	一	六	六	九	一〇	六	一〇	九	一	六	六	六														
二九五	三	九	九	一五	一七	九	一三	一三	二三	九	八															

地方職員新配管

縣別區分

合計

三級事務官

計

計

長	玉	木	城	葵	千	群	新	長	兵	神	大	京	東	北	海
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	四	二	三	四	六	五	二	五	二	六	二	四	一	一	一
二	四	一	一	二	一	三	四	九	五	二	一	〇	四	一	一
一	七	六	一	一	九	一	〇	〇	二	五	一	七	七	一	五
一〇	二	二	五	二	二	二	一	四	二	七	一	九	四	二	二

岡	島	鳥	富	石	福	秋	山	青	岩	福	宮	長	岐	滋	山	靜	家	三
山	根	取	山	川	井	田	形	森	手	島	城	野	早	賀	果	同	知	車
二	一																	
二	一																	
二	一																	
二	一																	
一	四	一	一	一	一	三	四	一	一	三	一	三	二	二	二	二	一	
一	六	二	二	二	二	二	三	二	二	五	一	〇	六	五	五	六	一	
一〇	二	六	二	二	二	二	一	三	二	二	五	二	一	七	九	八	八	一

	廣	山	和	德	香	島	川	島	山	口	島
計	鹿	吉	佐	大	輔	島	寶	香	德	和	廣
	兒										
一一〇				一	一	一				一	一
八二	一		二		三六			一	一		四
一〇七	二	一	三	一	三五	一	一	一	一	二	三
三一七	五	一	八	一	一二〇	一	一	四	四	一	八
五二六	八	二	四	二	九	三	二	二	六	六	二

六、聯合軍用宿舎建設関係地方廳機構整備に要する経費の増加
聯合軍最高司令官の要求による宿舎其の他の建造物及設備の營
造並に備品の調達についての事項を圓滑適確に実施する爲一層
機構を整備する必要がある上で二の経費を要する

款	項	金額	算出内訳
一般費	臨時費	三三二、〇〇〇	臨時費要務費
			内訳別紙の通り

區	事務	特種	分人員	一人年額
	資質	特殊		
	三三一			
	八〇			
金額	九八〇〇〇	三〇〇八〇	九八〇〇〇	九八〇〇〇
金額	一一六〇〇	一八·四八〇	一五·〇四〇	一五·〇四〇
備考	五·八〇〇	九·二四〇		五年 一大六月分 要取續加

		鹿	大熊	長福山	鳥	広岡	木	大東	並	岐	神	東	崎	山	官	青	北	都	直	幹	名	區	分						
計		見	鶴	介	本	崎	西	口	坂	島	良	原	阪	御	賀	知	阜	川	京	王	馬	形	城	森	道				
五		- -						- - - - -		- = = -		-	-																
三二		= -	= -		- -	= -		- - -	- - -	大五=		-	-																
六六		= - - - 四三 -						= 三三 -	= -	- - -	- -	- -	- -	四	= = 四	-	一五												
二八		一四一	一	二〇一				一九四		一四二	二五	二五七						四一三											

2
1
2月
19
15

裏面白紙

内第

一一〇二號

昭和二十一年十月七日

内務省官房人事課司設

厚生大臣官房副長

松本
日本
本
島

233
1322

民生委員令施行に伴ふ東京都官署等中止に於する件
民生委員令の施行に伴ひ、あつたに「民生委員會規則を記載することに
なつたので、別紙のとおり、宣訓文正方御取計申頃いたい。」

裏面白紙

236

東京都官制等中次のやうに改正する

東京都官制第一條ノ二

地方官又は地方技官の途中「專任三人三級」を加へる。

北海道官制第一條ノ二

地方事務官又は地方技官の途中「專任八人三級」を加へる。

地方官制第二條

地方事務官又は地方技官の途中「專任二十九人三級」を加へ

る。

裏面白紙

235

民生委員指導城員設置理由

氏先安良令の施行に伴ひ、一枚的社會行政の實施、特に民生委員の社會役員の職務の確立たるの本旨に従み、その行政を適用を圖るため指導を強化すること緊要なるにより、民生委員指導城員を設置したい。

裏面白紙

民生委員指導城長設置關係資料

- 一、民生委員會
- 二、民生委員指導職員配備說明
- 三、民生委員指導職員配備表
- 四、民生委員指導職員分派
- 五、民生委員指導書面
- 六、昭和二十年度民生委員指導城長設置關係說明する(資料)
- 七、民生委員配備標準規準

民生委員令

第一條 民生委員は、社会の福祉を増進するため、仁愛の精神をもつて、保護訴援のことにつく。

第二條 民生委員は、市へ東京都の区のある区域においてはその区域とする。以下同じ。町村の区域にこれを置く。

第三條 民生委員の足数は、地方長官が、関係市町村長へ東京都の区のあら区域においては区長とする。の意見を徵して、市町村の区域毎にこれを定める。

第四條 民生委員は、地方長官の推属によつて、厚生大臣がこれを委嘱する。

前項の地方長官の推属は、市町村に設置された民生委員推薦委員会が推薦した者について、都道府県に設置された民生委員銓衡委員会の意見を徵してこれを行ふ。

前項の民生委員推薦委員会及び民生委員銓衡委員会の組織は、厚生大

臣がこれを足りる。

第五條 民生委員は名譽職として、その任期は二年とする。但し、特別の事由があるときは、任期中であつても、これを解任することができます。

第六條 民生委員は、その市町村の区域において、舊當の区域又は事項を分つて、その職務を行ふものとする。

第七條 民生委員の職務は、左の通りである。

一 生活状態を調査すること。

二

保護を要する者を適切に保護誘導すること。

三

社会施設と居住に連絡し、その機能を扶助すること。

四

民生委員は、前項の職務を行ふ外、必要に応じて、生活の指導を行

第八條 民生委員は、その職務に関する、地方長官の指揮監督を受ける。

第九條 民生委員は、地方長官が関係市町村長へ東京都の区のある区域においては区長とすら、この意見を微して定める区域毎に、民生委員会を

組織しなければならぬ。

前項の規定による民生委員会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情があるときは外、市においてはその区域を数区域に分かつ区域をもつて、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならぬ。

第十條 地方長官は、必要があると認めたときは、関原市町村長へ東京都の区のある区域、京都市、大阪府、横浜市、神戸市、及び名古屋市においては区長とする。以下同じ。その他適當な者を、民生委員会の組織に加はらしめることができること。

関係市町村長又はその委任を受けた者は、民生委員会に出席し、意見を述べることができる。

第十一條 民生委員会の任務は左の通りである。

- 一 民生委員が擔當する区域又は事項を定めること。
- 二 民生委員の職務に関する連絡及び統制をなすこと。

三 必要な資料又は情報を集めること。

四 民生委員をして、その職務に関して互に勵まし、研究及び修養をなさせら一と。

五 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を處理すること。

民生委員會は、民生委員の職務に関して必要と認められた意見を、関係各廳に提出することができる。

第十二條 関原市町村長は、民生委員に対して、その職務に関して必要な指示をすることができる。

第十三條 民生委員、民生委員推薦委員會、民生委員銓衡委員會及び民生委員會に関する費用は都道府縣の負擔とする。

第十四條 この勅令中町村に関する規定は、町村制を施行しない地においては町村に準ずるものに、町村長に関する規定は、町村長に準ずるものにこれを適用する。

署名を有す
別紙勅令案には内省
省令改定下され候
鶴が原中実

殿
大村清一



内務省官制の一項を改正する等の必要があるので別紙勅令案を
提出する。

内務省

めくれず

内閣ハカタ

乙第 三三〇 號

昭和二十一年十月五日

内務大臣 大村 清一

内閣總理大臣 吉田 茂殿

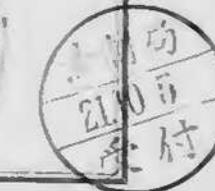
内務省官制の一部を改正する等の必要があるので別紙勅令案を
提出する。

右閣議を請ふ。

内 務 省

内閣

九一



239

附則

二の勅令は、生活保護法施行の日から二ヵ月施行する。

方面委員今は、ニホンを廢止する。

この勅令施行の際、現に方面委員の職にある者は、民生委員を委嘱されたりものとする。但し、その任期は、ニカ勅令施行の日から二箇月とする。

前項の場合においても、第五條但書の規定の適用を妨げない。

少年教護法施行令の一部を次のやうに改正する。

第九條第一項及び第二項を次のやうに改めよ。

少年教護委員ハ民生委員ニ依ル民生委員ヲ以テ之ニ充ツ

少年教護委員ハ民生委員ニ依ル民生委員ヲ以テ之ニ充ツ
前項ノ規定ニ依ル者ノ外地方長官必要アリト認ムルトキハ別ニ少年教護委員ヲ選任スルコトヲ得

少年教護委員ハ名譽職トス。

第二項ノ規定ニ依リ選任セラレタル少年教護委員ノ任期ハ二年トス但シ特
別ノ事由アルトキハ任期中ト雖ミ之ヲ解任スルコトヲ妨げズ

民生委員指導職員配置説明

全國地方事務所並に支廳の三分の一に對し配置して民生委員の指導及一般的社會行政に從事せしめるもので、その都道府縣於ける配置に際しては、要保護者數、民生委員數、地理的狀況等を勘案して定めさせるものである。

都道府縣に対する配置豫定は在の通りである。

裏面白譜

民生委員指導職員配置表

民生委員指導職員事務分掌

一 民生委員の指導訓練に関する件

1. 民生委員の精神指導に関する件

2. 民生委員の連絡啓發に関する件

3. 民生委員講習會に関する件

4. 民生委員研究會に関する件

5. 民生委員交換派遣に関する件

6. 民生委員の職務内容指導に関する件

7. 民生委員生活狀態調査に関する件

8. 民生委員の就職斡旋に関する件

9. 民生委員の授産に関する件

10. 其の一般生活指導に関する件

(一) 生活、狀態調査に関する件

(二) 職務内容指導に関する件

(三) 就職斡旋に関する件

(四) 授産に関する件

(五) 一般生活指導に関する件

二 民生委員制度並にその趣旨徹底に関する件

三 民生委員選任に関する件

1. 推薦委員會組織に関する件

2. 推薦委員會運営指導に関する件

3. 選任指導に関する件

4. 推薦委員會との連絡事務に関する件

5、民生委員選衡委員會との連絡事務に関する件
6、選任事務に関する件

4、民生委員會指導に関する件

1、委員會組織に関する件

2、委員會の運営に関する件

3、委員會の事務指導に関する件

4、會計事務の監督指導に関する件

5、常務委員會指導に関する件

1、組織に関する件

2、運営指導に関する件

3、常務委員事務連絡指導に関する件

4、町村民生委員事務所指導に関する件

1、運営に関する件

2、事務指導に関する件

3、會計事務の監督指導に関する件

4、生活保護法による保護事務に関する件

1、生活保護法の趣旨徹底に関する件

2、保護狀況調査に関する件

八、一般保護事務に関する件

九、一般保護状況調査に関する件

十、一般社会状況調査に関する件

裏面白譜

民生委員指導費調

昭和二十年度民生委員指導職員設置費
補助に要する経費 内譯

科 目	區 分	要 索 (六個月合計)	内 譯
臨時寄			
民生安定施設費			
民生安定施設費			
補助費			
民生安定施設費			
民生委員指導費			
職員設置費			
三二四、三〇。	三二四、三〇。	六四八、六〇。	備 考

備考 一人當單價 年額 五、六四〇円

1. 俸給

本俸

四、九一〇円

手當

手當

九六〇円

旅費

旅費

六〇〇円

膳費

膳費

六〇〇円

賞与

賞与

五二〇円

2. 旅費
3. 膳費
4. 雜費

六〇〇円

六〇〇円

六〇〇円

民生委員配置豫定規準

道府縣名	人口數	左民配置標準依存員數	要地猿護數	部落會員數	町内會員數	左民配置標準依存員數	民生配置標準依存員數	左民配置標準依存員數	民生配置標準依存員數	現行方面委員數	現行方面委員數	現行方面委員數	現行方面委員數	現行方面委員數	現行方面委員數
北海道	350,4604	2,350	22,981	760	10,304	930	4,070	3,122	4,778						
青森	1,079,232	740	11,934	400	2,396	220	1,360	1,905	△545						
岩手	1,217,070	930	30,017	990	4,009	380	2,200	4,239	△2,039						
宮城	1,462,500	990	18,525	610	3,493	340	1,940	1,470	4,70						
秋田	6,175,813	810	17,693	580	4,242	410	1,900	1,760	40						
山形	6,294,934	880	15,636	520	3,715	360	1,760	1,216	544						
福島	6,718,776	6310	42,810	6,710	5,033	480	3,200	2,241	959						
茨城	1,942,833	6320	13,965	460	8,318	790	2,570								
栃木	1,593,611	6,030	9,172	310	3,802	360	1,760	1,850	△150						
群馬	1,527,635	6,040	16,555	540	3,722	350	1,930								
埼玉	2,023,553	6,380	25,072	830	4,465	430	2,640	2,236	404						
千葉	2,609,114	6,370	13,205	440	5,974	570	2,380	1,903	72						
東京	4,190,932	2,860	45,711	2,170	3,034	290	5,320	2,583	△777						
神奈川	2,019,953	6,380	25,138	830	2,783	260	2,470	1,029	1,441						
新潟	2,326,811	6,570	22,326	740	7,040	670	3,000	1,873	1,107						
富山	932,669	640	19,510	640	3,459	330	1,610	1,324	286						
石川	1,77,197	600	23,089	750	3,048	290	1,640	2,074	△434						
福井	675,703	970	15,532	510	3,166	300	1,280	1,768	△488						
山梨	796,773	550	6,341	210	2,136	200	960	2,138	△1,223						
長野	2,027,235	6,380	23,286	770	3,053	770	2,920	1,251	1,669						
岐阜	2,260,059	6,540	12,996	410	5,627	530	2,480	6,718	△4,238						
靜岡	1,444,000	930	21,959	730	4,465	430	2,140	1,604	536						
愛媛	2,914,085	6,990	29,550	990	6,972	660	3,640	3,000	640						
三重	1,374,858	940	12,696	420	4,634	440	1,800	1,668	132						
滋賀	831,306	570	12,421	410	2,490	230	1,210	1,309	△99						

京都府	1,621,998	1,100	59,753	1,900	5,738	550	3,550	-
大阪府	2,976,140	2,030	31,700	1,050	4,574	440	3,520	3,829 △ 309
兵庫県	2,826,172	1,920	45,002	1,490	5,248	570	3,980	1,561 △ 2419
奈良県	744,381	510	9,204	310	2,462	230	1,050	495 △ 555
和歌山县	933,231	640	10,215	340	2,873	270	1,250	1,268 △ 18
鳥取県	557,429	380	7,943	260	2,103	200	840	1,000 △ 160
島根県	848,995	580	11,078	370	5,032	480	1,430	1,953 △ 523
岡山県	1,538,621	1,050	22,341	740	9,593	910	2,700	3,383 △ 683
広島県	1,101,430	1,350	19,265	610	7,531	720	2,680	5,593 △ 2,913
山口県	1,375,472	940	9,758	320	4,985	470	1,730	2,930 △ 1,250
徳島県	828,774	570	10,393	340	3,658	350	1,260	1,028 △ 162
香川県	872,312	600	9,255	310	3,126	300	1,210	1,492 △ 282
愛媛県	1,330,709	940	14,295	470	5,742	540	1,950	1,940 △ 10
高知県	747,876	550	11,970	400	3,361	320	1,270	1,600 △ 330
福岡県	2,906,644	1,930	29,331	970	5,379	510	3,460	2,065 △ 345
佐賀県	1,56,672	590	4,931	180	2,201	210	950	1,327 △ 347
長崎県	1,412,924	960	13,303	440	3,694	350	1,750	1,745 △ 5
熊本県	1,631,976	1,110	13,293	440	4,932	460	2,010	1,288 △ 722
大分県	1,141,009	780	11,037	310	3,720	350	1,490	1,409 △ 81
宮崎県	957,356	650	11,792	390	2,040	200	1,240	1,020 △ 220
鹿児島県	1,813,314	1,230	26,757	980	5,256	500	2,610	1,330 △ 1,230
總計	73,323,500	50,000	967,853	30,000	210,120	20,000	100,000	

備考

1. 総人口(内務省地方局調査) 昭和 26. 4. 26.
 2. 要援護世帯数(厚生省社会局調査) " 2.1. 6. 現在
 3. 町内会部落会数(内務省地方局調査) " 2.1. 9. 現在
 4. 民生委員配置確定数 " 2.1. 9. 現在
 5. 増減数(中△印は減を示す) 100,000 内
 5,000 名は人口数比較割合比例
 30,000 名は要援護世帯数比較割合比例
 20,000 名は町内会部落会数比較割合比例
 に係り各都道府県に
 配置する。

裏面白紙

内第一一五九號

昭和二十一年十月二十三日

厚生大臣官房祕書課長

内務大臣官房人事課長 殿

都道府縣等臨時職員等設置制中改正に關する件
労働關係調整法の施行、麻薬取締監督及び鼠族昆蟲驅除等に從事するこれ
等職員の増加に伴ひ、別紙のとほり、標記官制改正方御取計ひ願ひたい。

一 勞働關係調整法施行に伴ふ増員

第一條 東京都の部中	地方事務官 専任 四人
第一條ノ三 北海道廳の部中	地方事務官 專任 八人
第一條ノ四 府縣の部中	地方事務官 專任 三人
第一條 東京都の部中	地方事務官 專任 五人
二 薬業取締監督に伴ふ増員	二級 <u>を加へる</u>
第一條 東京都の部中	地方事務官 専任二十四人
地方事務官 專任七十二人	二級 <u>を加へる</u>
地方事務官 專任	三人
地方技官 專任	二人
地方技官 專任	一人

二級 を加へる
三人
八人

第一條ノ三	北海道廳の部中	地方事務官	専任	一人	三級	を加へる
		地方技官	専任	一人	二級	
第一條ノ四	府縣の部中	地方事務官	専任四十四人	三人	二級	
		地方技官	専任五人	二級	を加へる	
ニ鼠族昆蟲驅除に伴ふ増員				二級		
第一條 東京都の部中				二級		
第一條ノ四 府縣の部中		地方技官 専任	一人	二級		
地方技官 専任十九人				二級	を加へる	

資料目次

- 一 勞動關係調整法施行二伴ノ地方廳ニ於ケル人員配置表
- 二 勞動組合結成狀況調
- 三 勞動關係調整法施行ニ要す之經費

勞動關係調整法施行二年後地方廳對於各項人員配置表

合		大原長松石屋和奈兵大京路長福山鳥島良庫坂都賀野井川山									
光		賀田口媛川島口島根取山良庫坂都賀野井川山									
計		島崎分太端賀田口媛川島口島根取山良庫坂都賀野井川山									
一	三	大	二	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	四	八	四	五	四	五	四	四	五	八
三	九	大	一	二	一	一	一	一	一	一	一
四	九	大	一	二	一	一	一	一	一	一	一
五	九	大	一	二	一	一	一	一	一	一	一
六	九	大	一	二	一	一	一	一	一	一	一
七	九	大	一	二	一	一	一	一	一	一	一
八	九	大	一	二	一	一	一	一	一	一	一
九	大	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一
一	九	大	一	二	一	一	一	一	一	一	一
二	九	大	一	二	一	一	一	一	一	一	一
三	九	大	一	二	一	一	一	一	一	一	一
四	九	大	一	二	一	一	一	一	一	一	一
五	九	大	一	二	一	一	一	一	一	一	一
六	九	大	一	二	一	一	一	一	一	一	一
七	九	大	一	二	一	一	一	一	一	一	一
八	九	大	一	二	一	一	一	一	一	一	一
九	大	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一
一	九	大	一	二	一	一	一	一	一	一	一
二	九	大	一	二	一	一	一	一	一	一	一
三	九	大	一	二	一	一	一	一	一	一	一
四	九	大	一	二	一	一	一	一	一	一	一
五	九	大	一	二	一	一	一	一	一	一	一
六	九	大	一	二	一	一	一	一	一	一	一
七	九	大	一	二	一	一	一	一	一	一	一
八	九	大	一	二	一	一	一	一	一	一	一
九	大	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一

北青岩宮秋山坂城田前川大成馬玉三榮梨阜單知里主得	新編
祭	舊
組	合
二一四三一 四二一三三二二三二二二五 九八七一六八三三四六七三二七四四三〇四二 一八七五五〇〇六〇七七一四大五四六二一三	數
大三三六三一三八二五五四四四四四四四四四一 二六二七六八七七三九〇〇八六三八一〇六三九五 八〇九〇四四二六八一五九三〇一〇六三九五 二九八三二五六八三八八二三九一一一三六五八 三四七七三五八四〇八六〇六六〇〇一七八三	組
四員	合
二一三二一 二八 一二二一 一一一 五八九四六九九八八九一〇二六七三六二八八、 五二九八九〇七六二五五二一六九九二五二五 四四二六〇五九五九八一六七二一三一七 八一二一七八三八五一一六九三六二一九一四	員
數計	二
八四七九四二六七三六七六六六六六六六六六六 八九三一九六六六六六六六六六六六六六六六六 四八三九三五〇三〇六六六六六六六六六六六六 〇三四〇三一三一三一三一三一三一三一三一三一 一五〇八〇八〇三一三一三一三一三一三一三一三一	五二三二二五

一 勞働關係調整法施行に要する經費
勞働關係調整法の施行に伴ひ労働爭議の解決に當り調停仲裁、仲介も
斡旋の機能を充分に發揮せしめ労働關係の公正なる調整及調査を圖る
爲此の經費を要する

一 勞働關係調整法施行に要する經費		勞働關係調整法の施行に伴ひ労働爭議の解決に當り調停仲裁、仲介、斡旋の機能を充分に發揮せしめ労働關係の公正なる調整及調查を圖る爲此の經費を要する	
款項	金額	算出内	譯
經常部	圓	區分	單價
補充費			
諸支出金	一三五一一〇	勞働關係調整費	三、年度計上額
			平年
調停仲裁費	一三五一一〇		度
斡旋費	一三五六一〇		備
小計	一三五二一〇		考
臨時部			
一 般 費			
臨時費			
一 條	一〇三六八九〇		

款項	金額	區分	算出	內	單價	年度計上額	備註
事務官	1480	一級	1400	1400	1400	1400	1400
內閣旅費	100	二級	100	100	100	100	100
特殊給	100	二級	100	100	100	100	100
雜	100	大	100	100	100	100	100
賄託手當	1000		1000	1000	1000	1000	1000
慰勞金	100		100	100	100	100	100
屬員給	1000	三級	1000	1000	1000	1000	1000
事務費	1000		1000	1000	1000	1000	1000

内識別紙(三)の通	0	0	0	0	0	0	0
調停案等交費	0	0	0	0	0	0	0
小計	100	100	100	100	100	100	100
分	100	100	100	100	100	100	100
調停料	0	0	0	0	0	0	0
審理料	0	0	0	0	0	0	0
人件料	0	0	0	0	0	0	0
人件料	0	0	0	0	0	0	0
特殊費	0	0	0	0	0	0	0
特殊費	0	0	0	0	0	0	0
報償費	0	0	0	0	0	0	0
報償費	0	0	0	0	0	0	0
人件料	0	0	0	0	0	0	0
人件料	0	0	0	0	0	0	0
特殊費	0	0	0	0	0	0	0
特殊費	0	0	0	0	0	0	0
總計	100	100	100	100	100	100	100

(+) 調停仲裁費 内訳

中央拔分 一〇件

六〇四〇〇圓

委員 九名

一件當(期間一〇日) 四三二一〇圓

日當

八圓

九名分

七二〇圓

一〇日分

七二〇圓

宿泊

四〇圓

一人五泊

二〇〇圓

九名分

一八〇〇圓

車馬賃

二〇〇圓

九名分

一八〇〇圓

計

一〇件分

四三二一〇〇圓

参考人 二〇名

一件當(期間一〇日)

日當

五圓

二〇名分

一〇〇圓

一日分

一〇〇圓

宿泊

二六圓

一人一泊

二六圓

二〇名分

五二〇圓

車馬賃

五〇圓

一〇名分

二〇〇圓

一七〇〇圓

地方拔分 三〇件

六九二一〇圓

委員 九名

一件當(期間一〇日)

一五七五圓

日當

六圓

九名分

五四〇圓

宿泊

三〇圓

一人三泊

九〇圓

九名分

八一〇圓

車馬賃

二五圓

九名分

二二五圓

計

三〇件分

四七二五〇圓

参考人 一二名

一件當

七三二圓

日當

六〇圓

二日分

二二〇圓

宿泊

二六圓

一人一泊分

二六圓

一二二名分

三二二圓

車馬賃

二五圓

一二二名分

三〇〇圓

計

三〇件分

二二九六一〇圓

合計

(2) 幹旋費内譯 (地方扱分)

幹旋費 二名 一件當へ一期間一〇日 三五〇圓

日當六圓 二名分 一二圓一〇日分 一二〇圓

宿泊三〇圓 三泊 九〇圓二名分 一八〇圓

車馬賃二五圓 二名分 五〇圓

一〇件分

合計

三五〇〇圓

印 刷 費		區 分	(2) 特 殊 廳 費 内 譯	
	員 數	部	單 價	全 額
法解説	一四〇〇	圓	一一〇〇	一一〇〇〇〇
パンフレット	三五〇〇	圓	一〇〇〇	三五〇〇〇〇
カートド	三五〇〇	圓	一〇〇〇	三五〇〇〇〇
報告書作成費	一〇〇〇	圓	一一〇〇	一一〇〇〇〇
通信運搬費	一〇〇〇	圓	一一〇〇	一一〇〇〇〇
計	九〇〇〇	圓	一一〇〇	九〇〇〇〇〇

備考
一件二〇〇部のあ二〇件分

一 勞働關係調整法施行に關する經費
勞働關係調整法の施行に伴ひ労働爭議の解決に當り仲介斡旋調停及仲裁の機能を充分に發揮せしめ労働關係の公正なる調整を圖る爲此の經費を要する

裏面白紙

261

資料目次

- 一 事務分擔表
- 二 麻薬取締事務一覧表
- 三 麻薬取締監督に要する職員配置表
- 四 職員表
- 五 豫算書

(事務分担) 麻薬取締監督に要する人員増員に関する資料
(内務省所管分)

中央との連絡。

- 一 製造業者及び輸入業者の取締。
- 二 販賣業者及び取引の取締。
- 三 醫師、歯科醫師、獸醫師の取締。
- 四 麻薬中毒患者の防止及び取締。
- 五 封緘紙賣下作及び整理。
- 六 諸閑便法令の實施及び運用。
- 七 消費の規正。
- 八 免許證下附。
- 九 請報告の蒐集、集計及び調査。
- 十 不正取引の取締。

一二 現地指導及び連絡。

一三 特殊麻薬保管倉庫の監督。

(北海道、宮城、東京、新潟、大阪、香川、福岡)

参考		麻薬取締 許認 及 新舊比較		備考
舊又 分	員 数	新又 分	員 数	
製造業者	四九〇	一〇	新又 分	麻藥製造業者 麻藥小分業者 麻藥零售業者 麻藥中央卸賣業者 麻藥小賣業者 家庭用薬販賣 麻藥使用元 麻藥研究者
卸賣業者	一九八二	九九八二	一九一九	新又 分による員数は 昭和三十一年十月一日現在 の実績による。
薬局	一五四〇	六二八	六三七六	
合計	四六〇〇	一一二八	八三四三	今井
			八〇五〇一	一〇、一四、一

麻薬取締事務一覽表 (地方廳)

事

務

根 桃 條 文

備

考

麻薬取扱者免許申請書(之)

第八條 第六十條

欠格條件、有無調查

麻薬取扱者免許証交付

第十條

不滿天根若登録事項、充支
申請日受理及進達

麻薬取扱者免許証記載事項、充支
不滿天根若登録事項、充支

第十四條

不滿天根若登録事項、充支

麻薬取扱者免許申請書(之)

第五條

不滿天根若登録事項、充支

麻薬取扱者免許申請書(之)

第十五條

不滿天根若登録事項、充支

麻薬取扱者免許申請書(之)

第二十條

不滿天根若登録事項、充支

麻薬取扱者免許申請書(之)

第二十一條

不滿天根若登録事項、充支

麻薬取扱者免許申請書(之)

第二十二條

不滿天根若登録事項、充支

麻薬取扱者免許申請書(之)

第二十三條

不滿天根若登録事項、充支

麻薬取扱者免許申請書(之)

第二十四條

不滿天根若登録事項、充支

麻薬取扱者免許申請書(之)

第二十五條

不滿天根若登録事項、充支

麻薬取扱者免許申請書(之)

第二十六條

不滿天根若登録事項、充支

麻薬取扱者免許申請書(之)

第二十七條

不滿天根若登録事項、充支

麻薬取扱者免許申請書(之)

第二十八條

不滿天根若登録事項、充支

麻薬取扱者免許申請書(之)

第二十九條

不滿天根若登録事項、充支

麻薬取扱者免許申請書(之)

第三十條

不滿天根若登録事項、充支

麻薬取扱者免許申請書(之)

第三十一條

不滿天根若登録事項、充支

麻薬取扱者免許申請書(之)

第三十二條

不滿天根若登録事項、充支

麻薬取扱者免許申請書(之)

第三十三條

不滿天根若登録事項、充支

麻薬取扱者免許申請書(之)

第三十四條

不滿天根若登録事項、充支

考

麻糬取締監督に要する職員配置表

北海道
那廳府縣

新編
三
目録

旧編

立田
稿

考

新安嘉陵江水經注

川山河重和田梨川宗葉玉馬木城島形田城手森

鹿宮大能長流高高愛香塵山云小城湖深深女大家游長流

五
一
九
八
七
六
五
四
三
二
一

馬島分本崎皆因知捲川馬口島山根取山浪岸及都賀野井

西文

X

一
六

三

1

X

卷之三

一、麻薬取締監督に要する経費の増加		聯合國最高司令部の意向により麻薬取締の対象とされる範囲を拡大する必要を生じたので二つの経費を要する。	
臨時部費		款項	
臨時諸要務費	八九.〇〇〇	金額	内
一 時 事 務 官 給 付 支 出	三 事 務 官 給 付 支 出	区 算	内
一 時 事 務 官 給 付 支 出	三 事 務 官 給 付 支 出	分 員 額	内
一 時 事 務 官 給 付 支 出	三 事 務 官 給 付 支 出	單 價	内
一 時 事 務 官 給 付 支 出	三 事 務 官 給 付 支 出	三 年 度 額	内
一 時 事 務 官 給 付 支 出	三 事 務 官 給 付 支 出	計 (年度)	内
一 時 事 務 官 給 付 支 出	三 事 務 官 給 付 支 出	備 考	内

一、麻薬取締監督による経費の増加
聯合國最高司令部の意向により麻薬
の子孫範囲を拡大する必要生じ

對象
經費

一一一
豫事職(マ司令
務員配部覺
算分擔置
書表表書

資料目次(鼠族昆蟲驅除)

聯合國且高司令部

一九四六年五月四日附

綴込春號 七二五（一九四六、五、四）D.H

覺書 日本帝國政府宛

主題一 昆蟲及鼠族の驅除を擔當する官吏の任命に關す件
昭和二十一年九月二日附「公衆衛生對策」に關す件 覺書を參照すること
日本政府は各都道府縣衛生課内に昆蟲鼠族の驅除管理を常時擔當すべ
き官吏を任命すべし。上記官吏は都道府縣内に於ける昆蟲鼠除驅除に從事
する人事及諸活動一切の組織教育活動監督及協調の責に任すべきものとす
郡市町に於ける下部單位（班）の數は組織は本年四月二日より二七日に到る
間京都に於て催された講習會にて大要を示されたると。各都道府縣
地質修復課、公衆衛生課、農業課、農業試驗場等處に於ける官吏は各都道府縣の昆蟲鼠
族驅除擔當官は各都道府衛生課長及地方軍政中隊公衆衛生擔當官
と協議の上、各都道府縣の計画案を作成し、厚生省に提出すること。

厚生省は都道府縣昆蟲鼠族擔當官に対し、必要とする活動狀況及
資材消費狀況に關する定期的報告を爲すること
日本政府は最高司令部 G.H.Q に本覺書に應じて取りたる措置に
關する報告を作成し、五月十五日迄に提出すべし。

高級副官 B.M. フィッキ准將代

A.J. Reke

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

AG 725.11 (4 MAY 46) PH
(SCAPIN - 920)

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT.
THROUGH : Central Liaison Office, Tokyo.
SUBJECT : Appointment of Insect and Rodent Control Officers.

1. Reference is made to Memorandum number (SCAPIN-48), dated 22 September 1945, Subject: "Public Health Measures."

2. The Imperial Japanese Government is directed to appoint a full-time Insect and Rodent Control Officer in each prefectoral (Ken) health office. This officer to be responsible for the organization, training, operation, supervision and coordination of all insect and rodent control personnel and activities within the prefecture.

3. The number and organization of subordinate units in counties (gun), cities (shi) and towns (Machi) will depend upon prevailing local conditions in the several prefectures, as outlined during the conference held at Kyoto from 22 April to 27 April 1946. Prefectural insect and rodent control officers will submit to the Ministry of Health and Social Affairs plans for their respective prefectural health office and the local Military Government Public Health Officer.

4. The Ministry of Health and Social Affairs will require prefectoral insect and rodent control officers to make such periodic reports of activities and consumption of supplies as may be deemed necessary.

5. The Imperial Japanese Government will submit a written report to GHQ, SCAP, not later than 15 May 1946 concerning the action taken to comply with this Memorandum.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

A.J. REED

for

R.H. FETTERLY,
Brigadier General, AGD,
Adjutant General.

Received: 5 May 9.25 a.m.

Shukan : pp.

Copy : D of GA

第三回

衛
發

第三六七號

昭和三年五月十日

各地方長官殿

厚生省衛生局長

鼠族昆蟲駆除実施に関する件
標記の件に關しては本年三月廿一號衛發第三七八號
都市清掃防疫大強化ニ関スル件通牒、同四月二十六日
衛發第三九號「鼠族駆除実施ニ關スル件」並びに
同四月二五日より二七日の間京都で開催した講習會
で、聯合軍より指示を受けた方針、実施方法等に基
いて既に實行に移されつゝあること、因みに今般
別強の通り、聯合軍より、二七式に指令を接収したから
至急たる措置と講ぜられたい。

記

- 一、各都道府縣に於て本業務担当責任者、其の補佐者
及鼠族昆蟲駆除者等を任命又は編成し、五月三十日
迄に第一表様式により之を本省に報告されたい。
(新に技官定員及び豫算計上につき努力中である
が一應前記講習會出席者又は現在の職員中より
適當の者と仕合せられたい)
- 二、各都道府縣の本業務責任者は關係方面及び各
地聯合軍と充分に連絡の上、各地の実情に應じ、至急
実施計畫を立案し之を五月末日迄に本省に報告せ
られたい。
- 三、管下各都市に鼠族昆蟲駆除実施班を編成させ
其の教育を行はれたい。たゞほ町村についても都市
に準じて実施すること、編成を全部完成する迄は
第二表様式にてその進歩状況を毎旬本省に報告せ
られたい。

資材については本省でも努力中であるが各都道府県に於ても管下の既存物資の活用或は生産拡充を圖る等極力入手努力されたい。

(第一表) 鼠族昆蟲驅除責任者之化生命狀況報告

（備考）本報告は編成完了である都市も管内全部都市を編成
完了するまで再掲すること。

表四白素

鼠族昆蟲驅除實施關係職員配置表

事務分擔表

- 一 鼠族昆蟲驅除に關する計畫及實施。
- 一 思想啓發及民衆教育。
- 一 市町村の行小驅除實施指導。
- 一 藥品及資材の獲得並に配給。
- 一 驅除班の編成監督及訓練。
- 一 其の他鼠族昆蟲驅除一切の事務。
- 現地軍政部の連絡。

一、鼠族昆蟲驅除實施に要する經費

傳染病未然防止の方法として鼠族昆蟲の驅除は最も肝要にして之が事業の責任擔當官を各都道府縣に設置するため此の經費を要

一、鼠族昆蟲驅除實施に要する經費		傳染病未然防止の方法として鼠族昆蟲の驅除は最も肝要にして 之が事業の責任擔當官を各都道府縣に設置するため此の經費を要す	
款項		内	
一般費	内	金額	内
醫務費	内	九四〇〇	内
九四〇〇	内	區分算	内
特種技術費	内	員數	内
内國旅費	内	單價	内
二級官給費	内	洋銀計上額	内
二級官給費	内	內	内
四六二	内	出	内
三〇〇〇	内	計(平年度)	内
五六六	内	備考	内
三〇〇〇	内	譯	内
二三〇〇〇	内		内
六〇〇〇	内		内
二九〇〇〇	内		内
二三〇〇〇	内		内
一七〇〇〇	内		内
三五〇〇〇	内		内
九六〇五六	内		内
六〇〇〇〇	内		内
二三〇〇〇	内		内

款項	金額	區分	員數	單價	內計	備考
合計	八三六	四六	七二〇	一五九九〇	二七九三六	(平年慶)
事務費	一六五	一六五	八〇〇	一六〇〇	三三一二〇	計
雇員給薪	八〇〇	八〇〇	四九〇〇	四九〇〇	三三〇〇	(平年慶)
膳宿費	一六五	一六五	八〇〇	八〇〇	三三〇〇	
雜費	九四〇〇〇	九四〇〇〇	一六五	一六五	一六五	
合計	一六〇、九五六	一六〇、九五六	九四〇〇〇	九四〇〇〇	九四〇〇〇	

裏面白紙

秘水第二五八號

昭和廿一年十月十八日

農林大臣官署秘書課長



殿

内務大臣官房人事課長

別紙の通水産業用資材販賣關係、製絲業法施行關係及桑園の擴充及登録關係につき地方廳員官員増加の必要あるから至る地方官々制中改正方御取計はれたい。

追て別に依頼した度量衡改革事務官、北海道廳官制及び地方官官制等改正による度量衡改革關係の二級事務官及び二級役官並びに木業地取専門關係の二級事務官及び二級役官の地方別定員配當表(別表)は採定にして實際の配置は多少變更あるものと仰了知ありたい

裏面白紙

276

地方廳官員增加調

福岡支辨 一 府縣等臨時職員等設置制によるもの

補助職員	一 地方官官制第二條の規定によるもの	分		計	備考
		事務官	技術官		
農地制度改革關係	二二二	九三一	一三八	一三九	
耕地關係	二二九	一五八	一四四	二九八	全額補助
未墾地取得關係	二二五	一四八	九二	一一五	一一分ノ二九
水產利用資材貯藏關係	二二四	一四八	四五〇	六三〇	二分ノ一補助
製糖業法施行關係	二二八	一四九	二七	四一	二分ノ一補助
米穀の備充及登録關係	二二九	一八三七	六二	一九〇六	二分ノ一補助
計	二二五	二二四八	二二九	二二九	

本產書用資錢對策不虞才智盡責（卷之二十六）

めくれず

めくれず

裏面白紙

旅費	當差費	支拂
地方公共團体補助費	(同) 華盛頓市花費高助	支拂
事務費	二級官給	八
許可	一級官給	六
	四百	五
	一百	四
	二十	三
	八	二
	六	一
旅費	當差費	支拂
六百四十日圓	六百四十日圓	六百四十日圓
消耗品	通關手續費	通關手續費
其餘	六百四十日圓	六百四十日圓

要求理由

現下並に今後に於ける食糧の需給事情に鑑み水産物の増産確保を期する為には水産業用資材の供給確保と配給の適正化を圖ることは最も緊要なことである。

然るに之が主要資材である處の燐油、漁網、綱用錦花、麻類、染料等はその殆ど全部を聯合國より輸入に仰がなければならぬ。之等主要資材に付ては既にその一部は輸入を許可せられ水産物の増産に使用されてゐるのであるが食糧確保上必要な限度の需要を充て得る如く今後益々その輸入量の増加と輸入の促進とを懇請しなければならぬ。

併して之等輸入資材を一そく食糧対策上最大の効果を發揮して貰ふ為には之等の資材が最も効率的に配分され、計画的に而して然も又是適確に配給之小水産物とり比例と相俟て出荷の増強に役立たなければならぬ。このことは又計外的にも之等資材の輸入促進に繋がる事要なると下ある。

更に水産機械器具、土建用資材、包装用資材その他に付ても鐵鋼セメント其の他の國內供給事情に鑑み益々其の確保並に配給の適正化を必要とする事情にある。仍てこの経費を要する。

裏面白紙

説明参考書整理表

職員事務介擇
經費邑分表

計畫年割表

經費支出生年割表

收入積定額

豫算契約に關する要求書

練習許に關する要求書

補充實途に關する要求書

補助金交付要綱

補助金員擔邑介謂

説明文考書

別紙添附
本省

ナナナナナナナナシシシシ

別紙添附

地方職員設置補助規則による

一、職員事務分擔

區

今

農務官	農本	二
技官	農本	三
農務官	農本	四
技官	農本	五
農務官	農本	六

(一) 農業用石油(國土)事務

1. 需求量調査及既今に開(テ)事務

2. 輸送許可現物化調査及使用実績調査(國土)事務

3. 石油品質調査及使用指導(國土)事務

(二) 鐵銅非鉻金屬等(國土)事務

1. 冷凍機械木屋其(ノ)他(國土)事務

2. 農業用之木建築(國土)事務

3. 木鐵等(ノ)他(國土)事務

4. 木鐵等(ノ)他(國土)事務

(三) 錦大綱要調查(國土)事務

1. 錦大綱要(國土)事務

2. 錦大綱要(國土)事務

3. 錦大綱要(國土)事務

4. 錦大綱要(國土)事務

5. 錦大綱要(國土)事務

6. 錦大綱要(國土)事務

(四) 麻皮紙鐵錫製鋼潤滑油(國土)事務

1. 市場調査茶料肥保稅金及配給支領調查(國土)事務

2. 市場調査茶料肥保稅金及配給支領調查(國土)事務

3. 市場調査茶料肥保稅金及配給支領調查(國土)事務

4. 市場調査茶料肥保稅金及配給支領調查(國土)事務

5. 市場調査茶料肥保稅金及配給支領調查(國土)事務

6. 市場調査茶料肥保稅金及配給支領調查(國土)事務

計

一只補助金買擋已分調

種別	事業費	事務費	支庫	國庫	地方夏進已今	備
地方公共衛生他 職員公務附助	助基本頭	三	體助成年	三	屬登金	六月夏進已今
保育	三八・〇四リ	六	道	六	道	其餘
事業費	三・九・九・九	三	道	三	道	其餘
人、トヨリ	リ	一	年	一	年	其餘
保育	二・九・一	一	年	一	年	其餘
都道府県	三・九・九・九	一	年	一	年	其餘
六月	六・四・四	一	年	一	年	其餘
四月	四・四・四	一	年	一	年	其餘
三月	三・九・九・九	一	年	一	年	其餘
二月	二・九・九・九	一	年	一	年	其餘
一月	一・九・九・九	一	年	一	年	其餘

裏面白紙

二 説明参考書
一事業許画

水産物の生産に不可欠なる水産業用資材の供給確保と圓滑なる配給を図るは現下水産食糧確保の重要性より見て最も緊要とする所であるから本省及地方廳に所要の職員を設置して生産配給体制を強化し以て水産物の維持増強を圖るものとす。又一画水産業用資材の生産出荷の確保に萬全を期する為民間専門家に嘱託して生産實情の把握に必要なる事項を調査連絡せしめ又被供給確保と適正圓滑なる配給に資せんとす。

(一) 地方公共團体其他職員費補助

水産業用資材の配給は相當複雜せり以て配給割當等の迅速適正を期すると共に配給關係の調査を行ひ其の対策を速に講ぜ一画沿海郡道府縣に專任職員を設置せしめ之に要する経費の三分之

一を補助せんとす。

種類	数量	車輶金額	頭額	補助率	補助金額	年額	年額	年額
地方公共團體職員	二三	三十九	一	三	三	三	三	三
事務費	二	一	一	一	一	一	一	一
旅費	二	一	一	一	一	一	一	一
経費	二	一	一	一	一	一	一	一
計	七六	四十九	一	一	一	一	一	一

昭和二十一年度官制改正説明参考書（追加豫算ノ分）

監 組 局

事 項 官 名 増加定員 備 考

「優良生絲増産施設に要する經費」

農林技官（二級）
農林技官（三級）

一
一

監絲局に設置
〔岩手縣外三七都府縣〕

二、製絲業實態調査に要する經費

農林技官（二級）
農林技官（三級）

一
一

監絲局に設置
〔岩手縣外三七都府縣〕

三、蠶絲業復興緊急對策實施に要する經費

農林技官（二級）
農林技官（三級）

四
六

監絲局二人　監絲試驗場二人
〔青森縣外四三都府縣〕

農林技官（二級）
農林技官（三級）

六
九

監絲局四人　監絲試驗場二人
〔青森縣外四三都府縣〕

農林技官（二級）
農林技官（三級）

四
二

五人　四人
〔青森縣外四三都府縣〕

農林技官（二級）
農林技官（三級）

八
九

五人　四人
〔青森縣外四三都府縣〕

農林技官（二級）
農林技官（三級）
地方技官（二級）
地方技官（三級）

一
四
六

〔青森縣外四三都府縣〕

計

事項	官名	增加定員	備考
「優良生絲増産施設に要する經費」	農林技官（二級） 農林技官（三級）	一 一	監絲局に設置 〔岩手縣外三七都府縣〕
二、製絲業實態調査に要する經費	農林技官（二級） 農林技官（三級）	一 一	監絲局に設置 〔岩手縣外三七都府縣〕
三、蠶絲業復興緊急對策實施に要する經費	農林技官（二級） 農林技官（三級） 農林技官（二級） 農林技官（三級）	四 六 二 六	監絲局二人　監絲試驗場二人 〔青森縣外四三都府縣〕
農林技官（二級） 農林技官（三級） 地方技官（二級） 地方技官（三級）		八 九	五人　四人 〔青森縣外四三都府縣〕
計		一 四 六	

一優良生株增產施設二兩種。經費

卷之二

旅 給		支 給		一 般		臨 時		分 量		金 額	
二 級		三 級		(項) 臨時諸事務費		臨 時 部		單 價		本 年 度	
級 費		官 給								上 年 度	
一 人		一 人								全 額	
人 人		三 〇 九		四 九 三 〇 〇		二 四 九 〇 〇		二 一 一 〇 〇		七 四 二 〇 〇	
大 人 四 〇		一 〇 八		二 〇 四		一 〇 四		一 〇 四		六 六 六 〇 〇	
大 人 四 〇		二 〇 〇		大 人 五 〇		大 人 五 〇		大 人 五 〇		大 人 五 〇	
大 人 四 〇		三 〇 九		大 人 五 〇		大 人 五 〇		大 人 五 〇		大 人 五 〇	
人 人		三 〇 九		四 〇 一		一 〇 八		三 〇 〇		一 〇 〇	
人 人		四 〇 一		七 〇 八		一 〇 八		一 〇 〇		備 考	

革業貴

普能率的陳述方法

優良生絲増産施設に關する經費説明書

一、要求事由

織絲業の復興五ヶ年計畫は閣議で決定をみ本計畫は着々實行に移されつゝあるが「ナイロン」等の化纖繩糸の發達及支那織絲業發達等の爲日本生絲も之れに對應し海外需要分野を開拓確保するべく速急に織絲技術を改善し以て品質の向上を圖り且増産を強力に推進しようとする

又織絲試驗所に於ては繩檢定及格付方法に付試驗研究を行ふの外全國繩檢定所中十ヶ所の試驗研究の結果を綜合調整し格付方法の万全を期せんとする

二、實施計畫

本目的を早急に而も効果大とする爲左の事項に付試驗研究を委託し所期の目的を果さんとする

(1) 技術者の技術指導並に研究會を開催
技術者の再教育の爲科學的織絲技術の講習、學者等講師の講演或は研究會による相互の討論會等に依り技術の向上を圖らしむる。

(2) 能率的織絲方法の普及

現在織絲法は各工場獨自の形式を探るが必ずしも優秀ではなく一部優秀技術が採用されるも工場の祕密主義のため一般的に行はれないとから今般從來の一部工場に採用されつゝある能率的織絲法を参考として新たなる方式の創定に必要な研究を委託すると共に之が普及徹底に努める

(3) 織絲技術の研究委託

優秀工場を選定し此れに對し織絲技術の科學的研究を委託し得たる成果は技術者の技術指導項目とする

(4) 薦檢定方法改善研究委託

戰時中生絲は専ら内需にて向けられ輸出向優良生絲の生産は等閑にて附された爲薦檢定及び格付方法は單純化せられたつてあるが終戰後生絲は全面的に輸出して轉換した結果優良生絲の生産が強く要請せられつたり既に生絲検査方法の改正を見たる今日當然速かに薦の檢定及び格付方法の改善を圖る爲其の万途を確立するの要がある。依つて全國薦檢定所五十ヶ所中十ヶ所を選定し薦の檢定及び格付方法の試験研究を實施せしめんとす

説明参考書整理表

- 一 職員事務公担
- 二 収入予定額
- 三 地方職員配置表

別紙添付

一、職員事務分担

技術者、技術指導、該研究會
能率的練習法、普及徹底
製絲技術、研究委託
萬検定及格付方法、改善

計

		區	分
一	一	二級	拔
一	一	三級	官
一	一		

一、收入予定期額

區	分	豆	生屑	物	下拂	物	屑	蛹	計
數量									
貢	一	一	一	五	六	五	一	二	
單價									
口	八	八	八	四	四	四	四	三	
金額									
額	二	一	一	六	五	五	一	大六二	
備考									

地方職員人員配置表

計 兒	鹿宮大年長佐禰高楚香德山廣潤萬喜和余兵大宗 歌														地 方 職 員 人 員 配 置 表			
	高崎	今井	橋	賀	因	知	媛	川	島	口	島	根	取	山	良	庫	院	節
一四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

一、製絲業實能加添小舉手。經費

卷之三

		協議會費		諸雜費		直譯及統譯料	
		(現)職員地方公共團體其他		地方法政公團體其他		地方法政公團體其他	
		四三人	四人	五人	六人	七人	八人
計		一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
		二二二二	二二二二	二二二二	二二二二	二二二二	二二二二
		四〇〇〇	三二二二	三二二二	三二二二	三二二二	三二二二
		八〇〇〇	六二二二	六二二二	六二二二	六二二二	六二二二
		二二二二	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
		一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇

製絲業実態調査に要する経費説明書

六月二十日附聯合軍最高司令部指令により製絲業の実態の月別調査を行ふことを命ぜられた。

本調査は製絲業方案特に生絲の輸出計画樹立に錯誤を来たさない爲に正確且迅速に調査を実施せんとし本件質を要求す。

本調査の内容は細部に亘り且機械的計算を要する矣も加はリ從來の製絲業者の調査とは異なる矣少しとせす且製絲業者は零細なるものが大部分なる爲各府縣廳は提案本期日に達延セざるやうに督促すると共に再三検討の上不審のものに付ては照会し或は訂正をさせたる後本省に持参しが直接農林省へ持参することと定めてゐる。合表作成しては該記のない様再検討の上鑑定の指針の資料を作成することとする。

裏面白紙

296

說明参考書整理表

一、職員事務分擔

二、聯合軍指令部覺書

別紙添附

別紙

一、職員事務分擔

區

分

二級

三級

官

級

- 一、資料調査、綜合分類表作製、關係各
廳へ資料配布
- 二、原料調査、綜合分類表作製、原料の
布の調整、資料作製、關係各廳資料配
布
- 三、織機材運轉狀況、綜合分類表作製、
關係各廳へ資料配布
- 四、勞務の綜合分類表作製、關係各廳へ
資料配布
- 五、生産へ資料数量布綜合分類表作製、關係各廳へ
資料配布

計

APENDIX

三一九一（四六九二）ESSAYS

一九四六年四月

(Res.)

商工省及各訴言に對する覺書

日本で於ける被縫工業に對する報告書提出を擇する件

一、聯合軍最高司令官より日本帝國政府に對する昭和二十一年五月二十七日附覺書「聯合軍最高司令官部より提出すべき經濟關係資料」參照のこと。二、商工省及各訴言に對し左記事項を認承する。

1) 日本で於ける被縫工業に對する報告書提出の件につき司令部經濟科部調查統計課より指示を受けるため、この覺書受領後二日以内に代表者は經濟研究所ビル三〇八號室に出頭すること。
2) 報告事項の説明のために、被縫工業各部門代表との打合會を開催することとし、其の打合會の日時及び所を聯合軍最高司令官部經濟科部調査統計課にて通知すること。

(1) 左記事項に關しては與へられる指示により行ふこと。

- (1) 各級維持業の会場又は代表工場に對し報告書用紙を配付すること。
- (2) 記入済報告書を集計し、一覧表作成上の上聯合軍最高司令官部經濟科調査統計課に提出すること。

經濟科科長代つて

調査統計課長 エマソン・ロス

二、發絲織復興緊急對策實施上要了多經費。天絲公司發業織

卷之三

獎	慰勞金	計(全年度)	獎金開價	分數
四	四	六千九百	六	一
三	三	六千八百	五	二
二	二	六千七百	四	三
一	一	六千六百	三	四
四	四	六千五百	二	五
三	三	六千四百	一	六
二	二	六千三百	一	七
一	一	六千二百	一	八
四	四	六千一百	一	九
三	三	六千五百	一	十
二	二	六千四百	一	十一
一	一	六千三百	一	十二
四	四	六千二百	一	十三
三	三	六千一百	一	十四
二	二	六千五百	一	十五
一	一	六千四百	一	十六
四	四	六千三百	一	十七
三	三	六千二百	一	十八
二	二	六千五百	一	十九
一	一	六千四百	一	二十
四	四	六千三百	一	二十一
三	三	六千二百	一	二十二
二	二	六千五百	一	二十三
一	一	六千四百	一	二十四

總業主		員工		事務技術		人業定職		被僱		原苗	
料費	不苗	苗生	資本	天版	僱定	業手	服員	夫備	人	技術	事務
不	三	一	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四
四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六
六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七
七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八
八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九
九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一
十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二
十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三
十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四
十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五
十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六
十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七
十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八
十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九
十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十
二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一
三十一	三十	二十九	二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十
三十	二十九	二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九
二十九	二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八
二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七
二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六
二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五
二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四
二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三
二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二
二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一
二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十
二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九
十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八
十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七
十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六
十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五
十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四
十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三
十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二
十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	

計

事務費級	三級	二級	一級
農業團体其他補助	六二	二八	五〇
市町村農業會	四五	一〇〇	九〇
六月分	〇四〇〇〇〇	〇一〇〇〇〇	〇一〇〇〇〇
五月分	〇四〇〇〇〇	〇一〇〇〇〇	〇一〇〇〇〇
四月分	〇三〇〇　〇	〇一〇〇〇〇	〇一〇〇〇〇
三月分	〇二〇〇　〇	〇一〇〇〇〇	〇一〇〇〇〇
二月分	〇一〇〇　〇	〇一〇〇〇〇	〇一〇〇〇〇
一月分	〇一〇〇　〇	〇一〇〇〇〇	〇一〇〇〇〇
合計	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇

要求事由

我國經濟再建の基礎資本は、多くを輸入に依るだければならぬが、之の支拂手段の大半たる生絲の原料商の生産増強と品質の向上を期すは刻下喫緊の急務である。之に委絲業復興五箇年計画を樹立して之の計画の遂行に當る職員を増加し、委絲業の根源である蚕園の復興を圖ると共に委絲試驗場又地方委業試驗場に於て病虫害の駆除施設を講じ、以て委絲業の急速なる復興を圖らんとするのである。

本説明参考書

事業實施計画

甲 本省に於ける施設

(一) 協議會の開催

桑園の登録及桑園の擴充計画の遂行並に桑苗の生産配給等に關する協議會を全國六箇所に於て年二回開催し、五箇年計画の圓滑な遂行を期すものとす。

(二) 講習會の開催

桑園の擴張と實施するには桑苗の急速な増殖を圖らなければならぬ。先般蚕絲試驗場で挿木による簡易にして早、桑苗生産法を実験したのでこれが急速な普及徹底を圖るため全國六箇所で講習會を開催する。

(三) 宣傳普及事業

右の簡易採苗法を普及するため、其の方法に関する説明を記載した小冊子を配布し、これが急速なる實施を圖るものとする。

(四) 桑園登録施設

蚕絲業五箇年計画の實施の基調をなす桑園の登録を完遂するため、各所に合帳及びこれが趣旨の徹底を期すための印刷物を作製し配付することとする。

乙、蚕絲試驗場施設の分

(一) 優良桑品种の育成普及事業
現在栽培される桑品种には系統が不正で收葉量、葉質等に差異あるものが多。又桑苗生産者は其の系統

の良否等鑑別せしむて母樹として使用し各種の系統と混洧するものがあつて桑園の生産能率を著しく阻害してゐる。そこで蚕糸試験場本支場の氣候風土を異にする地方十箇所に二十町歩の桑園を新設し、十町歩は優良桑品种種育成用に供し十町歩は配布の穂木苗木育成用に供し接穗年々六千三百万本を養成し地方の氣候風土を参考して大々適切なる品种を地方桑園用母樹として配布する而して配布したる接穗六千三万个は都道府縣に於て年々四〇一ノ本の苗木となし穂木母樹として二百万本栽植せしめ年々一億万本（一株より穂木五〇本）の苗木を生産する。

之により年々八千五百町歩（現在桑園十七万町歩の五%の改補植を行ふ。

(二)蚕糞の害虫防除事業

蚕糞の害虫「蟹蛆」及「桑野蠍蟻」によつて蒙る被害は全國に亘つて著しいものがある。其の防除對策は極めて困難であるが、蚕糸試験場に於て試験研究の結果天敵を利用して防除の方策を講ずる事が最も有効である。即ち赤鰐病菌によつて「蟹蛆」「寄生蜂類」によつて「桑野蠍蟻」の駆除豫防を急速に行ふものである。これがうち蚕糸試験場に母菌及寄生蜂類の増殖に必要な設備を立て都督様としてこれを防除に當りて以て產量確保と萌芽向上とを圖るものである。

ハ、地方に於ける施設補助

(一) 桑園擴充施設の補助

桑園の登録の確實迅速なる實施と桑園擴充の計画の適正化並に桑苗の生産増強配給割當等の圓滑なる遂行を圖るより、各都道府縣及各郡の區域に於て年三回協議會を開催せしめるニシテある。

(二) 蟻蛆駆除施設の補助

蚕の最も著しい害虫である蟻蛆による被害は最近激増し、其の豫防駆除を圖ることは目下の急務である。最近蚕糸試驗場に於て赤煙草の利用による蟻蛆駆除法の研究が完成し、顯著な效果のあること判明したので右省と地方蚕業試驗場に於て増殖し、之と滿の集荷場所、蟻蛆の被害の多き、養蚕

家の床下等に撒布し、其の殺滅を圖らんとするもので、地方蚕業試驗場の増殖配布の経費に對し國庫により補助金を交付するものである。

(三) 桑野螟駆除施設の補助

桑野螟による桑園の損害は年々極めて大きく関東以西に於ては平均約一〇%と推算される。從來これが適當な防除方法は少なかつたが、蚕糸試驗場に於て特殊の寄生蜂の利用による有効な駆除方法を発見したが、地方蚕業試驗場との寄生蜂を増殖し多量に發生する区域のある地方に放してこれが駆除を圖らんとするもので右の増殖販賣、配布販賣に對し國庫により補助金を交付するものである。

四 地方公共團體の補助

五箇年計画の達成は先づ桑園の實態を調査、右を基礎として桑園の擴張計画を樹立し、これを通切する実施を期するため地方廳に専任職員として二級技官二人名、三級技官六名計九名を設置し

これに要する経費に對し補助するものである。

五 農業團體との補助

桑園の登録と實施に伴ひ、市町村農業會の技術員は非常に漸化してゐるが、其の的確な壁なる實施を期するため手當を支給するものとする。

説明参考書目整理表

一、職員事務分擔表

二、経費区分表

三、計画年割額

四、経費支出年割額

五、收入豫定額

六、豫算外契約に関する要求書

七、縦越明許に関する要求書

八、補充費用に関する要求書

九、補助金交付要項

一〇、補助金員額区分調

一一、説明参考書

一二、地方職員配置表

別紙添附

ナシ

追提出

別紙添附

一、職員事務分担表

事項	蚕絲局	二級技官	三級技官
蚕絲試驗場	桑園の拡充及登録に關する事項	二一一	二一一
合計	桑園の擴充及登錄に關する事項	二一一	二一一
	桑園の擴充及登錄に關する事項	四二二一	四二二一

總計	地方廳
三二	二八
六八	大二
一〇〇	九〇

二、經費區分表

計	賃費	雜費	原料費	収益試算 新營場	營業室 寄生烽	飼育室	養室	菌類告	寄生烽	雜工事	事務室	計
二、九六、八六〇	一一、五四、七二二	一、八三五	三、八、〇〇〇	四、八、一、一、一	二、四、八、一、一	二、四、八、一、一	二、四、八、一、一	二、四、八、一、一	二、四、八、一、一	二、四、八、一、一	二、四、八、一、一	二、九六、八六〇
一一、五四、七二二	一一、五四、七二二	一、八三五	三、八、〇〇〇	四、八、一、一、一	二、四、八、一、一	二、四、八、一、一	二、四、八、一、一	二、四、八、一、一	二、四、八、一、一	二、四、八、一、一	二、四、八、一、一	一一、五四、七二二
一一、五四、七二二	一一、五四、七二二	一、八三五	三、八、〇〇〇	四、八、一、一、一	二、四、八、一、一	二、四、八、一、一	二、四、八、一、一	二、四、八、一、一	二、四、八、一、一	二、四、八、一、一	二、四、八、一、一	一一、五四、七二二
一一、五四、七二二	一一、五四、七二二	一、八三五	三、八、〇〇〇	四、八、一、一、一	二、四、八、一、一	二、四、八、一、一	二、四、八、一、一	二、四、八、一、一	二、四、八、一、一	二、四、八、一、一	二、四、八、一、一	一一、五四、七二二
一一、五四、七二二	一一、五四、七二二	一、八三五	三、八、〇〇〇	四、八、一、一、一	二、四、八、一、一	二、四、八、一、一	二、四、八、一、一	二、四、八、一、一	二、四、八、一、一	二、四、八、一、一	二、四、八、一、一	一一、五四、七二二

一、地方職員配置表

備考

計

二級技官
三級技官

	滋	三	愛	靜	岐	長	山	福	石	富	新	神	東	千	崎	輝	柳	次	福	山	秋	宮	岩	青	縣
	賀	重	知	岡	阜	野	梨	井	川	山	潟	川	京	葉	玉	馬	木	城	島	形	田	城	手	森	石
計																									
見																									
款																									
島崎分本崎賀岡知賀川島口島山根取山良庫阪都																									
二八	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大二	-	-	=	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
九〇	=	=	=	-	=	=	=	-	=	=	=	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

計	宮	大	熊	長	佐	福	高	愛	香	德	山	廣	岡	鳥	和	奈	兵	大	京						
見																									
款																									
島崎分本崎賀岡知賀川島口島山根取山良庫阪都																									
二八	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大二	-	-	=	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
九〇	=	=	=	-	=	=	=	-	=	=	=	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

裏面白紙

